

## 特例措置番号 816 の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 調査計画案の概要 . . . . . 2
- ③ 評価・調査委員会の調査計画案(審議事項) . . . . . 3
- ④ 規制所管省庁の調査計画案(審議事項) . . . . . 12
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の別表 . . . . . 78
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置のマニュアル . . . . . 80
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 84
- ⑧ 平成21年度の評価意見 . . . . . 89
- ⑨ 評価・調査委員会による調査結果(平成21年度実施分) . . . . . 90
- ⑩ 規制所管省庁による調査結果(平成21年度実施分) . . . . . 141

# ①評価対象となる規制の特例措置の概要

## 学校設置会社による学校設置事業（816）

### <これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

### <関係法令>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

### <取り巻く環境の変化>

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズの高まり。

← 構造改革特区を活用することにより

株式会社が学校を設置することができる

### <主な要件>

- 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならないこと。
- 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：33件（平成23年6月29日現在）

### ◎実際の取組事例

#### ～ビジネス人材育成特区～

実施主体：大阪市

大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。



## ②調査計画案の概要

特例措置の番号	816
特例措置の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H16 下、H17 下、H18 下、H19、H20、H21

### 1. 過去の評価結果の概要

- 規制所管省庁の調査と指摘・・・高校段階では約4割が赤字、大学段階では6校中5校が赤字で、学校事業からの撤退、学部の閉鎖、学校法人への転換が発生している等の状況であるが、弊害の有無の検証については、いずれの学校種においても検討材料を欠き、また、約3分の1の学校が学校法人化を視野に入れているなどといった状況にあるため、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」という意見。
- 規制所管省庁において、認識されている諸課題が株式会社という設置形態に起因するところが大きいと考えられるか等について更に分析することが重要。

### 2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 教育研究面については、高等学校において、不適切な指導体制や法令上必要とされる施設を備えていない例のほか、指導方法の簡略化やサポート校等の活動と混然一体となっている例あり。大学では、研究活動に係る環境整備が十分でなく、大学独自の研究を行う仕組み自体が存在しない例もある。
- 学校経営面については、大幅な定員割れや学校部門の収支状況が赤字の状態が多く見られ、また、資金調達については特定の株主からの借入れや業績の好調な他事業部門からの融通に頼っている例がある。
- 認定地方公共団体については、適切な設置認可や学校に対する教育面からの指導、セーフティネットの整備や学校の評価・公表の責務を十分に果たしていない例が見られる。
- 最近も、大学のキャンパス等の閉鎖が多く発生しているほか、学校法人に転換する例や、学校法人への転換についての相談事例がある。

### 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 認識されている諸課題が同様の学校種等でも生じているのか、株式会社という設置形態に起因するところが大きいのか、学校種の違いに留意しながら、確認する必要がある。

### 4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

規制所管省庁の調査計画案 問06(高校以下)及び問04(大学)

- 資金調達の状況について  
(児童生徒に継続的かつ安定的な教育の機会を保障できているか確認するために必要な事項であるため)

### ③評価・調査委員会の調査計画案

#### 質問票 1 (自己評価用：規制の特例措置に共通の質問項目)

Q 1～Q 7はすべての規制の特例措置について、共通の質問項目です。地方公共団体において、個々の規制の特例措置ごとに回答をご記入ください。

#### Q 1

特定事業の進捗段階について、あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 現在特定事業を実施中（特定事業開始後3か月以上経過）  → Q 2へ
2. 特定事業を開始したばかり（特定事業開始後3か月未満）
3. 準備段階である  → Q 3へ
4. 準備段階にも入っていない

⇒ 回答欄①

#### Q 2 <Q 1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問>

特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。また、その効果の状況について具体的にご記入ください。

1. 発現している  → Q 2-2へ
2. 発現していない  → Q 2-5へ
3. わからない

⇒ 回答欄②

#### Q 2-2 <Q 2で「1.」を選んだ地方公共団体への質問>

発現している効果は次の選択肢の内のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 計画当初から期待していた効果  → Q 2-4へ
2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果
3. 計画当初には期待していなかった効果  → Q 2-3へ

⇒ 回答欄②-2

#### Q 2-3 <Q 2-2で「2.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問>

計画当初には期待していなかった効果とはどのような効果ですか。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄②-3 (Q 2-4へ進んでください)

## Q 2-4

発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。雇用の創出、産業への波及、費用の節減等の経済効果（メリット）とその金額等を具体的な数字を用いてご記入ください。また、経済効果に限らず、例えば、地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上など、様々な社会的効果が発現していれば、併せて具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄②—4（Q 3へ進んでください）

## Q 2-5 &lt;Q 2で「2.」、「3.」を選んだ地方公共団体への質問&gt;

効果が発現していない、または効果が発現しているかわからない理由は何ですか。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄②—5（Q 3へ進んでください）

## Q 3

現在の進捗段階は予定通りでしょうか。あてはまるものを選んでください。

- |                       |     |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 1. 特区計画認定時の予定より進んでいる  | } → | Q 3-2へ |
| 2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる |     | Q 3-3へ |
| 3. 特区計画認定時の予定より遅れている  | →   |        |

⇒ 回答欄③

## Q 3-2 &lt;Q 3で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問&gt;

以下の点についてお気づきの点があれば、それぞれ、ご自由にご記入ください。

- A. 特定事業における要件・手続きの問題（具体的に）  
B. 特定事業に関連する他の法制度等の問題（具体的に）

⇒ Aについて、回答欄③—2-a }  
Bについて、回答欄③—2-b } （Q 4へ進んでください）

## Q 3-3 &lt;Q 3で「3.」を選んだ地方公共団体への質問&gt;

Q 3で予定より遅れている理由は何でしょうか。あてはまるものをすべて選んでください。また、その具体的内容をご記入ください。

1. 特定事業における要件・手続きの問題（具体的に）
2. 特定事業に関連する他の法制度等の問題（具体的に）
3. 現場での事業運営上の問題（具体的に）
4. その他（具体的に）
5. わからない（今後の対応策を具体的に）

⇒ 回答欄③—3（Q 4へ進んでください）

Q 4

本特定事業を活用している特区計画の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄④（Q 5へ進んでください）

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑤（Q 6へ進んでください）

Q 6

本特定事業の実施で他地域ではおそらく発現しないと思われる貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑥（Q 7へ進んでください）

Q 7

特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑦（質問票 2へ進んでください）

**質問票2**（各規制の特例措置毎に異なる質問項目）

特定事業番号	816
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票1**にある共通質問項目Q1～Q7までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票2**にあるQ8に進んでください。回答する際に、Q12～Q18は学校設置会社から、Q19～Q21は当該学校に通う保護者から、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

## Q8 &lt;地方公共団体への質問&gt;

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

⇒ 回答欄⑧

## Q9 &lt;地方公共団体への質問&gt;

株式会社立学校の設置により、既存の教育行政あるいは公立学校に影響を与えたことがありますか。影響を与えたことがある場合には、その良い影響、あるいは悪い影響について、それが株式会社に起因するものか、校種によるものか等を含めて具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄⑨

## Q10 &lt;地方公共団体への質問&gt;

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑩

## Q11 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。

また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄⑪（記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください）

## Q12 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑫（記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください）

## Q13 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑬（記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください）

## Q14 ⇒ &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

学校法人ではなく、株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点があるとお考えかも含め、関連する以上の間について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑭（記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください）

## Q15 ⇒ &lt;当該学校に通う保護者への質問；【一部抽出】&gt;

株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

回答欄⑮（記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください）

以上



**質問票2**（各規制の特例措置毎に異なる質問項目）

特定事業番号	816
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票1**にある共通質問項目Q1～Q7までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票2**にあるQ8に進んでください。回答する際に、Q11～Q18は学校設置会社から、Q19は当該学校に通う生徒から、Q20～Q22は当該学校に通う学生・保護者から、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

**Q8** <地方公共団体への質問>

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

⇒ 回答欄⑧

**Q9** <地方公共団体への質問>

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑨

**Q10** <学校設置会社への質問；【全数】>

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。  
また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄⑩（記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください）

## Q 1 1 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑪ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q 1 2 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑫ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q 1 3 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

学校法人ではなく、株式会社(学校設置会社)という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。なお、現在の都道府県の学校法人の設立認可や私立学校の設置認可のあり方が厳格過ぎるという指摘もありますが、こうした学校法人の設立認可や私立学校の設置認可のあり方を含め学校法人関係の制度について何か問題点がある場合は、その改善策について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑬ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q 1 4 &lt;当該学校に通う生徒への質問；【一部抽出】&gt;

株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑭ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q 1 5 &lt;当該学校(通信制高校のみ)に通う生徒・保護者への質問；

【一部抽出】>

株式会社が通信制高校の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、なにか不安に感じることはありますか。

⇒ 回答欄⑮ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

以上

**質問票 2** (各規制の特例措置毎に異なる質問項目)

特定事業番号	816
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 7 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 8 に進んでください。回答する際に、Q 11～Q 19 は学校設置会社から、Q 20 は当該学校に通う学生から、Q 21 は当該学校に通う学生・保護者から、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

**Q 8** <地方公共団体への質問>

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上及び研究上どのようにニーズを満たすことができましたとお考えですか。

⇒ 回答欄⑧

**Q 9** <地方公共団体への質問>

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑨

**Q 10** <学校設置会社への質問；【全数】>

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。  
また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄⑩ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q11 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑪ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q12 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

本特定事業の実施により、どのような教育・研究上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄⑫ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q13 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

学校法人ではなく、株式会社(学校設置会社)という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点があるとお考えかも含め、関連する以上の間について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄⑬ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

## Q14 &lt;学校設置会社への質問；【全数】&gt;

将来的に、学校法人制度が見直され、何かしらの方法で株式会社が学校法人格を取得した上で大学・大学院などを設置する事が可能になるとしたら、そのようなやり方は望ましいとお考えですか。

⇒ 回答欄⑭ (記入要領に沿って、意見聴取シートを添付してください)

以上

#### ④規制所管省庁の調査計画案

##### 平成23年度調査票(規制の特例措置用)

1.	規制所管省庁名	文部科学省
2.	特定事業の番号	816
3.	特定事業名	学校設置会社による学校設置事業

4. 弊害の発生に関する調査  
4-1.

①	調査内容	学校設置会社による学校設置事業の実施状況、学校設置会社の経営状況、学校設置会社により設置された学校における教育活動等
②	調査方法	書面による調査(アンケート及びデータ収集) ※なお、学校への実地調査を別途実施。
③	調査対象	学校設置会社(学校設置会社が設置する小学校、高等学校、大学(大学院を含む))、認定地方公共団体、当該認定地方公共団体が所在する都道府県、広域通信制の高等学校を設置する県・学校法人
④	実施スケジュール	①アンケートの配布時期:10月中 ②アンケートの回収時期:11月

貴社において現在進められている学校設置事業に関し、以下の質問にご回答ください。

回答は、様式A、様式1～10に記入頂き、必ず電子媒体で送付願います。  
また、各様式のエクセルの統合、縮減等は絶対に行わないでください。

※ 各質問項目等には、当該項目についてお尋ねする学校・学校設置会社の範囲に関し、〔既設校のみ〕、〔新設校のみ（既設校は変更等あった場合）〕、〔新設校・既設校共通〕の、いずれかの分類を付しています。

各学校設置会社におかれては、下記により、各分類のうち該当するものについて、ご回答・資料提供いただけますようお願いいたします。

\* 〔既設校のみ〕

平成16～22年度から既に学校を開校している学校設置会社のみに対してお尋ねする質問項目です。

\* 〔新設校のみ（既設校は変更等あった場合）〕

主として、平成23年度に新たに学校を開校した学校設置会社のみにお尋ねする質問項目です。

ただし、平成16～22年度開設校の設置会社であっても、当該質問に係る事項に関し、昨年度の調査時点以降、変更等がある場合には、ご回答願います。

\* 〔新設校・既設校共通〕

平成16～22年度開設校、平成23年度開設校いずれの開設校の設置会社に対しても、共通にお尋ねする質問項目です。

また、〔通信制高校のみ〕と記載のある項目については、通信制の課程を置く高等学校（他の課程と併設している場合を含む）のみ回答してください。

## 〈 調査事項 〉

### I. 経営方針等

#### 問01 初年度児童生徒納付金額〔新設校・既設校共通〕

平成23年度入学者に係る児童生徒の初年度納付金の金額等について、別添の回答様式1により回答してください。また、貴社が設置する面接指導以外を行うことを目的とした学習センターなどの施設や貴社又は系列会社が経営するいわゆるサポート校などについて入学時に併せて募集している場合は、当該教育施設に係る納付金についても記載願います。

#### 問02 在学者・卒業者の状況〔新設校・既設校共通〕

次の事項について、別添の回答様式2により、数値データを入力してください。

- ①平成23年5月1日現在における各課程、学科等ごとの在学者数
- ②平成16～23年度の入学者に係る入学志願状況及び在籍の状況
- ③平成23年3月31日現在における進路状況

また、通信制の課程を置く高等学校については、設置にあたり現在の収容定員とした考え方（積算根拠等）について回答してください。

(※) なお、複数の特区に課程、学科等が設置されている場合には、特区ごとの数値を分けて入力してください。

#### 問03 収支の状況〔既設校のみ〕

- (1) 平成22年度における学校教育事業（学校教育法第1条に規定する学校の経営のみを指し、通信制高等学校におけるいわゆるサポート校のような、学校教育法第1条に規定する学校の経営ではない教育事業は除く。以下同じ。）の収入・支出の状況（補助活動・受託事業・収益事業による事業収入を含む）について、別添の回答様式3により回答してください。
- (2) 学校教育事業について、会計上の区分の有無を回答してください。また、区分している場合には、学校教育事業の会計と他事業の会計との間で繰入れを行う場合があるか、ある場合にはどのような場合かを具体的に記述してください。

#### 問04 学校教育事業以外の事業の状況〔新設校・既設校共通〕

貴社において、学校教育事業以外の事業として、学校教育を間接的に支援する事業（通信制高等学校におけるいわゆるサポート校のようなものを含む。）を行っていますか。行っている場合は、どのような事業を行っているか、また、当該事業を会計上どのように扱っているか（例：学校教育事業以外の事業として区分経理している、教育事業部門の中で収益事業として計上しているなど）、具体的に記述してください。また、既設校にあっては、学校教育を間接的に支援する事業毎の平成22年度の収入・支出の状況が分かる資料を提出してください。

#### 問05 他社（または自社の他部門）との業務上・経営上の関わり〔新設校・既設校共通〕

貴社の学校教育事業と他社（または自社の他事業・他部門）との業務上・経営上の関

わりはありますか（例：学校教育法第1条に規定する学校ではない教育機関の入学者に対して貴社が設置する学校への入学を案内、生徒が共通に在籍など）。ある場合は、その内容・理由を、さらに自社の他事業・他部門の場合は会計上の区分の有無を回答してください。

#### 問06 資金調達の状況について〔新設校・既設校共通〕

これまでの学校運営のための資金調達の状況について、別添の回答様式4により回答して下さい。

#### 問07 収支改善のための対応の状況〔新設校・既設校共通〕

貴社においては、これまで、学校教育事業における収支改善のために、どのような収益増強努力や経費削減努力を行ってきましたか。具体的に記述してください。

#### 問08 赤字発生時の対応の状況〔新設校・既設校共通〕

貴社における学校教育事業の収支状況が赤字の場合、どのようにして赤字を補填していますか（あるいは、赤字の補填を予定していますか）。別添の回答様式5により、各年度ごとに、額及び補填方法（例：他事業からの繰り入れ、関連会社からの支援、金融機関からの借入れ、学校債の発行）を具体的に記述してください。

#### 問09 経営情報の公開〔新設校・既設校共通〕

構造改革特別区域法第12条第3項及び第4項に基づき、学校設置会社には一定の経営情報公開が義務付けられています。

貴社におかれては、財務諸表をはじめとした会社の経営状況に関する情報の公開について、どのような情報を、どのような人々に向け、どのような媒体・手段を用いて取り組んでいますか、具体的に記述してください（ホームページ等で公開している場合は、URL等をあわせて記載してください）。

また、会社全体の情報公開とは別に、学校教育事業に係る経営情報の公開について、特別の取組みがあれば、あわせて記述してください。

#### 問10 学校設置の意義〔新設校・既設校共通〕

学校設置会社と学校法人の学校経営を比較し、相違点、共通点、利点又は弊害についてどのように考えますか。具体的に記述してください。

#### 問11 学校法人化に向けた検討〔新設校・既設校共通〕

貴社において、学校法人化に向けた検討の状況について、最も当てはまるものを1つお選びください。また、その理由について、具体的に記述してください。

- a 学校法人化に向け、具体的に準備している。
- b 学校法人化の可能性を念頭に、自治体と相談している。
- c 学校法人化の可能性を念頭においているが、自治体との相談までは至っていない。
- d 現段階において学校法人化は考えていないが、魅力を感じる。
- e 学校法人化することは考えていない。



**問 1 2 過去の指導について〔新設校、既設校共通〕**

貴社においては、過去に認定地方公共団体から指導を受けたことがありますか。受けたことがある場合には、その具体的な内容と、その指導を踏まえた対応について記述してください。（複数該当がある場合には、すべて回答してください。）

## Ⅱ. 経営と教学のバランス

### 問 1 3 経営組織と教学組織との関係について〔新設校・既設校共通〕

貴社においては、株式会社としての意思決定を行うに当たって、設置する学校の教学組織の意見をどのように反映していますか。また、経営側と教学側との意思疎通を図るために、どのような措置を講じていますか。具体的に記述してください。

### 問 1 4 株主との関係〔新設校・既設校共通〕

- (1) 貴社における株主の構成はどのようになっていますか。別添の回答様式 6により回答してください。
- (2) 学校経営の方針について、株主の意向をどのような方法で把握していますか。具体的に記述してください。
- (3) 学校経営の方針について、株主の意向と不一致が生じた場合には、どう対応しますか。例えば、株主から、不採算の学校事業から撤退するよう求められたり、あるいは、学校教育事業よりも収益率の高い他の事業に資源を集中するよう意見が出た場合、どのように対応しますか。実際にそのような事例がある場合には当該事案も明記の上、具体的に記述してください。

### 問 1 5 利益の扱い〔新設校・既設校共通〕

貴社においては、学校設置事業を通じて得た利益をどのように扱っていますか。配当方針を含めて、具体的に記述してください。また、当該利益の扱いが定款等に定まっている場合には、その具体的な規定もお示しください。

### Ⅲ. 教育活動に関する状況

#### 問 1 6 添削指導の実施状況〔通信制高校のみ、新設校・既設校共通〕

- (1) レポートの回答形式について、最も当てはまるものを1つお選びください。また、そのような方法を採用している理由について、具体的に記述してください。
  - a ほとんど（約8割以上）の回答において記述式を採用している。
  - b ほとんど（約8割以上）の回答において多肢選択式を採用している。
  - c 記述式と多肢選択式が混在している。
- (2) レポートの添削について、正誤のみを記載しているか、又は誤答であった場合に解説を付しているかを回答してください。また、これを含め、教員への添削の指導方針について詳しく教えてください。
- (3) 添削後の指導方法について、具体的に記述してください。

#### 問 1 7 面接指導の実施方法・実施場所〔通信制高校のみ、新設校・既設校共通〕

- (1) 面接指導の実施方法について、当てはまるものをお選びください。複数ある場合は、全てご回答ください。また、そのような方法を採用している具体的な理由と、それぞれの実施方法で面接指導を受けている生徒数の割合を回答してください。
  - a 週（又は月）に1～2日程度の面接指導を行っている。
  - b 週に3日以上面接指導を行っている。
  - c 特定時期に集中して行っている。（いわゆる「集中スクーリング」形式）
  - d その他（具体的に記述してください。）
- (2) 本校とは別に面接指導を行う施設等がある場合は、当該施設等の名称及び場所（〇〇県〇〇市）を回答してください。

#### 問 1 8 面接指導時間の免除等〔通信制高校のみ、新設校・既設校共通〕

- (1) 通信教育を行う上で、高等学校通信教育規程第2条第2項に規定される「放送その他多様なメディアを利用した指導」を取り入れて、面接指導の免除を行っている場合は、その科目の名称、単位数、面接指導の実施時間数、免除時間数、メディアの種類、メディアの作成元（〇〇出版、自社において作成など）について別添の回答様式7により回答してください。
- (2) 「放送その他多様なメディアを利用した指導」を取り入れている場合、視聴の確認・成果の確認をどのように行っているか、また、成果の確認をどのような評価基準で行っているのか、ご回答ください。あわせて、視聴確認・成果確認を行うための様式（視聴確認票など）があれば、送付願います。
- (3) 「放送その他多様なメディアを利用した指導」を取り入れている場合、その授業に関する生徒からの質問を積極的に受け入れるなど、生徒との双方向的なやり取りを確保するための取り組みを行っていますか。具体的に記述してください。

#### 問 1 9 試験の実施方法・実施場所〔通信制高校のみ、新設校・既設校共通〕

- (1) 試験の具体的な実施方法（例：本校において試験を実施）、年間の実施回数、時期について記述してください。また、試験を実施せず、成果物のみで評価を行っている教科がある場合は、①教科・科目名、②評価基準、③成果物による評価を取り入れている理由を具体的に記述してください。
- (2) 本校とは別に試験を行う施設等がある場合は、施設等の名称、及び場所（〇〇県〇〇市）を回答してください。

## IV. 学校施設等に関する状況

### 問20 面積基準〔新設校のみ〕

校舎（延べ床面積）と運動場（体育館等の屋内運動施設は除く）の面積をご回答ください。また、設置基準（※）に規定されている面積に満たない場合は、その理由・考え方について詳しくご回答ください。

（※）高等学校通信教育規程第8条、高等学校設置基準第13条及び第14条を参照。

### 問21 教室等〔新設校のみ〕

以下の施設が備えられているかご回答ください（○か×で選択）。

①教室 ・ ②図書室 ・ ③保健室 ・ ④職員室 ・ ⑤体育館

### 問22 他の学校等の施設の使用〔新設校・既設校共通〕

問20及び問21に示した施設について、他の学校や行政機関等の施設を使用しているものがある場合は、その施設名・所有者・使用の条件をご回答ください。（※「使用の条件」の記載例：賃貸借契約、無償貸与契約、施設利用（月々の申込みによるものなど）、その他の契約（具体的に記載））

### 問23 特区区域外の学習センター及びサポート校等の施設〔通信制高校のみ、新設校・既設校共通〕

特区区域外に学習センターなどの施設を設置していたり、いわゆるサポート校などの他の教育施設等と連携した活動を行っている場合は、その施設の名称及び場所（○○県○○市）を回答してください。

## V. 教職員に関する状況

### 問 2 4 教員免許〔新設校・既設校共通〕

- (1) 所属するすべての教員の担当教科、保有する教員免許状の種類を、別添の回答様式 8によりご回答ください（一人の教員が複数の免許状を保有する場合は、そのすべてをご回答ください。）。
- (2) その教科の免許状を保有していない人が添削や面接指導を行うことがある場合、どのような方法をとっていますか。別添の回答様式 9によりご回答ください。

### 問 2 5 教員研修〔新設校・既設校共通〕

- (1) 所属する教員に対して、どのような研修を行っていますか。具体的にご回答ください（例：新任教員研修、教科別研修等）。
- (2) 個々の教員に対して、能力、適性等を評価して、体系的な研修計画を立てていますか。立てている場合には、その研修計画について具体的にご回答ください。

### 問 2 6 教職員の雇用等の状況〔新設校・既設校共通〕

貴校の教員について、本務教員・兼務教員の別、兼職の状況等について、別添の回答様式 10によりご回答ください。

### 問 2 7 教職員の人件費・給与等〔新設校・既設校共通〕

貴校の教員の人件費及び給与について別添の回答様式 8に記述してください（既設校においては平成 22 年度の金額、新設校においては平成 23 年度予算の金額）。また、教員の年齢構成、経験年数[平成 23 年 5 月 1 日現在]、年間勤務時間数（非常勤のみ）についても併せてご回答ください。

〈資料依頼〉

貴社において作成された以下の書類をご供与くださいますよう、お願いします。

〔新設校・既設校共通〕 ☆は通信制の課程を設置する高等学校のみ

(1) 直近事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動書及びキャッシュフロー計算書並びにこれらの明細書）

※ 会社全体の計算書類中に学校教育事業の内訳を明記し、又は会社全体の計算書類に学校教育事業の計算書類を添付して提出してください。

(2) 直近事業年度の事業報告書（株主総会の開催実績及び概要を含む）

(3) 会社及び学校教育事業の平成23年度予算書及び事業評価書

(4) 平成23年4月1日から9月30日までの期間に係る会社全体及び学校教育事業の決算の状況（中間決算、平成23年度第一四半期決算など）

※ 貴社において、現在までに作成されている決算報告書類等を提出してください。

(5) 教職員（常勤・非常勤）に適用される就業規則、給与規程・退職金規程、労働時間規程、安全衛生規則等

(6) 校務分掌の分かる資料（規則・規程等）

(7) 学校案内（パンフレット等）、募集要項、入学案内、学則、学生便覧、履修要綱

(8) 1クラス当たりの児童生徒数や学級編制がわかるもの（学校要覧など）

(9) 教育課程表

（通信制の高等学校については、添削指導、面接指導の回数わかるもの）

(10) 添削指導の教材 ☆

(11) 平成23年度の年間の面接指導の実施計画（各教科・科目の指導日程まで分かるもの）、一人の生徒が3年間に受ける面接指導のモデルケースがわかる資料 ☆

(12) 試験問題（国語、数学、英語について各1科目）☆

(13) 特別活動の教育内容のわかる資料

(14) 各学年の課程の修了認定（単位制の高等学校以外）、単位認定（単位制の高等学校のみ）、卒業認定の具体的な基準が分かる資料

〔新設校のみ（既設校は変更等あった場合）〕

(1) 学校教育事業の事務組織表

(2) 会社の定款及び取締役会規則

ご協力ありがとうございました。

## 様式 1 (問 0 1 関係)

各課程・学科等の名称	1 人 当 たり 額 (千円)						受 験 料 (千円)	該 当 入 学 者 数
	授 業 料	入 学 料	施 設 設 備 費	実 験 実 習 費	そ の 他 ( )	合 計		
※以下は貴社が設置する面接指導以外を行うことを目的とした学習センターなどの施設や貴社及び系列会社が経営するサポート校などの施設における募集を行っている場合に記載								
(例:〇〇学校学習センター等)								

## 【備考】

- i) 「1人あたり額」欄に記入する金額は、千円単位（千円未満は四捨五入すること）とし、年額を記入してください。試験入学、推薦入学その他で納付金の額が異なる場合についても、それぞれの区分ごとに別々に記入してください。

- \* 「授 業 料」； 履修単位数に応じて授業料が加算される、いわゆるクレジット制を採用する場合については、初年度に平均的に履修する単位数に1単位当たり料金を乗じて得た額を記入してください。
- \* 「入 学 料」； 1年次入学生の入学料を記入してください。
- \* 「施 設 設 備 費」； 名称のいかんにかかわらず、施設設備の建設、維持等の目的で徴収する納付金の額(2種以上の場合はその合計額)を記入してください。
- \* 「実 験 実 習 費」； 体育実習費、調理実習費等の実験実習に要する経費として徴収する納付金の額(2種以上の場合はその合計額)を記入してください。
- \* 「そ の 他」； 上記以外の納付金(図書費、暖房費等、2種以上の場合はその合計額)を記入し、納付金の名称を( )に記入してください。

- ii) 「受験料」欄には、入学試験の受験料を記入してください。

- iii) 「該当入学者数」欄には、平成23年度の入学者のうち、当該納付金額が適用される学生・児童生徒等の数を、記入してください。

## 様式 2 (問 0 2 関係)

(1) 各課程・学科等ごとの在学者数 [平成 2 3 年 5 月 1 日現在]

[ 課程・学科等の名称： 制 科 ]

学 部 等 計	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	(第 4 学 年)
人	人	人	人	人

[ 課程・学科等の名称： 制 科 ]

学 部 等 計	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	(第 4 学 年)
人	人	人	人	人

[ 課程・学科等の名称： 制 科 ]

学 部 等 計	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	(第 4 学 年)
人	人	人	人	人

(2) 入学志願状況及び中途退学等の状況 (%, 人)

	平成 1 6 年度入学 者	平成 1 7 年度入学 者	平成 1 8 年度入学 者	平成 1 9 年度入学 者	平成 2 0 年度入学 者	平成 2 1 年度入学 者	平成 2 2 年度入学 者	平成 2 3 年度入学 者
募集人員 (a)								
志願者数								
受験者数								
合格者数								
入学者数 (b)								
募集人員 充足率 (b/a)								
収容定員計 (c)								
在籍者数計 (d)								



在籍率 (d/c)								
学習センター等に入っている生徒数(在籍者数に占める割合) ※								
中退者数 H23.10.1まで								
原級留置者数								

※貴社の設置する学習センターや、貴社又は系列会社が経営するサポート校等に併せて在籍している生徒の人数について、学習センターやサポート校等ごとに記載してください。また、( )内にそれぞれの在籍者数に占める割合を記載してください。

○現在の収容定員とした考え方(積算根拠等)

--

(3) 進路の状況[平成23年3月31日現在]

	中・高・大・ 専修学校等 へ入学	就職	一時的な仕 事に就いた 者	進学未内定 者・休職者 ・無業者	死亡・不 詳のもの	左記以外 の者	計
男							
女							
計							

様式3（問03（1）関係）

学校教育事業の収支状況 [平成22年4月1日～平成23年3月31日]

● 収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	金 額	損益計算書上の 計上科目
学生生徒等納付金収入			
	授業料		
	入学金		
	実験実習料		
	施設設備資金		
	その他 ( )		
手数料収入			
	入学検定料		
	試験料		
	証明手数料		
	その他 ( )		
寄付金収入			
	特別寄付金		
	一般寄付金		
	現物寄付金		
資産運用収入			
	奨学基金運用		
	受取利息・配当金		
	施設設備利用料		
	その他 ( )		
資産売却収入			
	不動産売却		
	有価証券売却		
	その他 ( )		
資産売却差額			
事業収入			
	補助活動（寮、食堂、売店、 スクールバス等）		
	受託事業		

	収益事業		
	その他（ ）		
	雑収入		
	廃品売却収入		
	その他（ ）		
	前受金収入		
	授業料前受金		
	入学金前受金		
	実験実習料前受金		
	施設設備資金前受金		
	その他（ ）		
	その他の収入		
	前期末未収入金		
	貸付金回収		
	預り金受入		
	その他（ ）		
	前年度繰越金		
	収入の部合計		

● 支出の部 (税引き前)

(単位 円)

科 目	部 門	金 額	損益計算書上の 計上科目
人件費支出			
	教員人件費		
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職金		
	その他 ( )		
教育研究経費支出			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	奨学費		
	印刷製本費		
	校地・校舎借料		
	減価償却費		
	補助活動事業		
	その他 ( )		
管理経費支出			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	減価償却費		
	地代・家賃		
	その他 ( )		
借入金等利息支出			
	借入金利息		
	学校債利息		
資産運用支出			
	有価証券購入		
	その他 ( )		
資産処分差額			
	有価証券処分差額		
	その他 ( )		
その他の支出			
	手形債務支払		
	前期未払金支払		

	預り金支払		
	前払い金支払		
	徴収不能引当金繰入額 (又は徴収不能額)		
	その他 ( )		
	支出の部合計		

税引前収支差額 (収入の部合計－支出の合計)	円
---------------------------	---

[ 備考 ]

- i) 「収入の部合計」は、損益計算書(学校教育事業分内訳)上の「営業収益」、「営業外収益」、「特別利益」の額の合計に一致すること。
- ii) 「支出の部合計」は、損益計算書(学校教育事業分内訳)上の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、及び「特別損失」の額の計に一致すること。
- iii) 「税引前収支差額」は、損益計算書(学校教育事業分内訳)上の「税引前当期純利益」の額に一致すること。
- iv) 必要に応じ、この表に掲げる科目以外の科目を追加することも可能とすること。

## 様式4（問06関係）

1. 貴学校設置会社及び親会社の資金調達のこれまでの実績について、以下の表にご記入下さい。

資金調達の方法	資金調達を実施した会計年度	調達総額（※）	資金調達の目的	資金の使途の内訳
自社もしくは親会社の株式発行（増資を含む）			(例) ・教育研究設備充実のための投資 ・学校の教育研究活動の運転資金にあてるため	
自社もしくは親会社の社債発行				
自社もしくは親会社の金融機関からの借入れ				
親会社からの資金の繰入れ				
一般からの寄附金の募集				
自社内資金を利用（剰余金・基本金の取崩）				
その他 ( )				

2. 1. で株式発行や社債発行を行っていない場合、その理由を以下から選択してご回答下さい。（複数回答可）

- a. 株式発行や社債発行による学校事業からの収益増や企業価値向上等、新規発行の意義についての株主の理解が得られなかった、又は得られないであろうと判断したため。
- b. 株式発行や社債発行以外の外部からの資金調達によって、学校事業継続・発展のための必要な資金が確保できるため。
- c. 授業料の値上げ等、学校事業からの収益増により、学校事業継続・発展のために必要な資金が確保できるため。
- d. その他（具体的に： )

## 様式5（問08関係）

○ 赤字が発生した場合の補填状況

年度 ※予定の場合は （予定）と記載	補填額 （万円）	補填方法（記載例：親会社からの支援、授業料の引き上げ）

## 様式 6 (問 14 (1) 関係)

### ① 株主総数

株主の総数 [平成 年 月 日現在]		
	うち 個人株主	うち 法人株主
人・法人	人	法人

### ② 株式保有比率の最も高い株主から上位 10 位までの株主の名称及びその保有比率 (平成 23 年 9 月 1 日現在)

順位	株 主 の 名 称 ( 法 人 / 個 人 の 別 ) ※ 該当するものに○	株式保有比率 ※ 小数第 2 位を 四捨五入	他の株主 との関係
1	( 法人・個人 )	. %	
2	( 法人・個人 )	. %	
3	( 法人・個人 )	. %	
4	( 法人・個人 )	. %	
5	( 法人・個人 )	. %	
6	( 法人・個人 )	. %	
7	( 法人・個人 )	. %	
8	( 法人・個人 )	. %	
9	( 法人・個人 )	. %	
10	( 法人・個人 )	. %	
上 位 10 株 主 の 計		. %	

## 様式 7 (問 18 (1) 関係)

科目名	単位数	面接指導 の実施 時間数	免除 時間数	メディアの種類 (例: CD-ROM、 インターネット 配信 等)	メディアの作成元 (例: ○○出版、自 社において作成 等 )
計					





## 様式9（問24（2）関係）

該当する番号に○をつけた上で、具体的に補足してください。

- 1 都道府県教育委員会から免許外教科担任の許可を受けて他の免許状を有する教員を当てている。

免許外教科担任の許可を必要とする教科	担当教員が所有する免許状の種類

- 2 特別非常勤講師制度を活用している  
 (所属するすべての特別非常勤講師について詳細を下記にご記入ください。)

学校種	教科	テーマ	職業
(例) 中学校	道徳	命の大切さ	医師

学校種	教科	テーマ	職業

- 3 ティームティーチング形式で授業を行わせている。
- 4 その他

様式 10 (問 26 関係)

	人 数	うち本務教員			うち兼務教員	
		うち兼職あり	うち非常勤		うち非常勤	
校 長	人	人	人	人	人	人
副校長・教 頭	人	人	人	人	人	人
教 員 (主幹教諭・指導教諭・ 教諭・助教諭・講師)	人	人	人	人	人	人
養護教員 (養護教諭・養護助教諭)	人	人	人	人	人	人
栄養教諭	人	人	人	人	人	人
事務職員	人					

1) 人数(本務・兼務別)は、平成22年度学校基本調査の報告と一致すること。

- ※ 本務・兼務の区別は、辞令書等により判断する。辞令等ではっきりしない場合は、俸給(給料又はこれらに相当するものを含む)を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とする(2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とする。)
- ※ 非常勤の講師は、兼務者として扱う。

○ 教諭等及び事務職員の各々の人数の積算方法・考え方(どういった理由・考え方により、その人数なのか。なぜ、常勤・非常勤の人数をその割合としたかなど。)

	積算根拠・考え方
教諭等	
事務職員	

(調査票2)  
保護者(高校以下関係)用

※ 以下の質問に関しては、貴校に在籍しているお子さんの保護者（5～10名程度）に対して調査を実施していただくようお願いいたします。平成16～22年度開設校、平成23年度開設校のいずれの開設校の学校設置会社におかれても調査をお願いいたします。  
ご回答に関しては、集計等をしていただく必要はございません。

なお、平成16～22年度開設校においては、昨年度までの入学者と本年度入学者の双方の保護者の方に、ご記入をいただくようお願い致します。

※ ご回答いただくに際しては、ご自身のお子さんのご意見も適宜反映していただくようお願いいたします。

### 問1 学年について

お子さんが今の学校に入学したのはいつで、現在何年生ですか。

○ 平成（            ）年度入学   （現在（            ）年生）

### 問2 志望理由について

お子さんを通わせる学校として、この学校を選んだ理由はどのようなものですか。具体的に教えてください。

### 問3 この学校に対する評価について

以下の項目について、もっとも当てはまるものをひとつ選択し、（ ）内にア～オの記号を記入してください。また、これらも含め、この学校について、「評価している、満足している点」と、「評価していない、改善を求めたいと思っている点」を、それぞれ自由に挙げてください。

（評価）

- ア 大変評価している。
- イ 評価している。
- ウ 何とも言えない。
- エ あまり評価していない。
- オ 問題があると考えられるため改善すべきである。
- カ 把握していない。

- （    ）① 教室、学校図書館、保健室、体育館、運動場等の施設や設備が十分か
- （    ）② 教育の質がよいか（教員による添削や授業、指導方法が適切か）
- （    ）③ 成績の評価方法がよいか（適切な成績評価がなされているか）
- （    ）④ 子どもの進路に関する学校の取組（就学・就職相談が適切に行われているか）
- （    ）⑤ 学校の入学金や授業料が適切か

○評価している、満足している点

○評価していない、改善を求めたいと思っている点

--

貴都道府県では、域内の市区町村において、構造改革特別区域法に基づく内閣総理大臣からの計画認定を受け、株式会社による学校設置事業が実施されています。このことに関し、次の質問にご回答くださいますようお願いいたします。

**問 1 認定地方公共団体及び学校設置会社との情報共有について**

- (1) 域内の市区町村が策定した特区計画に基づく学校設置会社の活動等について、当該市区町村とはどのくらいの頻度で連絡をとっていますか。当該市区町村との年間の連絡回数とともに、当該市区町村から相談を受けたことがある場合や、貴都道府県からの連絡・助言をしたり報告を求めたことがある場合には、その具体的な内容を記述してください。
- (2) 学校設置会社やその設置する学校について、情報を把握する取組みを行っている場合には、その具体的な内容を記述してください。

**問 2 株式会社による学校設置事業等について**

- (1) 通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営面、教学面両方の観点から具体的に記述してください。
- (2) 高校以下の私立学校に対する設置認可や所轄庁としての指導監督については、通常は都道府県知事が行うこととされていますが、特区において株式会社が設置する学校については、認定地方公共団体（現状ではすべて市区町村）がこれらの事務を行うこととなっています。学校の設置認可及び指導監督を市区町村が行うことについて、どのような利点及び弊害があると考えますか。具体的に記述してください。
- (3) 貴県において定められている、①学校法人の設立認可に関する基準、及び②私立学校の設置認可に関する基準を送付してください。また、貴県において、学校法人の設立又は私立学校の設置について、①及び②の基準を満たしているかという判断のほか、設立・設置認可・不認可を行う根拠として考慮されている事情（学校・学校法人の適正配置等）はありますか。ある場合には、理由と併せて具体的に記述してください。

**問 3 特例措置の全国化について**

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認することにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校を設置できるようにすること）が行われます。

株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴都道府県としてどのように考えますか。ア～オから最も当てはまるものを選ぶとともに、そう考える具体的な理由を記載してください。

- ア 全国化すべきである。
- イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。
- ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。
- エ 全国化すべきでない。
- オ わからない。

#### 問4 その他

以上のほか、株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

ご協力ありがとうございました。



※ 以下の質問にご回答ください。

**問1 特区計画の具体的成果**

**(1) 申請時に期待していた「成果」に対する認識・分析**

貴自治体が認定を受けた特区計画に示された目標に関連して、株式会社立学校に係る特例措置について、計画申請当初に期待していた成果を具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該成果が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、その理由を具体的に記述してください。

- ア 現時点で具体的な成果がある。
- イ 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。
- ウ 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。
- エ 成果は見込めない。
- オ 現時点ではわからない。

**(2) 申請時に期待していた「経済的社会的効果」に対する認識・分析**

特区計画において学校設置事業の「経済的社会的効果」として挙げた具体の数値目標・見通し（域内の雇用創出効果、卒業生の就職、起業効果等）について具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該「経済的社会的効果」が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、「経済的社会的効果」具体の数値と理由を具体的に記述してください。

- ア 現時点で具体的な成果があった。
- イ 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。
- ウ 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。
- エ 成果は見込めない。
- オ 現時点ではわからない。

**(3) 課題の有無についての認識・分析**

特区計画を実施していく中で、当初想定していなかった課題が生じたか。次のア～オのうち当てはまるものを1つ選ぶとともに、ア又はイを選択した場合、生じた課題の内容、その解決方法等を具体的に記述してください。

- ア 想定していなかった課題が生じており、解決できる見込みがない。
- イ 想定していなかった課題が生じたが、解決できた（できる予定である）。
- ウ 特に課題は生じていない。
- エ 現時点ではわからない。

**問2 特区法の適用状況**

**(1) 毎年度の評価**

構造改革特別区域法第12条第5項及び6項においては、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況を毎年度評価することと、その評価結果を当該学校に通知し、公表することが規定されています。

これについて、これまで実施した評価について、①評価方法（書面による評価、実地調査による評価等）、②評価基準、③年間の実施回数、④実施プロセス、⑤公表方法

(Web上で公表している場合は、URLも記載)を記述してください。あわせて、平成22年度の評価の実施に関わった会議の議事概要と、現時点までに実施した各年度の評価の結果について、資料を提出してください。

## (2) セーフティネット

構造改革特別区域法第12条第7項においては、認定地方公共団体が行うセーフティネットの整備(転学のあるせんその他の必要な措置)について規定されています。

これについて、①特区認定を申請するに当たり、セーフティネットの整備としてどのような措置を計画したか、また、②当該計画に係る現在の進捗状況及び今後の予定について、具体的に記述してください。

## (3) 認定地方公共団体の審議会

構造改革特別区域法第12条第8項においては、認定地方公共団体の長が学校設置会社による学校の設置認可等をする場合に、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない旨が規定されています。

これについて、貴自治体が学校の設置を認可するに際して意見を聴いた合議制の機関の名称、構成員名、構成員の役職名に係る資料を提出してください。また、認可までに当該合議制の機関が行った全ての会議の議事概要と、学校の設置認可申請書及びその付属書類の写しを提出してください。

## 問3 株式会社による学校設置事業について

通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営面、教学面両方の観点から具体的に記述してください。

## 問4 市区町村による設置認可・指導監督について

### (1) 担当部局について

貴市区町村において株式会社立学校の担当を行っている部局について、①担当している部局名、②担当者の人数、③各担当者の教育関係事務経験の有無(高等学校を認可している市町村にあっては、高等学校教育関係事務経験の有無)を回答してください。

### (2) 市区町村による設置認可・指導監督について

高校以下の私立学校に対する設置認可や、所轄庁としての指導監督については、通常は、都道府県知事が行うこととされていますが、特区における株式会社立学校の場合は、市町村がこれらの事務を行う仕組みとなっています。学校の設置認可や学校設置会社に対する指導監督を市区町村が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。具体的に記述してください。

### (3) 設置認可の審査基準について

学校の設置認可に際して、審査基準を策定していますか。策定している場合は当該審査基準を提出してください。策定していない場合は、設置認可を行うことが適切であるか否かをどのように判断したのか、考え方を詳しく記述してください。

#### (4) 学校設置会社との情報共有等について

学校設置会社の活動等について、学校設置会社とはどのくらいの頻度で連絡をとっていますか。当該学校設置会社との年間の連絡回数とともに、当該学校設置会社から相談を受けたことがある場合や、貴市区町村から連絡、指導や助言を行ったことがある場合には、その具体的な内容を記述してください。

#### 問5 特例措置の全国化について

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認することにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校を設置できるようにすること）が行われます。株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴自治体としてどのように考えられるか、ア～オから最も当てはまるものを選ぶとともに、そう考える具体的な理由を記載してください。

- ア 全国化すべきである。
- イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。
- ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。
- エ 全国化すべきでない。
- オ 現時点ではわからない。

#### 問6 その他

以上のほか、株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

ご協力ありがとうございました。

(調査票 1)

学校設置会社(大学関係)用

貴社において現在進められている学校設置事業に関し、ご回答・資料提供いただけますようお願いいたします。

## 〈 調 査 事 項 〉

### I. 経 営 方 針 等

#### 問 1 初年度学生等納付金額

平成23年度入学者に係る学生・生徒等の納付金の金額等について、別添の回答様式1により、データを入力してください。

#### 問 2 在学者の状況

次の事項について、別添の回答様式2により、数値データを入力してください。

①平成23年5月1日現在における各学部・学科、課程、研究科ごとの在学者数

②平成17・18・19・20・21・22・23年度の入学者に係る入学志願状況及び在籍状況

※ なお、複数の特区に学部等が設置されている場合には、特区ごとの数値を分けて入力してください。

#### 問 3 収支の状況

平成22年度における学校教育事業の収入・支出の状況について、別添の回答様式3により、データを入力してください。

#### 問 4 資金調達の状況

これまでの学校運営のための資金調達の状況について、別添の回答様式4により、回答して下さい。

#### 問 5 教育研究経費

平成22年度における学校教育事業の支出の状況について、教育研究経費比率（教育研究経費/支出の部合計）を記述してください。その場合、教育研究経費には校地・校舎借料を除いて計算してください。また、今後どのようにして教育研究経費を充実していく予定ですか。目標とする教育研究経費比率と併せて具体的に記述してください。

#### 問 6 経営の見通し①【今年度変更等があった場合】

貴社では、損益の見通しに関し、損益分岐点をどのような考え方で判断していますか。具体的に記述してください。（例：生徒1人当たり〇円の収益が出るため、△人の入学があれば□円の費用を上回るという考え方で、損益分岐点を判断している。）

### II. 経 営 状 況

#### 問 7 赤字発生時の対応の状況【学校教育事業の収支状況が赤字の場合】

学校教育事業の収支状況が赤字の場合、どのようにして赤字を補填していますか（あるいは、赤字の補填を予定していますか。）。各年度ごとに、額及び補填方法を具体的に記述してください。

年度	予定の 場合 を記入	補填額 (万円)	補填方法(記載例:関連会社からの支援、金融機関からの借入れ)

#### 問8 学校の規模に関する計画の履行状況

株式会社立大学については、学部の閉鎖やキャンパスを閉鎖する事例が散見されるようですが、貴社では当初の計画に比べて、学校数・募集定員・教員数の増減など、学校の規模に関して変更又は変更の予定はありますか。変更（の予定）がある場合には、その内容、理由、変更（予定）時期を具体的に記述してください。

また、平成21年度調査以降、学生募集を停止した場合には、その内容及び理由とともに、在籍学生への教育や支援、教職員及び校舎の維持・変更の方針について記述してください。

#### 問9 経営情報の公開【今年度変更等があった場合】

構造改革特別区域法第12条第3項及び第4項に基づき、学校設置会社には一定の経営情報公開が義務付けられています。

貴社におかれては、財務諸表をはじめとした会社の経営状況に関する情報の公開について、どのような情報を、どのような人々に向け、どのような媒体・手段を用いて取り組んでいますか、具体的に記述してください（ホームページ等で公開している場合は、URL等をあわせて記載してください）。

また、会社全体の情報公開とは別に、学校教育事業に係る経営情報の公開について、特別の取組みがあれば、それも記述してください。

**問 1 0 学校法人化に向けた検討(dまたはeと回答した場合は、問 1 2に移ってください。)**

貴社において、学校法人化に向けた検討の状況について、最もあてはまるものを1つお選び下さい。また、その理由について具体的に記述してください。

- a 学校法人化に向け、具体的に準備している。
- b 学校法人化の可能性を念頭に、自治体と相談している。
- c 学校法人化の可能性を念頭においているが、自治体との相談までは至っていない。
- d 現段階において学校法人化は考えていないが、魅力を感じる。
- e 学校法人化することは考えていない。

**問 1 1 学校法人化をする理由**

問 1 0において、a、b、またはcと回答された社については、学校法人化を選択肢に入れる理由を具体的に記述してください。

## Ⅱ. 経営と教学のバランス

### 問 1 2 教学組織

貴社の設置する学校における（教育・研究面に関して審議するための）教学組織（例えば、「教授会」など）について、以下の点について、回答してください。

- ①設置根拠（当該組織を設置することの根拠となっている内部規定。例：教授会規定）
- ②構成メンバー
- ③議決方法・定足数
- ④審議事項
- ⑤開催状況（週・月・年に○回）、開学以降の平均出席率（出席者数／構成メンバー）
- ⑥開催方法（対面、テレビ会議など）

### 問 1 3 経営組織と教学組織との関係【今年度変更等があった場合】

貴社においては、株式会社としての意思決定を行うに当たって、設置する学校の教学組織の意見をどのように反映していますか。また、経営側と教学側との意思疎通を図るために、どのような措置を講じていますか。具体的に記述してください。

### 問 1 4 役員の決定基準【今年度変更等があった場合】

役員を決定する際、学校を運営するために必要な知識又は経験を有することをどのような基準で判断していますか。判断基準を具体的に記述して下さい。



**問 1 5 株主との関係【今年度変更等があった場合】**

(1) 貴社における株主の構成はどのようになっていますか。別添の回答様式 5 に沿って回答してください。

(2) 学校経営の方針について、株主の意向をどのような方法で把握していますか。また、株主は現在どのような意向を持っていますか。具体的に記述してください。

(3) 学校経営の方針について、株主の意向と不一致が生じた場合には、どう対応しますか。例えば、株主から、不採算の学校事業から撤退するよう求められたり、あるいは、学校教育事業よりも収益率の高い他の事業に資源を集中するような意見が出た場合、どのように対応しますか。実際にそのような事例がある場合には当該事実も明記の上、具体的に記述してください。

**問 1 6 利益の扱い【今年度変更等があった場合】**

貴社においては、大学設置事業を通じて得た利益の扱いについて、どのように考えていますか。配当政策を含めて、具体的に記述してください。

### Ⅲ. 教育・研究活動

#### 問 17 教員との契約等（契約の形態・待遇）【今年度変更等があった場合】

会社側が教員を採用するに当たり、締結している契約等に関して、

①どのような契約形態か（（例）労働（雇用）契約、業務委託契約など）

②どのような待遇条件か（（例）報酬 月額〇〇円）

について、具体的に記述してください。

※ ②については、必ずしも全ての教員に関する網羅的な情報でなくとも結構です。

#### 問 18 教員の配置状況

教員の配置状況（教授・准教授・助教の区分ごとの専任教員数（うち、実務家（教員）の割合も含む））、平均給与額について、別添の回答様式6に沿って記述してください。

#### 問 19 教員の勤務実態

貴学に在籍する全専任教員の週当たり平均勤務日数を、別添の回答様式7に沿って記入してください。なお、当該専任教員が貴学以外の勤務先も有している場合は、当該勤務先（業務）への週当たり平均勤務（従事）日数と、それによっても本来の貴学における教育研究の遂行に支障が生じていないことを説明してください。

## 様式 1 (問 1 関係)

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 たり 額 (千円)						受 験 料 (円)	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施 設 設 備 費	実 験 自 習 費	そ の 他 ( )	合 計		

## 【備考】

- i) 「1人あたり額」欄に記入する金額は、千円単位（千円未満は四捨五入すること）とし、年額を記入してください。試験入学、推薦入学、キャンパスその他で納付金の額が異なる場合についても、それぞれの区分ごとに別々に記入してください。

\* 「授 業 料」； 履修単位数に応じて授業料が加算される、いわゆるクレジット制を採用する学部・学科、研究科等については、初年度に平均的に履修する単位数に1単位あたり料金を乗じて得た額を記入してください。

\* 「入 学 料」； 1年次入学生の入学料を記入してください。

\* 「施 設 設 備 費」； 名称のいかんにかかわらず、施設設備の建設、維持等の目的で徴収する納付金の額(2種以上の場合はその合計額)を記入してください。

\* 「実 験 実 習 費」； 体育実習費、調理実習費等の実験実習に要する経費として徴収する納付金の額(2種以上の場合はその合計額)を記入してください。

\* 「そ の 他」； 上記以外の納付金(図書費、暖房費等、2種以上の場合はその合計額)を記入し、納付金の名称を( )に記入してください。

- ii) 「受験料」欄には、入学試験の受験料を記入してください。

- iii) 「該当入学者数」欄には、平成21年度の入学者のうち、当該納付金額が適用される学生・生徒等の数を、記入してください。

## 様式 2 (問 2 関係)

① 各学部・学科、課程、研究科ごとの在学者数 [平成 21 年 5 月 1 日現在]

[ 学部等の名称 : ( 課程 : 制 ) ]

学部等計	第 1 学年	第 2 学年	(第 3 学年)	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

[ 学部等の名称 : ( 課程 : 制 ) ]

学部等計	第 1 学年	第 2 学年	(第 3 学年)	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

[ 学部等の名称 : ( 課程 : 制 ) ]

学部等計	第 1 学年	第 2 学年	(第 3 学年)	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

② 入学志願状況及び在籍状況

(自治体名 : )

	平成17年度入学者 (計)	平成18年度入学者 (計)	平成19年度入学者 (計)	平成20年度入学者 (計)	平成21年度入学者 (計)	学部・学科、課程 研究科ごとの内訳		
						[学部等の名称]	[学部等の名称]	[学部等の名称]
募集人員 (a)	人	人	人	人	人	人	人	人
志願者数	人	人	人	人	人	人	人	人
受験者数	人	人	人	人	人	人	人	人
合格者数	人	人	人	人	人	人	人	人
入学者数 (b)	人	人	人	人	人	人	人	人
募集人員充足率 (b/a)	%	%	%	%	%	%	%	%
定員計 (c)								

)	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍者数計 (d)	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍率 (d / c)	%	%	%	%	%	%	%	%
中退者数 H23.10.1まで	人	人	人	人	人	人	人	人

### 様式 3 (問 3 関係)

学校教育事業の収支状況 [ 平成22年 4 月 1 日 ~ 平成23年 3 月31日 ]

#### ●収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	金 額	損益計算書上の 計上科目
学生生徒等納付金収入			
	授業料		
	入学金		
	実験実習料		
	施設設備資金		
	その他 ( )		
手数料収入			
	入学検定料		
	試験料		
	証明手数料		
	その他 ( )		
寄付金収入			
	特別寄付金		
	一般寄付金		
	現物寄付金		
資産運用収入			
	奨学基金運用		
	受取利息・配当金		
	施設設備利用料		
	その他 ( )		
資産売却収入			
	不動産売却		
	有価証券売却		

	その他 ( )		
事業収入			
	補助活動 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
	受託事業		
	収益事業		
	その他 ( )		
雑収入			
	廃品売却収入		
	その他 ( )		
前受金収入			
	授業料前受金		
	入学金前受金		
	実験実習料前受金		
	施設設備資金前受金		
	その他 ( )		
その他の収入			
	前期末未収入金		
	貸付金回収		
	預り金受入		
	その他 ( )		
前年度繰越金			
収入の部合計			

●支出の部 (税引き前)

(単位 円)

科 目	部 門	金 額	損益計算書上の 計上科目
人件費支出			
	教員人件費		
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職金		
	その他 ( )		
教育研究経費支出			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	奨学費		
	印刷製本費		
	校地・校舎借料		
	減価償却費		
	補助活動事業		

	その他 ( )		
管理経費支出			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	減価償却費		
	地代・家賃		
	その他 ( )		
借入金等利息支出			
	借入金利息		
	学校債利息		
資産運用支出			
	有価証券購入		
	その他 ( )		
資産処分差額			
	有価証券処分差額		
	その他 ( )		
その他の支出			
	手形債務支払		
	前期未払金支払		
	預り金支払		
	前払い金支払		
	徴収不能引当金繰入額 (又は徴収不能額)		
	その他 ( )		
支出の部合計			

税引前収支差額 (収入の部合計－支出の合計)	円
---------------------------	---

[ 備考 ]

- i) 「収入の部合計」は、損益計算書(学校教育事業分内訳)上の「営業収益」、「営業外収益」、「特別利益」の額の合計に一致すること。
- ii) 「支出の部合計」は、損益計算書(学校教育事業分内訳)上の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、及び「特別損失」の額の計に一致すること。
- iii) 「税引前収支差額」は、損益計算書(学校教育事業分内訳)上の「税引前当期純利益」の額に一致すること。
- iv) 必要に応じ、この表に掲げる科目以外の科目を追加することも可能とすること。

## 様式4 (問4関係)

1. 貴学校設置会社及び親会社の資金調達の実績について、以下の表にご記入下さい。

資金調達の方法	資金調達を実施した会計年度	調達総額 (※)	資金調達の目的	資金の用途の内訳
自社もしくは親会社の株式発行 (増資を含む)			(例) ・教育研究設備充実のための投資 ・学校の教育研究活動の運転資金にあてるため	
自社もしくは親会社の社債発行				
自社もしくは親会社の金融機関からの借入れ				
親会社からの資金の繰入れ				
一般からの寄附金の募集				
自社内資金を利用 (剰余金・基本金の取崩)				
その他 ( )				

2. 1. で株式発行や社債発行を行っていない場合、その理由を以下から選択してご回答下さい。(複数回答可)

- a. 株式発行や社債発行による学校事業からの収益増や企業価値向上等、新規発行の意義についての株主の理解が得られなかった、又は得られないであろうと判断したため。
- b. 株式発行や社債発行以外の外部からの資金調達によって、学校事業継続・発展のための必要な資金が確保できるため。
- c. 授業料の値上げ等、学校事業からの収益増により、学校事業継続・発展のために必要な資金が確保できるため。
- d. その他 (具体的に： )



## 様式5（問16関係）

### ① 株主総数

株主の総数 [平成 年 月 日現在]		
	うち 個人株主	うち 法人株主
人・法人	人	法人

### ② 株式保有比率の最も高い株主から上位10位までの株主の名称及びその保有比率 (平成23年9月1日現在)

順位	株主の名称（法人／個人の別） ※ 該当するものに○	株式保有比率 ※ 小数第2位を四捨五入	他の株主との関係
1	（法人・個人）	. %	
2	（法人・個人）	. %	
3	（法人・個人）	. %	
4	（法人・個人）	. %	
5	（法人・個人）	. %	
6	（法人・個人）	. %	
7	（法人・個人）	. %	
8	（法人・個人）	. %	
9	（法人・個人）	. %	
10	（法人・個人）	. %	
上位10株主の計		. %	

## 様式6（問19関係）

各年度末の教員の配置状況（平成23年度は9月1日現在）

[平成16年度]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
助教授	人	人 ( 人)	
講 師	人	人 ( 人)	

[平成17年度]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
助教授	人	人 ( 人)	
講 師	人	人 ( 人)	

[平成18年]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
助教授	人	人 ( 人)	
講 師	人	人 ( 人)	

[平成19年]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
助教授	人	人 ( 人)	
講 師	人	人 ( 人)	

[平成20年]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
准教授	人	人 ( 人)	
助 教	人	人 ( 人)	

[平成21年]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
准教授	人	人 ( 人)	
助 教	人	人 ( 人)	

[平成22年]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
准教授	人	人 ( 人)	
助 教	人	人 ( 人)	

[平成23年9月1日現在]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家 (教員)の人数)	
教 授	人	人 ( 人)	
准教授	人	人 ( 人)	
助 教	人	人 ( 人)	

様式 7 (問 20 関係)

	専任教員の氏名	職位	勤務日数 (大学)	勤務日数 (学外)	教育研究への支障の有無等
1					
2					
3					

(調査票2)

専任教員(大学関係)用

※ 以下の質問に関しては、5～10名程度の専任教員に対して調査を実施していただくようお願いいたします。ご回答に関しては、集計等していただく必要はございません。  
(なお、それぞれご回答いただいた教員が、どのような立場の方か(「教授/准教授/助教」の区分など)について、可能な範囲で御記入ください。)

この調査で得られた情報は、構造改革特別区域の評価以外の目的には使用しません。

問1 先生が現在大学で行っている研究活動の内容について、研究分野及び論文発表数・発表先（現在の株式会社立大学所属中に発表したものに限る。）を含み、具体的に記述してください。

問2 教育活動に関する環境の整備状況（教育に必要な施設・設備・備品・図書の整備、ファカルティ・ディベロップメントの実施等）についてどのように評価されていますか。

- ① 教室（講義室、演習室、実験・実習室等）の広さ、機能等
  - ア 他の大学と比較して十分である。
  - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
  - ウ どちらともいえない。
- ② 図書館の広さ、機能面（相談体制、検索等）の整備状況
  - ア 他の大学と比較して十分である。
  - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
  - ウ どちらともいえない。
- ③ 図書の冊数
  - ア 他の大学と比較して十分である。
  - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
  - ウ どちらともいえない。
- ④ プロジェクター、ビデオ会議システム、各種教材等、授業を行うにあたっての設備の整備状況
  - ア 他の大学と比較して十分である。
  - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
  - ウ どちらともいえない。
- ⑤ ファカルティ・ディベロップメント等、大学としての教育方法等の改善を目指した取り組み状況
  - ア 他の大学と比較して十分である。
  - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
  - ウ どちらともいえない。

問3 研究活動に関する環境の整備状況（学内で利用可能な研究費、研究に必要な施設・設備・備品・図書の整備等）についてどのように評価されていますか。

① 研究室等、研究スペースの整備状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

② パソコン、図書等研究機器・設備の整備状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

③ 研究費の支給状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

④ サバティカル・イヤーの付与等、各教員の研究時間の確保に対する配慮状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

問4 大学の教育研究活動の方針を決定するに当たって、教学組織の意見と経営組織の意見はどのように調整されているとお考えですか。

- ア 教学組織の意見が経営組織の意見よりも一般的に尊重されている。
- イ 経営組織の意見が教学組織の意見よりも一般的に尊重されている。
- ウ どちらともいえない。

問5 大学の教育研究活動の方針を決定するに当たって、教学組織の意見と株主の意見とはどのように調整されているとお考えですか。

- ア 教学組織の意見が株主の意見よりも一般的に尊重されている。
- イ 株主の意見が教学組織の意見よりも一般的に尊重されている。
- ウ どちらともいえない。

問6 株式会社立大学であることの「課題・問題」の発生について

先生が専任教員として所属されている大学は、いわゆる特区制度の下で特例的に株式会社により設置された大学ですが、学校法人ではなく株式会社が「学校」を設置することについては、次の①～③のような課題・問題が生じる可能性も考えられます。

① 「学校教育の継続性」：

株式会社の最終的な意思決定を行うのは株主であるが、その結果株式会社が設置する大学では、株主の異動や教育部門の不採算化などによって、事業内容が急激に変動したり、拙速に打ち切りが決定されるようなことがあるのではないかと。

② 「教育の質の安定的な確保」：

一般に、株式会社の経営状況は不安定・流動的なものになり得るが、そのことにより優秀な教員が突如確保できなくなったり、最低限必要な設備購入費が保証されなくなるなど、安定的に一定の教育水準を提供し続けることに向いていないのではないかと。



③ 「『公教育』機関としての役割」：

一般に、株式会社の目的は利潤の追求であり、

(a) 学生の指導や障害者への対応など、直接の収益には結びつきにくい分野の教育活動が後に回されてしまうのではないか。

(b) 教育事業の中でもいわゆる「顧客受け」するものや特定の顧客ニーズにのみ応えるものが偏って実施され、人格の完成をめざす「公教育」としてのバランスある活動内容が確保されないのではないか。

上記の点について、現在、株式会社立大学において教育・研究活動を実際に担当されている立場から、何らかの課題・問題が生じていると感じますか。また、上記のような弊害が今後生じる懸念はありませんか。

次のうち、当てはまるものを選ぶとともに、その理由等を下記①、②の観点から具体的に記述してください。

ア そのような問題が生じるおそれはない。

イ そのような問題が生じるおそれはないと思うが、引き続き検証が必要。

ウ そのような問題が生じるおそれはあると思うが、引き続き検証が必要。

エ そのような問題が実際に生じている。

オ わからない。

① 「ア（問題が生じるおそれはない）」「エ（そのような問題が実際に生じている）」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。

② 上記以外（「イ／ウ（引き続き検証が必要）」「オ（わからない）」）の場合、どの程度の期間・検証を経れば、上記①～③の課題・問題の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか。具体的な年数や条件について記述して下さい。

問7 先生が就任された当時と比べて、大学の施設整備や支援体制などに変化はありましたか。就任時期と併せてご回答下さい。

また、良くなった又は悪くなったと感じておられる場合、その内容を具体的に記述して下さい。

【就任時期】 平成 年 月

ア 良くなった

イ 変わらない

ウ 悪くなった

【良くなった点又は悪くなった点を具体的に記述して下さい】

**問8 その他**

以上の他に、この大学において教育・研究活動を行っていく上で、認識している課題・懸念等がありましたら、自由に記述してください。

ご協力ありがとうございました。

(調査票3)

学生(大学関係)用

※ 以下の質問に関しては、5～10名程度の学生に対して調査を実施していただくようお願いいたします。ご回答に関しては、各学校で集計等していただく必要はございません。

なお、昨年度までの入学者と本年度入学者の双方の学生の方に、ご記入をいただくようお願いいたします。

また、複数のキャンパスを設置されている学校設置会社に置かれましては、各キャンパス5～10名程度の学生の方にご記入いただくようお願いいたします（複数あるキャンパスの一部を閉鎖した大学に置かれましては、閉鎖されたキャンパスに通学していた学生を調査対象に含んで下さい。）。その際には、どのキャンパスの学生かがわかるようにご記入いただくようお願いいたします。

この調査で得られた情報は、構造改革特別区域の評価以外の目的には使用しません。

キャンパス名：

入学年度：

**問1 志望理由について**

あなたがこの大学を選んだ主な理由はどのようなものですか。

**問2 この大学に関する情報について**

(1) あなたが現在在籍しているこの大学は、いわゆる特区制度の下で特例的に株式会社により設置された大学ですが、そのことを学校から説明を受けましたか。

- ア 入学前に学校から説明を受けて知っていた
- イ 学校からの説明はなかったが、入学前から知っていた
- ウ 入学後に学校から説明を受けて知った
- エ 入学後に学校以外から聞いて知った
- オ 知らなかった

(2) あなたは、入学前に大学を設置する学校設置会社の経営状況を把握されていましたか。

- ア 把握していた
- イ 把握していなかった

(3) この大学に関する情報は入学前にはどのように知りましたか。また、この大学への進学を決めるに当たってさらに必要と思われた情報にはどのようなものがありましたか。

**問3 この大学に対する評価について**

(1) この大学について、あなたが「評価している、満足している点」と、逆に「評価

していない、改善を求めたいと思っている点」を、それぞれ自由に挙げて下さい。

○評価している、満足している点

○評価していない、改善を求めたいと思っている点

(2) あなたの入学時と比べて、大学の施設整備や支援体制などについて、変化はありましたか。また、その変化は具体的にどのような点でしょうか。

ア 良くなった

イ 変わらない

ウ 悪くなった

**【良くなった点又は悪くなった点を具体的に記述して下さい】**

(3) 通学していたキャンパスが閉鎖された方や、学生の新規募集を停止した大学に在学している方にお尋ねします。あなたが感じた修学上の問題点があれば記述して下さい。

ご協力ありがとうございました。

※ 以下の質問にご回答ください。

学校設置会社がまだ大学を設立していない地方公共団体及び学校設置会社が行った大学の設置申請が不認可となった地方公共団体におかれましては、問1にご回答いただく必要はございません。

複数の大学が所在する千代田区におかれては大学ごとの状況を踏まえて各質問項目にお答えください。

## 問1 特区計画の具体的成果

貴自治体が認定を受けた特区計画に示された目標に関連して、計画申請当初に期待していた成果を具体的に記述してください。

また、そのような成果が、学校設置後実際に得られたのかについて、どのように認識・分析していますか。アからオから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①、②の観点からその理由等を具体的に記述してください。

ア 具体的な成果があった。

イ 成果はあると思うが、引き続き検証が必要。

ウ 成果を見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。

エ 成果は見込めない。

オ わからない。

① 「ア」「エ」と記入した場合、そのように考える理由・根拠について詳しく記述してください。

② 「イ」「ウ」「オ」を記入した場合、どの程度の期間・検証を経れば、成果の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか、具体的な年数や条件について記述してください。

回答：

理由等：

## 問2 特区法の適用状況

### (1) 実施主体との連携

構造改革特別区域法第10条第2項においては、認定地方公共団体と特例実施主体が、特区計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力する責務

が定められています。

この点に関し、貴自治体では、学校設置会社と普段からどのような連携・協力を行っていますか、情報交換の頻度なども含め、この1年間のやりとりの概略を説明してください。

## (2) セーフティネット

構造改革特別区域法第12条第7項は、「認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあるせんその他の必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。

この点に関し、次の質問にご回答ください。

- ① 一部の株式会社立大学については、経営の状況の悪化等の理由によりキャンパスの閉鎖や学部の廃止などが実施されていますが、貴自治体ではどのような措置を実施しましたか。

- ② ①で回答いただいたほか、今後どのようなセーフティネットの整備を予定し、またはさらに充実させる予定ですか。具体的に記述してください（キャンパス閉鎖や学部廃止が実施されていない株式会社立大学が立地している自治体においても、検討中又は実施中のセーフティネット措置があれば記述をお願いします。）。

**問3 株式会社による学校設置の利点について**

株式会社による学校設置については、多様な手段による資金調達が可能となること、状況の変化などに迅速に対応した教育の実施や効率的な経営を期待できることという利点が指摘されています。

これらの点について、実態をどのように分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①、②の観点からその理由等を具体的に記述してください。

ア そのような利点がある。

イ そのような利点があると思うが、引き続き検証が必要。

ウ そのような利点がないと思うが、引き続き検証が必要。

エ そのような利点がない。

オ わからない。

① 「ア（利点がある）」「エ（利点がない）」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。

② 上記以外（「イ／ウ（引き続き検証が必要）」「オ（わからない）」の場合、どの程度の期間・検証を経れば、上記の利点の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか。具体的な年数や条件について記述してください。

回答：

理由等：

**問4 弊害発生の有無**

株式会社による学校設置については、次の（1）から（3）のような課題・問題が生じる可能性も考えられます。

これらの点について、実態をどのように分析していますか。ア～オのうち、当てはまるものを選んで下さい。



また、それぞれの課題・問題について、

- ① 「ア（問題が生じるおそれはない）」 「エ（そのような問題が実際に生じている）」 に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。
- ② 上記以外（「イ／ウ（引き続き検証が必要）」 「オ（わからない）」 の場合、どの程度の期間・検証を経れば、上記①の課題・問題の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか。具体的な年数や条件について記述してください。

#### (1) 「教育の質の安定的な確保」について

一般に、株式会社の経営状況は不安定・流動的なものになり得るが、そのことにより優秀な教員が突如確保できなくなったり、最低限必要な設備購入費が保証されなくなるなど、安定的に一定の教育水準を提供し続けることに向いていないのではないかと。

ア そのような問題が生じるおそれはない。

イ そのような問題が生じるおそれはないと思うが、引き続き検証が必要。

ウ そのような問題が生じるおそれはあると思うが、引き続き検証が必要。

エ そのような問題が実際に生じている。

オ わからない。

回答：

理由等：

#### (2) 「『公教育』機関としての役割」について

(i) 学生の指導や障害児への対応など、直接の収益には結びつきにくい分野の教育活動が（よほど大規模で安定的な経営に成功している株式会社でない限り）後に回されてしまうのではないかと。

(ii) 教育事業の中でもいわゆる「顧客受け」するものや特定の顧客ニーズにのみ応えるものが偏って実施され、人格の完成をめざす「公教育」としてのバランスある活動内容が確保されないのではないかと。

ア そのような問題が生じるおそれはない。

イ そのような問題が生じるおそれはないと思うが、引き続き検証が必要。

ウ そのような問題が生じるおそれはあると思うが、引き続き検証が必要。

エ そのような問題が実際に生じている。

オ わからない。

回答：

理由等：

#### 問5 特例措置の全国化について

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認することにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校を設置できるようにすること）が行われます。

株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴自治体としてどのように考えられますか。アからオから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①～③の観点からその理由等を記述してください。

- ア 全国化すべきである。
- イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。
- ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。
- エ 全国化すべきでない。
- オ わからない。

- ① 「ア（全国化すべきである）」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。また、全国化するにはどのような条件が必要と考えていますか。具体的に記述してください。
- ② 「エ（全国化すべきでない）」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。
- ③ 「イ／ウ（引き続き検証が必要）」、「オ（わからない）」の場合、どの程度の期間・検証を経れば、判断が可能と考えますか。具体的な年数や条件について記述してください。

回答：  
理由等：

## 問6 その他

(1) 貴自治体において株式会社立学校の担当を行っている部局について、

- ① 担当している部局名、
  - ② 担当者の人数、
  - ③ 当該担当者の教育関係事務経験の有無（高等学校を認可している市町村にあっては、高等学校教育関係事務経験の有無）、
  - ④ 都道府県との連携状況（年間の連絡回数・内容等）
- について記述して下さい。

(2) 株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

ご協力ありがとうございました。

(調査票 1 - 2)

学校設置会社(大学関係)用

貴社において現在進められている学校設置事業に関し、資料提供いただけますようお願いいたします。

## 〈資料依頼〉

貴社において作成された以下の書類をご供与くださいますよう、お願いします。

### 【共通】

- (1) 直近事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動書及びキャッシュフロー計算書並びにこれらの明細書）  
※ 会社全体の計算書類中に学校教育事業（学校教育を直接的に行うもののみを指す。）の内訳を明記し、又は会社全体の計算書類に学校教育事業の計算書類を添付して提出してください。
- (2) 直近事業年度の事業報告書（株主総会の開催実績及び概要を含む）
- (3) 会社及び学校教育事業の平成23年度予算書及び事業計画書
- (4) 平成23年4月1日から9月30日までの期間に係る会社全体及び学校教育事業の決算の状況（中間決算、平成23年度第一四半期決算など）  
※ 貴社において、現在までに作成されている決算報告書類等を提出してください。
- (5) 教職員（常勤・非常勤）に適用される就業規則、給与規程・退職金規程、労働時間規程、安全衛生規則等
- (6) 募集要項、入学案内、学則、学生便覧
- (7) カリキュラム一覧  
（各科目ごとの授業期間、授業時間数、講義／演習／実習／卒業研究などの区分）
- (8) シラバス一覧
- (9) 教員一覧表（担当科目、保有学位、教授／准教授／助教の区分、専任／兼任の区分など）
- (10) 教員の研究実績・業績を示す資料（発表された論文数・引用状況など）
- (11) 学校に対する学生・教員の満足度に関する指標など
- (12) 教授会規程（「成績評価に関する細則」等下部規程に委ねているものがある場合は、それを含む）
- (13) 各年度の各学部・学科、課程、研究科ごと卒業生の数及び進路（就職先・進学先）の一覧

【昨年度調査以降変更等あった場合】

- (14) 学校教育事業の事務組織表
- (15) 会社の定款及び取締役会規則
- (16) 学校施設全体の配置図・部屋割り図（「学校建物構造用途別面積一覧」を含む）
- (17) 校地・校舎全体の権利書又は賃貸借契約書などの写し
- (18) 学校の各種施設の利用案内・利用状況
- (19) 図書館関係（閲覧室（座席数）、レファレンス・スペース、蔵書数、視聴覚教材等）
- (20) 成績評価基準
- (21) 教員選考基準
- (22) 学校が自ら行っている自己点検評価結果及び認証評価機関による認証評価結果（専門職大学院について、当該専門職大学院の課程の分野の認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合には、文部科学大臣の定める措置の実施状況について）

ご協力ありがとうございました。

⑤評価対象となる規制の特例措置の別表

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>（1）文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>（2）当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>（3）当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>（1）業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>（2）業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のおっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p>

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。
- (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））
- (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））
- (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））
- (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））
- (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし



## ⑥評価対象となる規制の特例措置のマニュアル

### 8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

#### 1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

#### 2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たす株式会社（学校設置会社）は学校を設置することができます。

この際、学校設置会社は、財務状況書類等を公開し、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（高等学校以下の学校に限る。）について評価を行うとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会等合議制の機関に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校については、文部科学省において別途認可等が行われません。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

##### (1) 特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」は、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は

研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が面接指導等（高等学校通信教育規程第2条に規定する面接指導等。）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、その指導等が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根差した産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

## （2）学校設置会社の資産・役員要件について

- ① 上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①資産要件、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③役員に社会的信望があること、です。
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準として文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。
- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、法の規定のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、学校の認可等を行う

際に個別具体的に判断することとなります。

### (3) 情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

### (4) 評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、認定地方公共団体が判断することとなりますが、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等を踏まえて、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。
- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、できるだけ詳細な公表が望まれます。なお、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によります。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、文部科学大臣が設置認可を行うことから、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様に、設置認可等の結果付される「留意事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

### (5) セーフティネットについて

- ① 学校の経営に著しい支障を生じた、又は生ずるおそれがある場合に講

すべきセーフティネットについては、在学者の適切な修学を維持することができるように、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、その教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことを求める措置です。

具体的には、近隣の学校への転学のあるものの他、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置したり、適切な情報提供を行うことや、学校設置会社に対し適切な対応を要請すること等も考えられます。

#### (6) 審議会等合議制の機関について

- ① 認定地方公共団体におかれる審議会等合議制の機関は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置くもので、その構成については、行政の適正性、公正性、専門性を確保することができるものであれば、教育に係る有識者や企業の経営者等、当該地方公共団体の判断に委ねることとします。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。

- (1) 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- (2) 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
- (3) 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等合議制の機関の構成
- (4) セーフティネットの整備に向けた取組

#### 5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(816)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
1	北海道	和寒町	自然の恵み野和寒町教育特区	北海道上川郡和寒町の全域	和寒町では少子高齢化が進み、小・中学校の統廃合に伴う跡地活用が大きな課題となっている。また、和寒高校の生徒募集停止が決定されるなど、地域活力の低下が懸念されている。学校設置会社による通信制高校を設置することによって、特別な配慮を必要とする生徒に対する教育機会を提供するとともに、本町における高校教育機会を確保する。また、スクーリングにおける体験学習や地域行事への参加などを通じ、都市部に暮らす若者たちに地方の良さや現状を伝えるとともに、生徒と町民が交流を図ることによって地域の活性化を図る。	816
2	北海道	清水町	文化と人が響き合う清水町教育特区	北海道上川郡清水町の全域	現在、不登校児童生徒や高校の中途退学者の数は全国的に増えており、清水町においても町内の不登校の児童生徒が学びやすい環境づくりが切望されている。そこで、町民による第九合唱の取り組みから「第九のまち」として育んできた芸術文化の実践活動を活用し、生徒が得意分野を学ぶ「芸術コース」の課程を持つ新しいコンセプトの株式会社立の通信制高等学校を設置する。また、町内の専門技術を持つ町民が指導や授業を行うことで、地域との交流から子供たちに自信と社会参加の可能性を与え、豊かで楽しい人生を切り拓く力を育む教育を実現する。	816 820(801-2)(全) 830
3	福島県	川内村	川内村教育特区	福島県双葉郡川内村の全域	川内村は、南北を阿武隈山地が連なる緑豊かな村であり、「人と大自然が共に輝き、健康で文化の漂う村」を目標にまちづくりを進めているが、近年、過疎化、高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が懸念されている。一方、福島県内においては、近年、不登校児童・生徒や高校中退者が増加しており、村独自で早急な対策を進めていかなければならない。そこで、学校設置会社が通信制高等学校を設置し、ボランティア活動、実務・就労・自然体験、資格取得講座など特色あるカリキュラムを活用した教育を行うことで、村民の協力を得つつ地域社会と協働しながら、生徒に就学機会を提供するとともに地域社会の活性化を図る。	816 820(801-2)(全)
4	茨城県	高萩市	高萩市教育特区	高萩市の全域	高萩市は、通信単位制高等学校(広域制)を活用して、地域の不登校生徒等のニーズに応えるとともに、全国各地より集まる生徒と市民との交流により、教育分野での地域の活性化を図る。多くの生徒が高萩の地を訪れ、自然とのふれあい・農林業等の専門家から学ぶ体験学習やボランティア活動を取り入れた学習カリキュラムは、市民の体験授業指導による生きがいや生涯学習の機会が創出され、人材交流を通じて市民の活力を高める。また、子供たちに癒しとボランティア精神を形成するための機会を提供し、自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につなげる。	816 820(全)
5	茨城県	つくば市	つくば市教育特区	つくば市の全域	つくば市では、不登校生徒や中途退学者の増加が問題となっている。一方、研究学園都市として知的資源や豊富な人材を有している。このため、市北部地域の廃校となった小学校を利用して、主に不登校生を対象とした通信制高等学校を設置し、若者に意識改革の機会を与え、個人の興味と可能性を引き出し、自立するための教育を行う。これにより、「学ぶことの大切さの再認識」や「社会観・教育観を身につける」教育目標を実現するとともに、地元の雇用創出と学校周辺地域の活性化を図る。	816
6	茨城県	大子町	大子町教育特区	茨城県久慈郡大子町の全域	大子町では、若年層の都市への流出や少子化により過疎化が進んでいる一方、小中学校の児童生徒の不登校や高校生の中途退学など教育上の課題を抱えている。これらの解決を図る施策として、株式会社による通信制の単位制高等学校を設置し、不登校等の生徒に対し学びやすい環境を整えるとともに、大子町の特徴である「豊かな自然環境」を活用した体験学習を実施するなど生徒が自己の課題を解決できるよう支援を行う。これらの取組みにより、大子町の抱える教育問題の解決を目指しつつ、地域振興と活性化を図る。	816 820(804-2)(全)
7	栃木県	塩谷町	塩谷町教育特区	栃木県塩谷郡塩谷町の全域	学校設置会社による通信単位制高等学校を設置することによって、地域や全国各地からの不登校生徒等へのニーズに応えるとともに、農業や林業体験による地域農業者(住民)との触れ合いなどにより、生徒の豊かな人間性や自立心を養う。また、塩谷町の自然体験や林業の体験学習を通じ、生徒の自己の課題の解決を支援するとともに町民の地域ボランティア精神の向上を図るとともに、多方面から集まる生徒と町民の交流により教育分野を通じた地域の活性化を図る。	816 820(804-2)(全)

⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(816)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
8	埼玉県	深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	深谷市の全域	近代日本経済の父渋沢栄一は銀行、株式会社制度の創始のみならず、教育事業に多大の功績を今に残している。その生誕地として渋沢栄一の精神を基盤とし、株式会社による広域通信制高校を設置して、地域はもとより全国からの不登校生徒などの教育ニーズに応えると共に、市民との交流による教育分野での地域活性化を図る。また、インターネット活用の通信教育、スクーリングによる体験学習等を通じ、誰もが高校教育を受けられる社会環境づくりに努めると共に、渋沢精神の普及促進により、本市を新しい人づくりのセンターとして全国的にアピールしていく。	816 820(801-2)(全) 830
9	東京都	千代田区	キャリア教育推進特区	東京都千代田区の全域	株式会社が大学や大学院の設置主体となることを認めることにより、地域におけるキャリア教育を推進し、高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実など、地域経済・産業の活性化を図る。また、実学のニーズに応える専門教育機関の開設により、教育の多様化を図るとともに、区民のキャリア教育の推進を図る。	508(全) 811 816 821(801-1)(全) 828 829 832
10	東京都	杉並区	クリエイティブ教育推進特区	東京都杉並区の全域	杉並区では、IT技術の高度化や情報化の進展に伴い、地域、企業におけるIT人材の必要性、重要性が高まっている。このため、情報処理技術者試験に係る特例措置を活用し、資格取得の負担軽減を図る。これにより、合格者の増加が見込まれ、資格取得を目指す学生及び求職者を増加させて、地域の活性化を図る。また、若年層の職業能力開発や進学・就職の支援、区民の生涯学習への支援も併せて実施し、まちづくりのための人づくりを推進する。	816 821(801-1)(全)
11	東京都	八王子市	情報産業人材育成特区	八王子市の全域	ソフト系IT産業の分野においては多摩地区で最も多い132社が立地しており、また、21校の大学がキャンパスを構える全国でも有数の学園都市である八王子市において、ITに関する高度で最先端の知識と技術を有した株式会社が大学を設置すること及び国家試験の午前試験を免除にする講座の開設を可能にすることにより、ITの先端技術に習熟した人材を育成する。このことにより、情報産業を中心とした地域産業のさらなる活性化を図るとともに、八王子市の課題となっている「学園都市づくり」や「多摩ニュータウンの再生」「若者の就学、就業の意識の喚起」を目指す。	816 821(801-1)(全) 1131(1143、1145)(全) 1132(1144、1146)(全)
12	東京都	立川市	ネット学習(eラーニング)事業を活用したまちづくり特区	立川市の全域	立川市は、交通の要衝や業務核都市としての特性を活かし、児童等に対する指導教員養成ニーズの拡大並びに医療制度改革等に伴う人材の質的向上等、社会的ニーズの増大に応える責務があると考え。今回、学校設置会社におけるインターネット等のみを用いた大学の設置により本課題の解決を図るものである。これにより、高度専門職人材の養成に加え、立川らしさや高い文化性の増進、国際的コミュニケーションの醸成、地域に学術を伝える生活拠点としての活性化を目指す。	816 832
13	神奈川県	相模原市	相模原市国際教育特区	相模原市の全域	相模原市には複数の米軍基地があり、住民との相互理解のための取組が数多く行われてきた。また、首都圏に近接しているという立地特性や市域の大半が平地であるという地勢的特性などから企業立地が進み、帰国子女や外国籍の児童が多く、従来から英語教育に対する関心が高い。このような地域特性に鑑み、株式会社立の小学校を設立し、英語科を設置するとともに、原則として各教科の授業を英語で行う「英語イメージ教育」を実施することにより、広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人を育成する。	802(全) 816
14	石川県	白山市	美川サイバータウン教育特区	白山市の区域の一部(旧美川町)	海底ケーブルを地域まで延長し、光ファイバー・ケーブルを敷設し、データセンターを設置する。それらの恵まれた情報通信環境を使つての遠隔教育を通して、町内外、やがてアジア全域と広域から生徒を募集し、学習支援を行なうインターネット高校(広域通信制課程)をはじめ遠隔教育による生涯学習を通じた地域活性化を図ることとする。それらの過程を通して、高度な教育を実施していく中で得られる教育的刺激をもち、情報発進力・自己表現力の高い人材の発掘・育成を核とした地域振興、国際社会で活躍する人材の育成を目指す。	802(全) 816 820(801-2)(全)

⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(816)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
15	長野県	上田市	上田市コミュニティー教育・交流特区	上田市の全域	上田市は日本のほぼ中央に位置し、地勢的条件、自然環境、道路鉄道交通網に恵まれていることから古くから観光地として発展してきた。これらの恵まれた環境の下、株式会社による広域通信単位制高校を設立し、不登校等により特別な教育を必要とする生徒への学習機会を提供し、地域の不登校状態にある生徒への支援の充実を図るとともに、スクーリングの際に地域参加型の体験学習も行う。このことにより、不登校等の生徒を支援する教育・社会環境づくりを図り、地域活性化の促進、交流人口の拡大などを旨とする。	816 820(801-2)(全)
16	長野県	南木曾町	南木曾町教育特区	長野県木曾郡南木曾町の全域	近年、高校中退者やニート・フリーターと呼ばれている若年層、不登校生徒やさまざまな理由で進路変更を余儀なくされている者が増えている。そこで本特区を活用し、「自分のキャリアデザインを描く高等学校」を設置し、若者に様々なキャリアを体験させることで社会に復帰する力と意欲を身につけさせる。また、学校と地域住民の協働により、新しい教育環境を構築することで地域づくりを推進する。	816
17	愛知県	豊田市	豊田市教育特区	豊田市の全域	当市人口は、都市部で増加する一方、山間部では減少している。中山間地域では3年前に高校の分校が閉校し、子どもたちの進学先の選択肢が狭まっている現状がある。また、中学校における不登校生徒数が3%強と、全国平均と比べ若干多い特徴がある。茨城県で実績のあるルネサンス・アカデミー株式会社の運営する通信制高校を設置することで、中学卒業後の進路の選択肢を増やすことができ、さらに廃校となった小学校校舎を地域活動拠点機能、避難所機能を残しながら活用することにより地域活性化、住民の安心安全につなげる。	816
18	三重県	志摩市	伊勢志摩インターネット高校特区	志摩市の区域の一部(旧阿児町)	既に光海底ケーブルの陸揚げ基地とインターネット接続網の一大基地がある、という条件を活用し、その恵まれたブロードバンド(高速大容量)の情報通信ネットワーク資源を生かして、遠隔教育を通じた地域活性化を行う。インターネット高校を設置認可し、通年をとおして豊富な自然環境とスポーツに適した環境と高度ブロードバンド環境が共存するバーチャルスクールを推進する。テニス、ゴルフ、海洋スポーツに適した環境を生かして、学業とスポーツの両立を目指す環境をつくり、自然とスポーツを加えた情報通信ネットワークの町、阿児町を全国区にアピールして行く。	802(全) 816 829(全)
19	三重県	伊賀市	伊賀市意欲教育特区	伊賀市の全域	廃校となった小学校を利用して、主に不登校、高校中退者を対象とした通信制及び多部定時制の2つのコースを持つ株式会社立の高等学校を設置する。この高校では、「意欲」という新しい教育の概念を理念とした教育を実践する。意欲とは、「自分の意志で選択、決断できる学力を身につける教育」と定義し、この理念をベースとして、生徒が自ら設定した課題や目的を解決、達成するため、生徒個々の能力、意志、意欲を引き出す指導を行い、自分の存在に自身の持てる人材を育成し、社会に輩出していくことを最大の目的とする。	816 820(801-2)(全) 830
20	滋賀県	高島市	高島環の郷教育特区	高島市の全域	豊かな自然環境や地域資源を活用し、循環させ、人々が努力し、協力し作り上げていく地域社会を「環の郷」と位置づけ、これまで積み上げられてきた地域での暮らしやつながりを再生し、循環する仕組みを構築していくという理念を、開設を計画している通信制高等学校の教育の中に取り入れ、不登校や学業不振に悩む生徒にも配慮した、特色ある体験学習を展開するとともに、現代社会で失われつつある豊かな自然環境や文化の中で日本人としての「人間力」を養うことを目指す。	816
21	大阪府	大阪市	ビジネス人材育成特区	大阪市の全域	株式会社が大学や専門職大学院を設置し、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ人材を体系的に育成するとともに、ITに関する国家試験の午前試験を免除する講座を開設し合格率を高めることによって、IT分野におけるビジネス人材を効果的に育成し、大阪市の産業育成と雇用の拡大を図る。また、運動場に係る要件の弾力化により医療系大学を設置し、高度で質の高い医療人材の育成を図り、健康・医療ビジネスの振興を推進するものである。	508(全) 816 821(801-1)(全) 828 833(全) 1131(1143,1145)(全) 1132(1144,1146)(全)



⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(816)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
22	兵庫県	神戸市	国際みなと経済特区	神戸市の区域の一部	本特例措置の活用により、国内企業はもとより、外国企業の誘致の促進等を通じて、港湾物流の活性化を図り、神戸のアイデンティティーである港の再生と港に連なるまちの活性化を加速させる。本計画の実施に当たっては、特に重要拠点として①ロジスティクスハブ拠点、②総合静脈物流拠点、③国際経済拠点、④国際・ビジネス人材育成拠点、の4つの拠点を形成し、神戸経済の本格的な復興を目指すことで港とその周辺地域を中心とする地域全体の活性化を図る。	501,502,503(全) 504 507(全) 512 704(全) 702(全) 816 821(801-1)(全)
23	兵庫県	相生市	海と森と人が輝く相生市教育特区	相生市の全域	相生市は造船の町として栄えてきたが、近年では人口減少が進み、本年3月に中学校1校を廃校した。当市は、廃校施設の有効活用を図るため、不登校生徒等を対象とした株式会社立による広域通信制単位制高等学校を設置する。海に面していることから、ペーロン体験やヨットなどにも親しむとともに、IT教育やサッカーなど多様な内容をカリキュラムに盛り込むことで特色ある学習を展開する。これらを通じて、生徒の生きる喜びや感動を高め、愛着といきがいを育む教育を行うとともに、地域の活性化も図る。	816
24	兵庫県	養父市	響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷 — 養父市教育特区 —	養父市の全域	株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置し、学習カリキュラムにボランティア活動を授業に組み入れ、農業等の体験学習を行う。体験学習では地域の中・高齢者が指導者となり、地域と連携した学校づくりによる中・高齢者を中心とした「生きがい・楽しみ・誇り」を醸成し、教育を核とした地域活性化を推進する。また、社会人を対象とした福祉・保育分野での人材育成のための専攻科を設置し、少子・高齢化の進展に伴う福祉・保育の需要と教育分野を連動させ、安心して子育てができ、高齢者や障害者等を地域で支えるまちづくりを推進する。	816
25	岡山県	岡山市	キャリア教育特区	岡山市の全域	中四国地方の中核拠点都市として商業、教育・文化、政治・行政機能等が多面的に集積している岡山市において、株式会社が大学の設置主体となることを認めることにより、高度な実務知識や職業能力を備えた即戦力のある人材を養成し、地域経済の活性化を図るとともに、市民が生涯を通じてさまざまな学習の機会を得られる良好な教育環境の形成を図る。併せて、校地・校舎の自己所有要件及び運動場・空地の設置要件を緩和し、円滑な事業推進を支援する。	816 821(801-1)(全) 828 829
26	岡山県	岡山市	岡山市御津教育特区	岡山市の区域の一部(旧岡山県御津郡御津町の全域)	御津町は、かつて教育に熱心な地域として知られていたが、昨今では少子化による学校の統合などで教育環境の低迷化が心配されている。そこで廃校となった小学校の校地校舎の有償貸与で、学校設置会社による私立中学校を誘致し、公立校との共存の中での教育的刺激や、住民の選択肢の多様化あるいは廃校の活用をし、併せて過疎に悩む地域の振興や活性化に繋げようとして既に認定された「研究開発学校設置事業」に加えて「学校設置会社による学校設置事業」「校地校舎の自己所有を要しない小学校等の設置事業」の申請をするものである。	802 816 819(全) 820(801-2)(全)
27	広島県	広島市	ビジネス人材養成特区	広島市の全域	自動車を始めとする機械系工業の集積が高い広島市において、株式会社が実学のニーズに応える大学の設置主体となることを認め、高度なキャリア教育を実現することにより、地域における高い専門性をもった人材の輩出、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大など、地域社会・経済の活性化を図る。	816 821(801-1)(全) 828 829
28	広島県	尾道市	尾道市人間教育特区	尾道市の全域	本市は通信制単位制高等学校(広域制)を活用して全国の不登校生の再チャレンジの場を提供することで、全国各地より集まる生徒と尾道市民の交流という教育分野を通じた地域の活性化を図る。多くの生徒が、本市域の豊かな自然環境と伝統文化を活用した教育メニューにより、次代を担う人材へと成長し、そうした若者が、日本はもとより海外に雄飛して、各地の様々な分野で活躍する中で、再び、本市との交流を意図する可能性も見込め、地域間交流の増大によって本市の活力も高まるものである。	816



⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

認定特区一覧(816)

番号	都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号
29	福岡県	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部(九州大学筑紫地区)	地域的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かし、外国人研究者等の受入れや産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する	201(全) 202(全) 501、502、503(全) 504 507(全) 508(全) 701(全) 702(全) 704(全) 705(全) 813(全) 814(全) 815(全) 816 821(801-1)(全) 828 829 832 1131(1143、1145)(全) 1132(1144、1146)(全) 1201(全) 1203(全) 1204(全) 1208(全)
30	福岡県	川崎町	川崎町地産・地習・e環境教育特区	福岡県田川郡川崎町の全域	川崎町は、炭鉱閉山後の人口流出により高齢化が進み地域活力が低下し、また、少子化の影響も受け、町内に6校あった小学校のうち2校が廃校となった。 そこで、本特例を活用し、通信制高校を設置することにより学習障害や不登校などの特別な教育を必要とする生徒へ、インターネットを活用した通信教育や地域資源を活かしたスクーリング(藤江氏魚楽園、地産地消型農業等)を行うことにより遠隔教育を活用して地域活性化を図る。併せて地域の雇用促進や町外から多くの生徒・家族、教育関係者などとの交流を図り、地域活性化を目指す。	816
31	熊本県	南阿蘇村	南阿蘇村教育特区	南阿蘇村の全域	株式会社による通信制高校を設置することにより、地域の不登校生や高校中退者等のニーズに応えとともに、各地より集まる生徒と村民との交流により、教育分野での地域活性化を図る。具体的には、「市町村教育委員会による特別免許状授与事業」を活用することにより、農林業従事者から学ぶ体験学習や、地域ボランティア活動を取り入れた特色ある教育を実施する。もって、多くの生徒が久木野村を訪れ、村民の体験授業指導による生きがいや生涯学習の機会を創出し、人材交流を通じて村民の活力を高める。また、子供たちに自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につなげる。	816 820(801-2)(全) 830
32	熊本県	山都町	潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区	熊本県上益城郡山都町の全域	九州の中央に位置する山都町は、中山間地域で少子化、高齢化、過疎化が進展している。このような中でこそ教育が重要であるが、全国的な社会問題である不登校生徒が町内においても発生している。 本町に広域通信制高等学校を設置することで、町内はもとより、県内及び九州各県の中退学者や不登校生徒に教育を受ける機会を与え、若者の自立を促す。 地域においては、学校が存在することでつながりを持ち、これを契機として将来生徒が地域の支え手となっていくことを図る。	816
33	その他(宮城県、高知県)	大郷町、北川村	地域個性を活かした未来人材育成特区	宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村の全域	大郷町及び北川村は環境エネルギーに関して将来にわたって共通する施策をもつ。したがって、100年後の新しいエネルギーと新しい環境のシステムを展望しようとする環境エネルギーを専門とする株式会社が設立する大学を誘致したいと考える。当該地域の歴史、文化、風土、そして産業の継続などの地域個性を伝承しうる教育をも組み込むとともに、即戦かつ実践的な教育人材育成による人材育成を期待するものである。	816 821(801-1)(全)

評価意見

①	別表1の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認めるなど一定の要件を満たす場合には、株式会社に学校の設置を認める。
⑤	評価	その他(平成23年度以降に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等で、多くの問題点が認識されている。しかし、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、23校の事例があるが、赤字が約4割を占め、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学校事業からの撤退や、14キャンパスの学部すべての閉鎖を、それぞれ決定した事例、設置形態を学校法人へ転換した事例もあることなどから、弊害の有無の検証については、いずれの学校種についても検討材料を欠き、また、約3分の1の学校が学校法人化を視野に入れているなどといった状況にあるため、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、第一義的には認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施・公表や、在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、教育上の支障等が生じないよう、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、認定地方公共団体は実態上基本的に市区町村であり、公立小・中学校の設置運営以外の実務的なノウハウを十分有していないことにも留意し、規制所管省庁においては、事業の適正な実施に資するよう、他の株式会社立学校における取組はもとより、私立学校や高等学校・大学関係の制度や取組に係る情報提供などの取組を行うことが重要である。</p> <p>また、規制所管省庁においては、認識されている諸課題が同様の学校種等でも生じているのか(例えば、通信制高校一般、私立大学一般との比較)、株式会社という設置形態に起因するところが大きいと考えられるのか等について、学校種の違い(小・中学校(義務教育)、高等学校、大学・大学院などの別)に留意しながら、諸課題を効果的に防ぐ方法の有無と併せ、更に分析することが重要である。</p> <p>なお、規制所管省庁においては、これまでに上記に係る知見やデータを多く蓄積しているため、今後これらを更に積極的に活用することが重要である。</p> <p>今後は、適用事例の動向や上記諸課題等の検討状況などを踏まえながら、平成23年度以降において評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社立学校の設置者に希望がある場合の、学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置を検討すべきである。また、これまでの特区評価・調査の結果を踏まえて、学校種に応じて、社会ニーズに対応する多様な教育機会を増やすことを促進するために、特区以外の法制度の改変等の検討を進めることが望ましいと考える。</li> <li>・高等学校段階については、実態上、不登校生徒等の再チャレンジの場として機能し、地域にも徐々に定着しつつあるケースが存在することは積極的に評価すべきである。ただし、そのときに基本的に広域通信制で、大学と同様に、既に過当競争になりつつあるとの認定地方公共団体等の意見もあることに配慮すべきである。</li> <li>・認定地方公共団体の中には、特に、広域通信制である高等学校や大学について、学校に係る情報を十分に把握していない、適切な評価を行っていない等、その役割を果たし得ていないケースが見受けられるところであり、そうした地方公共団体については、今後、一層の自覚をもって必要な対応をしていくべきである。</li> </ul>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## ⑨評価・調査委員会による調査結果（平成21年度実施分）

番号	816 (小学校・中学校)
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認めるなど一定の要件を満たす場合には、株式会社に学校の設置を認める。

## 【規制の特例措置に共通の質問項目（地方公共団体の回答）】

## 特定事業の概要など（発送数：2、回収数：2）

学校種	地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
小学校	相模原市	相模原市国際教育特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
中学校	岡山市	岡山市御津教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

## 発現している効果の内容・状況

## &lt;個別の回答&gt;

- (岡山市)  
地域の経済効果：市営スポーツ施設（プール等）の利用 51 万円/年、市営水道の利用 185 万円/年、学校に携わる就労機会の増加（地元雇用）74 万円/年  
地域の社会的効果：地域のイベント等の積極的参加による交流

## 効果が発現しない理由・問題点

## &lt;個別の回答&gt;

- (相模原市) 特定事業を実施してから間もなく、卒業生もわずかであるため、引き続き検証が必要。
- (岡山市) 株式会社立の学校には、①私学助成金がない、②税制上の優遇措置がない、③学校職員が私学共済に加入できない、という点が問題であると考えます。

## 特区実施にあたっての地方公共団体の役割

## &lt;ポイント&gt;

- 地方公共団体の役割としては、学校設置認可、学校評価、セーフティネットの構築、廃校舎の貸与等が挙げられている。

## &lt;個別の回答&gt;

- (相模原市) 役割については、構造改革特別区域法に定められた学校設置認可、学校評価、セーフティネットの構築等の実施。支援については、必要に応じて当該設置校からの相談や確認等について対応。その他、国等からの通知等について情報提供を行っている。
- (岡山市) 地方公共団体の発案と責任によって、その地域特性に合わせた規制緩和が実施できるよう、関係機関等と協議を重ねた結果、学校の誘致と廃校となった学校（校地・校舎）を貸与することで、株式会社立学校が開校した。なお、株式会社であるため、特定の会社に対して支援はできない。

**特定事業成功のために最も重要な鍵****<ポイント>**

- 事業成功のための鍵としては、設置者の理念や事業内容、企業規模と事業規模のバランスや、自治体の支援、助言等が挙げられている。

**<個別の回答>**

- (相模原市) 当該制度の活用により児童生徒の就学を保障し、継続的・安定的な教育を実践していくためには、設置者である株式会社の理念や事業内容、企業規模と事業規模のバランス等が重要な要素であると考えます。
- (岡山市) 同じ教育の一端を担うものでありながら、学校法人との取扱いに差が生じている。このことにより、学校経営の安定性・継続性が左右されかねない。自治体は、円滑な学校運営が実施できるよう必要な支援及び助言をする必要がある。

**将来展望など****<ポイント>**

- 地方公共団体からは、積極的な学校法人化が望まれている。

**<個別の回答>**

- (相模原市) 株式会社立の学校も学校教育法上の学校と位置づけられ、公教育を担っていることを鑑みれば、より安定的・継続的な経営を確保するため、当該制度が全国展開されない場合、学校法人制度の見直しによる規制緩和により、既存の株式会社立学校の学校法人化を行うべきと考えます。一方、当該制度が全国展開される場合、他の私立学校との整合性を図ること、経営の安定化を図ること等から、所管を都道府県に移管し、私学助成に準じた助成制度の対象とするべきと考えます。
- (岡山市) 学校法人としての設立基準が満たされないため、特区制度により株式会社立の学校を開設することができたが、将来的には、学校法人に認められることを望んでいる。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】 ※各質問項目の回答者は( )内参照

**株式会社の学校設置による教育上のニーズの充足 (地方公共団体の回答)****<ポイント>**

- 教育ニーズの充足としては、特区の活用により幼児から高校までの独自の一貫した教育を実現できたこと、より高いレベルの教育を望む人へのニーズを将来的に満たすことができることが挙げられている。

**<個別の回答>**

- (相模原市) ニーズを満たすことができたかどうかは、現状では判断できないが、将来的には、英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力の習得や国際的なコミュニケーション能力を身につけるカリキュラムなどによる、より高いレベルの教育を望んでいる人々へのニーズを満たすことができると考えている。
- (岡山市) 当該設置会社の母体である朝日学園グループは、既に幼稚園、小学校を開設しており、特区法により新たに中学校及び高等学校を開設したことで幼児から高校までの独自の一貫した教育を実現することが出来た。

**株式会社立学校の設置による既存の教育行政に与えた影響 (地方公共団体の回答)****<個別の回答>**

- (相模原市) 本市の計画では、小学校のみのため、学校種や義務教育以外との効果の違いはわからない。
- (岡山市) 同じ学区内に設置されたことにより、学校選択肢の拡大及び教育的刺激を受ける。(株式会社・校種には起因するものではない。)

### その他地元住民の反応等（地方公共団体の回答）

- （岡山市）地区のイベント等にも生徒が参加し、子どもたちの声がきこえ、地域もにぎやかになり活性化してきている。

### 設備投資額、物品購入額、雇用創出額（年額、見込みを含む）（学校設置会社の回答）

地方公共団体	設備投資額	物品購入額	雇用創出額
相模原市	1 億円	2,000 万円	1 億 1,580 万円
岡山市	3,200 万円	1,800 万円	1 億 1,170 万円

### 事業収入及び経費（人件費、施設維持費、消耗品等の区分で）の年間額（見込みを含む）（学校設置会社の回答）

地方公共団体	対象年度	収入	支出	収支差(収入－支出)
相模原市	平成 20 年 8 月～ 平成 21 年 7 月	2 億 6,665 万円	2 億 4,775 万円	1,890 万円
岡山市	平成 20 年度	2 億 7,415 万円	4 億 5,247 万円	△1 億 7,832 万円

### 資金調達と効率的な学校運営のための工夫（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 資金調達と学校運営のための工夫としては、校地校舎のリース、私募債の発行、競争入札による費用の抑制やリサイクル品の活用等が挙げられている。

#### <個別の回答>

- （相模原市）校地校舎をリースにすることにより、初期投資を極力抑えることができた。その結果、借り入れ資金の返済に苦しまず、募集した児童の確保ができれば、健全な経営が可能となった。その他、5年償還の小規模私募債を発行し、必要児童数が確保できるまで（全学年が2クラス揃うまで）の期間、返済による負担を軽減している。
- （岡山市）資金調達：借入金。効率的な運営：競争入札による費用の抑制やリサイクル品の活用・学園内でのレンタル・リフォームなどを行っており、経費の節減につながっている。（株主等からの意見：方針に賛同している。）

### 学校経営上懸念される問題（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 懸念される問題としては、黒字転換の時期が当初の予定よりも遅れていること、教員確保が困難であることが挙げられている。

#### <個別の回答>

- （相模原市）外国人教師の教員免許に関して、現在は県より臨時免許を発行してもらっているが、期間が3年で、更新が難しいと聞いている。外国人教師が日本の教員免許を取得することは実質的に不可能に近く、1年半後に臨時免許の切れる教師の資格のことが最大の懸念材料である。
- （岡山市）当初予定よりも黒字転換の時期が遅れている。（理由①税制の優遇がなく想定外の税が賦課さ

れてきた、②公的補助金の交付が全く受けられない、③実績がないため生徒数の確保に苦慮している)

#### 教育的又は経済的社会的効果（学校設置会社の回答）

##### <ポイント>

- スクーリングを通じた地元住民との交流や、雇用の創出や人口流入等が挙げられている。
- なお、該当校ではいずれも、教育課程の弾力化に係る旧特例措置802（全国展開済み）を併用しており、その相乗効果の大きさが指摘されている。

##### <個別の回答>

- （相模原市）英語イマージョン教育を受けた子どもたちが日本人として何らの問題もないことを証明できる学校である。今後の日本の英語教育を考える上で大きな実績となると考えられる。
- （岡山市）スクーリングを通じた生徒と地元住民との人的交流は年を追うごとに積極的かつ活発になっている。教育上の効果としては、特区研究開発推進学校であることによる教育課程編成上の自由度の高さは、教育上では大いに効果があった。社会的効果としては、雇用の創出・地域経済の活性化・教育への刺激・人口の流入などの効果があった。

#### 学校種の相違（小学校、中学校、高等学校、大学など学校の種類の違い）や義務教育とそれ以外などの観点から異なる点があるか（学校設置会社の回答）

##### ◆ 「思わない」と回答した自治体：2件

- （岡山市）通常の義務教育校は地域と密着し、地域外からの流入がないが、本校は広範囲から生徒が通学したり、寮に入ったりし、保護者や見学来訪者も遠隔地から訪問するので、大学などの場合と大差ない効果がある。

#### 株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果（学校設置会社の回答）

##### <ポイント>

- 学校設置会社からは、株式会社のまま補助金や税制の優遇を受けること、又は積極的に学校法人化が望まれている。

##### <個別の回答>

- （相模原市）運営組織として株式会社であることに何らの問題もない。補助金と税制の優遇がないことが問題である。株式会社のまま補助金や税制の優遇を受けられることを求めたい。学校法人化したいとしてもその理由は上記2点である。
- （岡山市）メリット・効果：「学校が認可されやすい」という点を除いては全くない。私学助成や税制面での優遇がないことなどからすればむしろデメリットの方が大きい。問題点：学校法人として設置運営が可能であれば是非「設置者変更」等による学校法人化を望みたい。現在の学校法人制度は、新設認可について極めて厳しく、既存学校が新規参入を阻害するための認可制度であるようにさえ感じられる。

#### 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等（保護者からの回答）

##### <ポイント>

- 株式会社立の学校を選んだ理由としては、学校の教育内容や教育理念、少人数制による学習指導で個々に応じた教育が受けられることが挙げられており、特に株式会社の学校であるからということあまり認識されていない。

##### <個別の回答>

- （相模原市）学校の教育内容や教育理念を重視し、選んだ学校が株式会社立であったというだけで、株式会社立だから選んだというわけではない／教育に対するニーズと学校の方針が一致したため、入学を希望した／他の学校との違いというものはあまり感じていない。
- （岡山市）少人数制による学習指導で個々に応じた教育と指導／生徒一人ひとりに応じた指導。

**学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、業務状況書類等）の情報公開（保護者からの回答）**
**<ポイント>**

- 備えるべき書類の情報公開については、「情報公開が行われていることは知っているが、活用したことはない」と、「情報公開が行われていることを知らなかった」が同数程度となっている。

**<個別の回答>**

- （相模原市）
  - ① 情報公開が行われていることを知っており、活用したことがある：0名
  - ② 情報公開が行われていることを知っているが、活用したことはない：17名
  - ③ 情報公開が行われていることを知らなかった：20名
- （岡山市）②保護者が会社の経営状況を把握したところで何も出来ない以上、把握する必要を感じない。

**認定地方公共団体による学校の評価の実施と公表義務について（保護者からの回答）**
**<ポイント>**

- 認定地方公共団体による学校の評価の実施と公表義務については、認知しているとする回答と、認知していないとする回答が同数程度となっている。

**<個別の回答>**

- ◆ 「認知しているか」 ①：はい、②：いいえ
- （相模原市）①：17名、②：20名
- （岡山市）①

番号	816 (高校)
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認めるなど一定の要件を満たす場合には、株式会社に学校の設置を認める。

## 【規制の特例措置に共通の質問項目 (地方公共団体の回答)】

## 特定事業の概要など (発送数 : 23、回収数 : 23)

## 【進捗段階】

1. 現在特定事業を実施中 23 (100%)    2. 特定事業を開始したばかり 0 (0%)  
 3. 準備段階である 0 (0%)    4. 準備段階にも入っていない 0 (0%)

## 【効果の発現】

1. 発現している 19 (83%)    2. 発現していない 1 (4%)    3. わからない 3 (13%)

## 【効果の内容】

1. 計画当初から期待していた効果 17 (89%)  
 2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果 2 (11%)  
 3. 計画当初には期待していなかった効果 0 (0%)

## 【進捗と予定】

1. 特区計画認定時の予定より進んでいる 1 (4%)  
 2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる 17 (74%)  
 3. 特区計画認定時の予定より遅れている 5 (22%)

学校種	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
高等学校 (通信制)	しみずちよう 清水町	文化と人が響き 合う清水町教育 特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通り に進んでいる
高等学校 (通信制)	わっさむちよう 和寒町	自然の恵み野和 寒町教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通り に進んでいる
高等学校 (通信制)	かわうちむら 川内村	川内村教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	3. 特区計画認定 時の予定より遅 れている
高等学校 (通信制)	つくば市	つくば市教育特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通り に進んでいる
高等学校 (通信制)	たかはぎし 高萩市	高萩市教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通り に進んでいる
高等学校 (通信制)	だいごまち 大子町	大子町教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通り に進んでいる
高等学校 (通信制)	しおやまち 塩谷町	塩谷町教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	2. 計画当初か ら期待してい た効果及び期 待していなか った効果	2. 特区計画認定 時の予定通り に進んでいる



高等学校 (通信制)	ふかやし 深谷市	渋沢記念深谷人 づくり特区	1. 現在特定 事業を実施 中	2. 発現して いない	—	3. 特区計画認定 時の予定より遅 れている
高等学校 (通信制)	はくさんし 白山市	美川サイバータ ウン教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	うえだし 上田市	上田市コミュニ ティー教育・交 流特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	なぎそまち 南木曾町	南木曾町教育特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	3. わからない	—	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	よしだちょう 吉田町	吉田町教育特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	しまし 志摩市	伊勢志摩インタ ーネット高校特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	2. 計画当初か ら期待してい た効果及び期 待していなか った効果	3. 特区計画認定 時の予定より遅 れている
高等学校 (通信制・ 定時制)	いがし 伊賀市	伊賀市意育教育 特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	たかしまし 高島市	高島環の郷教育 特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	あいおいし 相生市	海と森と人が輝 く相生市教育特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	やぶし 養父市	響きあう心 拓 く明日 但馬中 央の郷—養父市 教育特区—	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (全日制)	おかやまし 岡山市	岡山市御津教育 特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	おのみちし 尾道市	尾道市人間教育 特区	1. 現在特定 事業を実施 中	3. わからない	—	3. 特区計画認定 時の予定より遅 れている
高等学校 (通信制)	かわさきまち 川崎町	川崎町地産・地 習・e 環境教育特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	3. わからない	—	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる
高等学校 (通信制)	みなみあそむら 南阿蘇村	南阿蘇村教育特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	2. 特区計画認定 時の予定通りに 進んでいる

高等学校 (通信制)	あまくさし 天草市	御所浦町教育特 区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	3. 特区計画認定 時の予定より遅 れている
高等学校 (通信制)	やまとちよう 山都町	潤い、文楽、そ よ風でつづるま ちづくり特区	1. 現在特定 事業を実施 中	1. 発現してい る	1. 計画当初か ら期待してい た効果	1. 特区計画認定 時の予定より進 んでいる

### 発現している効果の内容・状況

#### <ポイント>

- 滞在・交通等に伴う関連消費需要増、雇用創出、施設整備事業、税収増等による地域経済への貢献のほか、不登校生徒の受け入れや若年齢人口増加を通じ、地域行事への生徒の参加や世代間交流による地域活性化等の効果が挙げられている。

#### <個別の回答>

- (清水町) スクーリングで訪れる生徒や関係者による消費需要の増加(生徒約 650 名、教師等 70 名が本町に 1 週間滞在することによる経済的効果の推計約 1,000 万円)や、地元人材の雇用創出(特別免許状授与 12 名、教頭 1 名、スクーリング時の保健スタッフ 1 名、スクーリング講師 8 名)、旧校舎及び旧教員住宅貸付による財産貸付収入(約 417 万円/年)などの効果が認められた。また、各専門科目のエグゼクティブサポーター(特別講師)が授業のため来町した際、講演会や演奏会などを開催しているほか、町教育委員会によって特別免許状を受けた教師による授業など生徒と町民がともに学び、成長する教育が実践されている。
- (和寒町) スクーリング実施によって宿泊費・食事代等、町内消費の拡大が図れたほか、地元の人材の雇用創出の効果があつた。
- (川内村) 株式会社立通信制高校が発足して 3 年が経過し、各学年がそろったところである。生徒数は当初計画の 1/3 であるが、スクーリングの受け入れによりある程度の経済効果(滞在費用 約 700 万円、校舎等貸付収入 300 万円、地元雇用 3 名 約 1,000 万円等)がある。
- (つくば市) 経済効果としては、職員の採用による雇用の創出(人件費)3,000 万円、スクーリングによる宿泊費等 820 万円、校地・校舎の賃貸借料 300 万円、その他施設管理や教育研究費などを合わせると約 4,000 万円程度あると考えている。また、廃校した学校を教育施設として再利用することにより、効果的な施設活用が図られるとともに、人が集まることで周辺地域に活気を与え、体育館などの学校施設が地域住民に解放されるなど、地域活性化への社会的効果は大きい。生徒や教員が、つくば市の筑波研究学園都市に集積されている研究・教育施設等を利用して体験学習ができる。
- (高萩市) 全国から多数の不登校・中途退学の生徒が本校で学び、自己実現意識がうかがえる。また市民指導者による体験学習は、世代間交流が活発となり、公民館活動への参加が見られる。経済的効果については、約 2 億円と試算している(教員の市民税収、校舎の固定資産税、生徒の送迎バス、宿泊施設宿泊費、その他生活費)。
- (大子町) 廃校の小学校が活用され、地域とのトラブルもなく運営されている。生徒数も着実に増加しており、スクーリングなどによる経済的効果(参加費 50,000 円×収益概算 80%×生徒 634 名=2,536 万円。町の観光施設・商店等 5,000 円×生徒 634 名=317 万円。)があつた。また、職員の地元採用による新たな雇用創出効果(7 名)もあつた。
- (塩谷町) 集中スクーリング・体験学習の実施による町内宿泊施設の稼働率上昇や商業施設の消費需要増大により、約 4,000 万円の経済効果が発生している。教職員 8 名(教員 4 名、事務員 2 名、労務員 2 名)が町内採用となっており、雇用効果が発生している。町内で開催される各種イベント(生涯学習フェスティバル、マラソン大会等)への参加等、町の活性化にも積極的に協力している。また、本町独自の特徴として、広大な学校敷地に加え、学校農園(田、畑)、学校林が隣接するなど、良好な自然環境に囲まれており、不登校や学業不振に悩む生徒に対する癒し効果は、他には無いものと判断している。また、体験学習の実施に当たっては、地域住民が指導者となり伝統工芸、伝統料理の制作指導、及び学校

農園における米、野菜等の生産指導を行うなど、地方ならではの地域に親しまれる学校となっている。

- (白山市) 夏と冬に行なわれるスクーリングにおいて、宿泊などの消費が増加しているほか、教職員の雇用が発生している。一方、学校設置会社の管理施設及び学校関連施設の建設を計画していたが、未だに建設されていない状況である。
- (上田市) 経済効果：①平成21年5月1日現在、当該校の在籍生徒数767名のうち99名の生徒が通学しており、市内公共交通機関利用の促進に寄与していると推定される。②平成20年度には、市内で集中スクーリングが延べ74日開催され、延べ約3,700名が市内を訪れている。その主な滞在先として、民間の宿泊施設が利用されており、地域経済へも貢献している。③平成21年5月1日現在、教職員34名のうち5名が市内在住者から採用されており、7名が採用後に市内に転居している。その他の効果：通学生の受け入れによって地域の不登校や中途退学生の受け皿として新しい選択肢を提供しているほか、地域との積極的な交流によって地域の活性化にも貢献している。
- (南木曾町) 本町では、総合学習において地域の自然・文化・歴史を学ぶことができる。
- (吉田町) 生徒の出身地をみると、全体の約2割が地元、約5割は周辺市町となっている。社会的効果として見込んでいた不登校生徒などの受け皿となっており、周辺市町に対しては、当町が特区制度による事業を行うことにより社会的貢献ができたと考える。また、経済的な面では、固定資産税を年間100万円程度納めており、雇用の創出ということでは、町内在住教職員を4名雇用している。産業面での波及効果はまだ出ていないが、平成20年度で200名の生徒のうち114名の生徒が転入学又は編入学しており、教育の面でも大きな効果が認められ、地域の活性化につながっていると考える。
- (志摩市) 交流会等の各種企画により地域活性化に貢献している。また、不登校等の子供たちの受け皿になりつつある。経済効果としては、地元から9人を雇用することができた。
- (伊賀市) 開校後5年目を向かえ、定時制課程においては、51人(定員60人)の生徒(内寮生19人)が学んでおり、広域通信制課程生徒も380人となった。通信制課程生徒の増加に合わせ、本年度より4人の教職員を増員雇用している。このように地元における人口増、雇用創出、スクーリング生徒の地元滞在をはじめ、教育施設の改築整備に係る地元事業者への発注など過疎地域における経済の振興に寄与している。また、認可校は、他校での不登校や中退者を多く受け入れているが、平成21年3月までは、定時制課程での中退者を一人も出しておらず、他の学校等で適応できなかった生徒をサポートできている。具体的な経済効果は次のとおり。①地区住民増による地域での生活需要の増加(地元雇用増11人、1,827万円の効果)②スクーリング需要(約1,212万円 ※1人1回2万円で計算)③修繕工事等の地元業者への発注(12億4,740万円【平成17・18・19年度】、544万円【平成20年度】)。
- (高島市) 高齢化が著しいいわゆる限界集落と呼ばれる地域に学校を設置していることから、若者がスクーリングで訪れることにより、地域の活性化につながっている。また、スクーリング時の宿泊等により、近隣地域に相当の経済効果(1,160万円)をもたらしている。当該校の設置によって、地域に活気が現れるとともに、子ども達の異文化体験として、地域特有の学習機会の場を提供できている。
- (相生市) 学校設置により地元雇用の創出や、学校施設等の賃借料として年間約300万円の歳入がある。また、生徒の地域イベントへの参加により地域活性化への効果が出ていると考える。また、スクーリングを通じて市外からの生徒が来ることによる経済効果も徐々に表れている。
- (養父市) スクリーニングによる民間消費需要5,600円(推定)。また、地域に対する効果としては、協定により無償で、災害時の避難場所、地域への学校施設開放、選挙時の投票所として利用できることが挙げられる。
- (岡山市) 地域の経済効果：市営スポーツ施設(プール等)の利用51万円/年、市営水道の利用185万円/年、学校に携わる就労機会の増加(地元雇用)74万円/年。地域の社会的効果：地域のイベント等の積極的参加による交流。
- (尾道市) 豊かな歴史性・文化性で日本でも有数の環境といえる本市域の特性を活かし、不登校状態にあった生徒の心を癒し、地域の人々や豊かな自然との新たな共生の機会、そして落ち着いた心を土台にしての学力伸長の場を提供すること。
- (川崎町) 高等学校の開校にともない、スクーリング時における宿泊施設のニーズが出てきたことにより、地元で農家民泊実施に向けての動きが発現している。特定事業にとどまらず、今後のグリーンツーリズム事業を推進する上で重要な動きであり、交流人口の獲得にも繋がるものと期待している。
- (南阿蘇村) 地域住民が、教職員として雇用されているほか、地域行事や本村文化協会主催による文化

祭などへの参加は、少子高齢化が進展している本村にとって、欠くことの出来ない存在となっている。また、学校において、本村の農業・歴史・文化などをテーマにした授業に取り組むことにより、地域を理解すると共に、地域振興の一役を担っている。経済効果としては、雇用創出額 4,310 万円、法人税 13 万円、固定資産 140 万円と試算している。

- (天草市) 本校に通学する生徒は、片道 860 円の定期船を利用している。その他スクーリングに参加する生徒等が利用する海上タクシー等、約 575 万円の交通機関の経済的効果があった。平成 20 年度のスクーリングは生徒全員が参加し民宿等を利用した事により、宿泊費、食費など約 1,040 万円の需要があった。学校関係者はほぼ全員御所浦町に住所を移し定住しており、人口増加に繋がった。また、教職員住宅料として約 198 万円の経済的効果があった。天草市に学校等施設使用料として約 146 万円の収入があった。スクーリング時の体験学習に地元住民が参加することにより、地域活性の場が生じた。また、職員の地元採用により、雇用機会が創出された。なお、本市は、四方を海で囲まれた離島であることから、不登校等の悩みを抱えた生徒達が、豊かな自然の中で地元住民やイルカと触れ合うことで、豊かな人間性が育成されていくものと思われる。
- (山都町) 地域において、農作業体験や地域コミュニティ代表の講話など地元住民との交流が活発に行われている。また、町内の伝統文化や史跡学習など町の魅力を純分堪能できている。今後、短期のスクーリングだけでなく、通年カリキュラム等が実施されることで、更なる交流人口の増加、地域の活性化を期待している。なお、廃校舎の有償貸付ができたことにより、今後の学校教育環境整備のための積立金を確保できた。宿泊施設の利用や町内の視察学習等による地域経済への波及効果もみられる。

## 効果が発現しない理由・問題点

### <ポイント>

- 効果が発現しない理由としては、想定していた生徒数が確保できていないことが多く挙げられている。問題点としては、私学助成が受けられないこと、税制上の優遇措置がないこと、私学共済に加入できないこと、などを挙げ、学校法人と同等の扱いを求める意見がみられた。

### <個別の回答>

- (清水町) 広域の通信制の課程を持つ高等学校を設置する際には、あらかじめ文部科学大臣に届出が必要であり、その際に対象とする都道府県知事及び教育委員会に意見照会を行った。構造改革特区計画に記載し認定がされているにもかかわらず、更に文部科学大臣に届け出が必要なことや、都道府県知事等への意見照会の根拠が不明確である点が問題だと思ふ。
- (川内村) 当初計画の入学者数未達成。
- (深谷市) 計画では生徒の定員 600 名だが、開校後 3 年たっても生徒が 30 数名しか集まっていない(集められない)ことが最大の理由だと考える。
- (上田市) 学校法人との比較において、税制の優遇がないため、この分が、生徒保護者の負担増となる。特に寄付金に対する課税措置は、趣旨に賛同し支援を受ける際にも課税扱いとなるなど、持続的に学校経営を行う場合には、株式会社立の学校は不利となるので、この点において学校法人と同等の扱いとするのが適当であると考え。
- (南木曾町) 学校を設置して 7 ヶ月のため効果については分からない。
- (志摩市) 入学者数が計画より少ないため、全ての計画が遅れている。
- (岡山市) 株式会社立の学校には私学助成金がない。税制上の優遇措置がない。学校職員が私学共済に加入できない。
- (尾道市) 本計画が本市に及ぼす効果として、学校設置による社会的効果及び経済的効果を想定していた。不登校生等に対する再チャレンジの機会の提供等の社会的効果については、一定の効果は達成されていると思われる。一方で、在籍生徒等による経済的効果については、生徒数が計画策定当初の見込人数に達していないため、効果は限定的であると思われる。したがって、計画の効果の発現について、不明であると判断した。
- (川崎町) 開校初年度ということもあり、入学生徒数が当初見込みの 3 割以下と少なく、またスクーリング回数も 2 回と、現時点で具体的な効果があったか否かの判断をするには十分な材料に乏しいため、今後の経過を見守る必要がある。なお、当該特例措置では、設置自治体に学校設置会社の経営状況把握

や、経営危機時における転学の斡旋などが義務付けられているが、法的権限もなく財源も乏しい中で、地方公共団体の負担が大きいと考える。また、少子化や不況になどにより、生徒の獲得が難しい状況にある中で、学校設置会社の経営状況も同様に厳しい。私学助成や税制上の優遇措置、学校法人立学校では受けられる「低所得の世帯の学費減免制度」への補助金など学校法人と同等の扱いがなされることが望ましい。

- (天草市) 学校経営が安定する目標生徒数を確保できていないため、赤字経営が続いている。

## 特区実施にあたっての地方公共団体の役割

### <ポイント>

- 実施にあたっての地方公共団体の役割としては、学校の運営・教育内容についての評価、施設の紹介・貸与、住民説明会の開催、各種連絡調整、入学希望者への書類配布・広報・情報提供、講師の紹介等である。

### <個別の回答>

- (清水町) 学校の運営、教育内容について評価を行うため、設置会社より情報提供を受け、特区計画との整合性をチェックする。カリキュラム及びスクーリングの実施について、活用できる公共施設の紹介や人的支援、協力、校舎の貸付など。
- (和寒町) 校舎の貸与(3年間)スクーリング実施時の人材提供。
- (川内村) 村所有施設の利活用。体験活動受け入れの支援。協力農家との調整。
- (つくば市) 学校の設置等の認可事務や学校評価の実施。評価に係る審議会の運営。事業が適正に実施されているかの指導・監督。
- (高萩市) 学校と市内施設・業者との連絡調整。
- (大子町) 地域活性化及び地域振興の推進。スクーリングにおける公共施設等の情報提供及び指導者の紹介。町広報紙への職員採用に関する記事の掲載。
- (塩谷町) 特区計画の意義、目標が失われることの無いよう、月1回の定期学校訪問を役場担当者が実施するほか、年2回の学校評価を塩谷町通信単位制高等学校審議会が実施。増加傾向にある生徒数に対応すべく、廃校となった近隣の小学校を体験学習館として平成19年10月より賃貸借を開始し、質の高い教育の推進を支援。
- (深谷市) 学校設置会社からの依頼で、市に募集関係書類を置き、入学希望者に配布している。また、市主催事業では優先的に席を確保するなどの協力関係を築いている。
- (白山市) 補助金など金銭的な支援は全くしていない。計画では、数年後に学校関連施設を建設するという計画であったが、経営上の問題もあり、まだ建設されていない。そのため、面接指導等は市立中学校の空き教室を利用している状況であり、建設されるまでの間、市立中学校など公的施設の使用の便宜を図る予定である。
- (上田市) 役割：学校所轄庁及び地域連携の相談窓口。支援：廃校校舎・屋内運動場等について本校校舎等として提供(有償・貸与)。
- (南木曾町) 入学を希望する生徒に対して学校紹介等の案内を行っている。また、施設提供等の支援も行っている。
- (吉田町) 申請前、特定事業者から要望があり、校地候補地について、情報を提供した。特定事業者に対し、経済的な援助は行っていない。スクーリング時の総合学習において、体験学習ができる施設、団体などとの橋渡しを行っている。
- (志摩市) 市の施設の利用。
- (伊賀市) 学校設置認可者が行うこととされている法令に規定されている諸事務(学校運営状況の調査、改善指導、学則変更認可事務等)、旧小学校施設を設置会社へ賃貸借することによる教育施設の提供、市内中学校への生徒募集支援、学校と地域住民との交流機会の創設、講師等の紹介など。
- (高島市) 教育特区学校審議会の運営。地元自治会、関係団体、各種施設等と、学校設置会社との連絡調整。学校設置会社への廃校施設の賃貸。
- (相生市) 学校設置の認可者として適宜、必要な指導を行っている。なお、特別な支援は行っていない。
- (養父市) 廃校舎等の改装にあたっての地元調整、内容の確認及び助言。地域活性化に関する協定書締

結に向けた調整。職員採用についての相談。学校外学習のメニュー調整など。

- (岡山市) 役割：地方公共団体の発案と責任によって、その地域特性に合わせた規制緩和が実施できるよう、関係機関等と協議を重ねた結果、学校の誘致と廃校となった学校(校地・校舎)を貸与することで特区が認定され、株式会社立学校が開校した。支援：株式会社であるため、特定の会社に対して支援はできない。
- (尾道市) 学校設置会社の設置する通信制・単位制高等学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、年1回以上の評価を、書類及び実地で実施する。
- (川崎町) 特にスクーリング時における設置会社と町内施設、協力業者、地元講師との連絡調整、斡旋、施設の貸与、県内及び近隣市町村向け広報活動への協力等。
- (南阿蘇村) 学校運営が円滑に実施できるよう情報の提供や助言等の実施。県私学担当課を通じて通知される文科省等の通知の送付や学校運営に関する助言などを実施している。
- (天草市) 安定した学校経営を実現するためには生徒数確保がかかせないため、生徒募集の記事を市の広報誌に掲載している。

### 特定事業成功のために最も重要な鍵

#### <ポイント>

- 事業成功のための鍵としては、安定した運営基盤、生徒数の確保と保護者からの信頼、地域住民の理解、ニーズに対応した魅力ある教育プログラムの提供等が挙げられている。

#### <個別の回答>

- (清水町) 高校教育に理解とノウハウのある学校設置会社の存在。
- (和寒町) 学校設置会社との綿密な打合せ及び信頼関係の構築。
- (川内村) 体験メニューの多様化。宿泊施設の充実。学校名の知名度のアップ。当初計画の入学者の確保。
- (つくば市) 教育活動の充実のためには、経営の安定、生徒の確保が重要な鍵となる。
- (高萩市) 生徒数の確保と健全な学校運営、教育の質の保証と生徒保護者からの信頼の確保。
- (大子町) 学校設置会社の安定経営と教育に対する姿勢。地域(学校設置区域)の理解。
- (塩谷町) 認定自治体と学校設置会社双方が構造改革特別区域認定の趣旨を理解し、教育の基本姿勢、方針に関して、常に同一意識、目標を共有すること。
- (深谷市) いかにして生徒が集められるかが最も重要なことだと思う。
- (白山市) 経営を安定させるための経営努力。生徒を確保するために学校(教育内容)に特色を出すことが必要。
- (上田市) ①既存の公教育機関が組織的に取り組みづらい一定の個別ニーズに、柔軟に対応すること。②総量規制的な観点を持ちながらの棲み分け、差別化が必要であり、限定された規制緩和策であること。③魅力ある教育課程を実践するため多くの教材を地域に求めていることもあり、地域の支持、地域との円滑な関係を構築すること。
- (南木曾町) 学校設置会社の経営状況、入学者数。
- (吉田町) 特区計画書作成時から、自治体、地域住民、特定事業者の間で十分な意見交換が必要であると考えている。
- (志摩市) 特定事業者と行政のコミュニケーション。
- (伊賀市) 安定的な生徒数の確保、また安定確保が行えるよう当該高校の教育理念である「意育教育」の実績を積み重ね、他の公立高校等ではできない新しい教育スタイルとして社会的評価を受けること。
- (高島市) 地元自治会、関係団体、各種施設等との良好な関係。学校の経営基盤の安定化。
- (相生市) 学校設置会社の知名度を向上させることと、学校経営の安定・継続性を図ってもらうために積極的な情報公開に努めること。
- (養父市) 提案者の熱意と体験授業で講師となる市民の参加。
- (岡山市) 同じ教育の一端を担うものでありながら、学校法人との取扱いに差が生じている。このことにより、学校経営の安定性・継続性が左右されかねない。
- (尾道市) 本市域の特性を最大限に活かして、不登校状態にあった生徒の心を癒すこと。
- (川崎町) 設置会社の安定した財政基盤、一定数以上の生徒の確保、学校設置会社と自治体及び地元企

業・関係者との協力・連携、学校設置会社が学生のニーズに対応した魅力ある教育プログラムを提供すること。

- (南阿蘇村) 学校設置会社は、学習指導要領等に沿った質の高い授業等を行うと共に、安定的学校運営が図られるよう生徒の確保に努める必要がある。また、地方公共団体は、円滑な学校運営が実施できるよう必要な支援及び助言をする必要がある。
- (天草市) 学校経営を安定して行えるだけの生徒数の確保である。そのためには学校の実績を上げ、信頼ある学校になるよう努めることが重要と思われる。
- (山都町) 事業を計画している主体・地方公共団体・地域住民の相互理解と相互協力と相互支援。国の柔軟な姿勢。

## 将来展望など

### <ポイント>

- 将来展望としては、多様化する教育ニーズに対応できることへの期待がある一方で、生徒確保を始めとする安定した学校経営への努力を求める意見がみられた。

### <個別の回答>

- (清水町) 北海道芸術高校の特色である「生徒の得意分野を伸ばしながら他の一般教科を学ぶきっかけとして、コミュニケーション能力の向上を育み、社会で生きる力をつける」という教育内容は、社会的意義があるものと理解している。上記に基づいた教育理念、教育方針の実践を期待しているため、そのような問題はないと理解しているし、学校法人でもあまり受け入れない不登校等の生徒が学ぶ場所としての存在価値があると感じている。
- (川内村) 重要な鍵となる事項の解決により、地域経済への好影響が期待できる。
- (つくば市) 今後も、当該事業者が本市のポテンシャルを活かして充実した教育を実施することにより、当初計画していた社会的・経済的効果が発揮されるようにしたい。
- (高萩市) 少子化に伴い、生徒数の減少している中で、生徒数の確保が困難になることが予想されることから、一層の学校経営努力が要求される。
- (大子町) 生徒数が増加しており、より安定した学校経営が期待できる。
- (塩谷町) 今後予想される不登校等の低年齢化に対応するため、小中学校の同様な悩みを持つ児童生徒に対応する制度を構築し、小学校から高校まで一貫した対応が可能となる体制の確立が必要である。今後、増加することが予想される同様な悩みを持つ児童生徒に対して、広域にわたり対応が可能となるよう、対象範囲の緩和が必要である。
- (深谷市) 株式会社立の高等学校があっても良いと思うが、設置認可や指導監督などの事務は市町村ではなく都道府県に残すべきである。
- (白山市) 当該高等学校は開校して5年が経過し、少しずつではあるが、知名度も上がり、地元の中学校や高校より一定の評価を受けるようになってきている。しかし、経営を継続し安定させていくには、生徒を安定的に確保することが必要であり、まだまだ困難な状況には変りがない。今後も、経営努力が必要である。
- (上田市) 既存の公教育が提供し難い一定の教育サービスを提供することで、学校設置者は事業として成立させているが、その教育サービスに対するニーズは一定程度限定される。そのため、この特定事業が全国で実施された場合には、熾烈な過当競争を生じさせ事業が成り立たなくなる事業者も出てくると考えられ、結果として「公教育」の質の低下を招くと懸念される。税制面等で優遇がない現状においては、市場管理等の何らかの対応が必要であると考えます。
- (吉田町) 認定地方公共団体として、株式会社立学校の運営について可能な限り協力は行っていくが、特定事業者への介入とならないよう節度ある対応を保っていきたい。また、公立学校への関わりとのバランスにも配慮が必要と考える。さらに、学校を監督する認定地方公共団体として、学校運営に関して専門知識を有する職員をどのように確保するか課題も残るが、有識者の協力を得るなどして適切に対応していきたいと考える。
- (志摩市) 地域に育む環境を育てる。

- (伊賀市) 開校後、丸4年が経過し、卒業生を輩出するようになった。生徒には、他校の中退者も多く抱えている中で、落伍者(中退者)ゼロの実績を継続している。定時制課程においては、他校では真似のできない1学年20人制の特色ある教育システムを効果的に活用して教育効果を上げることにより、現代社会の課題となっている若者の教育問題に一石を投じ、教育界に新風を吹き込んでもらえるものと期待している。
- (高島市) 近年、同様の広域通信単位制高校が急速に増加していることから、地域に根ざした魅力あるカリキュラム等を提供できるよう、学校設置会社と連携を密にしていきたい。
- (相生市) 少子化が進む中、助成金等の無い株式会社立の学校の経営は厳しくなると考える。学校選択の多様化に対応するよう、いかに特色ある学校経営ができるかが課題となる。
- (養父市) 教育を核とした地域活性化への期待と雇用の創出・交流人口の増加、周辺施設が活性化されることに期待を寄せている。
- (岡山市) 学校法人としての開設基準が満たされないため、当該特例措置の適用を受け株式会社立の学校を開設することができたが、将来的に、株式会社から学校法人化に認められることを望む。
- (尾道市) 本特定事業は、不登校生や中途退学生に対し、再チャレンジの機会を提供するとともに、地域に根ざした教育の実施により、次世代を担うべき本来有為な、品性のある人材育成を図ることを目的としている。尾道の歴史性、文学性、芸術性を最大限に活かし、地域に根ざした教育を実施することで、地域住民の生きがいや生涯学習の機会の創出に繋げ、市民の活力を高めることも目指している。さらに、その結果、生徒及びその保護者が、本市への愛着と関心を深め、本市の交流人口拡大の一助となることも目標のひとつとしている。
- (川崎町) 今後の課題は一定数の生徒の確保である。学校としては経営面、教育面ともに安定した学校となること、設置市町村としては町の特性を生かし、地域に根ざした教育を提供するためのサポートをすること。これらが相互に補完しあえる関係を構築することが重要と考える。
- (南阿蘇村) 特区計画に記載された効果の発揮のほか、本村振興のため大きな役割を担う学校となるよう期待する。
- (天草市) 現在のところ卒業率は高く、卒業後の進路決定率も良好であるため、教育面では学校は大変努力していると思われる。今後の目標は、生徒数を確保し安定した学校経営を行えるよう学校の知名度を上げ、教育面とともに経済面も安定して行える学校になることである。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】 ※各質問項目の回答者は( )内参照

#### 株式会社の学校設置による教育上のニーズの充足(地方公共団体の回答)

##### <ポイント>

- 不登校や学業不振に悩む生徒に対する指導・支援を行うことで、教育上のニーズに対応できているとの意見が多くみられる。また、地域住民との交流により、住民の活力を高めることにつながった等の回答もみられた。

##### <個別の回答>

- (清水町) 本町の特区計画の目標として、①不登校、中途退学者の新たな学びの場の提供②町民の活性化③生徒に対する適切なアドバイスと進路指導、の3点を記載しており、「学ぶよろこびを共有し生きる力を見つけた人材の育成」を計画全体の最大の目標としている。本年度4年目となった当該校は、約650名の生徒が在籍し、その中には不登校、中途退学者が相当数(30~40%)含まれている。また、芸術部門を取り入れたカリキュラムに、イラストやダンスなど得意分野を持つ生徒が入学し、これまでの高校では学ぶことができなかった授業が行われ、概ね計画どおりの取組がみられる。
- (和寒町) 和寒高等学校の閉校で町内唯一の高校として地域における教育力の低下を阻止し、町全体の教育力の一層の充実が図られる。
- (川内村) 不登校・中途退学者の学習ニーズに対応できる。
- (つくば市) つくば市の研究・教育施設や自然といったポテンシャルを活用し、不登校生徒に対する教育機会を提供することで、教育上のニーズを満たしていると考えられる。
- (高萩市) 学校外学修による市民指導者(NPO団体)と連携が図られ、生徒の教育力の向上に効果を挙げ



ている。

- (大子町) 全国的な問題である「不登校」及び「高校中途退学者」に係る教育上の諸問題の解決の一助になれていると考える。
- (塩谷町) 不登校や学業不振に悩む生徒に対する指導・支援により、通常の生活リズムへの回復、目的意識の形成等を促すことが可能となった。
- (深谷市) 市内、県内の不登校生徒、高校中途退学者の受け皿として広域通信高校の必要性が高いと考えられるが、在籍生徒数が30数名ではニーズを満たしているとは言い切れないと考える。
- (白山市) 報道機関、地域住民からの注目も集まり、教育関係者に教育的刺激を与えられた。
- (養父市) 市民の生きがいや生涯教育の機会創出。中・高年齢者を中心とした体験学習指導への市民参加。
- (上田市) 地域に存在する、従来の高等学校教育ではみだせない、新たなニーズに対応しつつあると考える。
- (南木曾町) 学校設置から7ヶ月のため現段階では検証できない。
- (吉田町) 当該学校が設立されるまでは、県内における通信課程を持つ高等学校は、県立高校1校のみであった。最近の在籍生徒の状況では、全体の約2割が当町在住者であり、周辺市町まで含めると全体の5割を超している。これまで潜在的にあった需要に対応できたと考えている。
- (志摩市) 市の適応指導教室や中学校進路担当との連携が進んだことで、進路の選択肢の一つとして理解されており、またNPO・ボランティア団体等との連携による取り組みが強化され、不登校対策の一つの施策としてニーズを満たすことができたと考えている。
- (伊賀市) 不登校・高校中退者の増加に伴う社会的対応の必要性を満たしていると考えている。具体的には、通常の学校生活や授業に対応できなかった生徒等に対し、潜在能力や意欲、意志を引き出す体験教育を進めるため、豊かな地域資源を活用しつつ「意育」という教育理念に基づいた教育を実施している。今年7月に開校後丸4年が経過し、100人を超える卒業生を輩出した。定時制課程においては、今年7月までは1人の落伍者も出していない。また定時制卒業者についての進路保障ができていないことは、教育上すばらしい成果であると考えている。
- (高島市) 特区計画における教育目標として、豊かな自然環境等、市の特性を活かした創意と工夫に富んだカリキュラムを編成することにより、不登校や学業不振等に悩む生徒にも配慮した、特色ある体験学習の場を提供することとしている。開校から1年7ヶ月が経過し、順調に目標どおりの教育を提供でき、ニーズに対応できていると考えている。
- (相生市) 高校卒業希望の生徒(不登校や社会人)、早いうちから専門知識を習得することを希望する生徒に対して目標を見出すことが出来たと考える。
- (岡山市) 当該設置会社の母体グループは、既に幼稚園、小学校を開設しており、特区制度により新たに中学高等学校を開設したことで、幼児から高校までの独自の一貫した教育を実現することが出来た。
- (尾道市) 不登校生や中途退学生に対し再チャレンジの機会を提供し、次世代を担う人材育成を図る。本市の特長を活かしつつ、地域に根ざした教育を実施する。地域住民との交流により、市民の活力を高める。生徒、保護者等関係者が本市への愛着、関心を深めることで交流人口の拡大を図る。
- (川崎町) 農業体験や職場体験への参加により、農業の大切さや実社会の第一線で活躍している人材に触れ、生徒の「気づき」や自己実現のための教育につながっている。既存の高校では要求を満たすことが出来ない生徒や、諸問題を抱える生徒に対して「自ら学び・決断する」といった面で新たな選択肢の一つとして理解されている。
- (南阿蘇村) 社会状況の変化や生徒のニーズ等を反映させた授業を迅速に実施することができた。
- (天草市) 健全な学校経営を目指し、信頼ある学校になるため努力されているほか、御所浦町の優れた教育環境を活かして、中退者や不登校等の悩みを抱える生徒達の心を癒し、たくましく自立する精神と能力を育むことを目的の一つとし、職員が懸命に取り組んでいる結果、高い卒業率に結びついていると考える。
- (山都町) スクーリングによる生徒や関係者の来訪による交流人口の増加があり、地域コミュニティとの交流ができた。宿泊や食事等における地元業者の活用などにより、地域経済への波及効果が現れた。

学校種の相違（小学校、中学校、高等学校、大学など学校の種類の違い）や義務教育とそれ以外などの観点から異なる点があると思うか（地方公共団体の回答）

<ポイント>

- 「異なる点があると思う」とする地方公共団体が圧倒的に多い。その理由としては、義務教育では、集団形成や通学の利便、授業料設定などの面も含め、独自性を打ち出すのにも限界があるのに対し、高校以上（特に通信制や単位制）においては、広域を対象に特色ある教育を提供しやすいことで、不登校・中途退学者への再チャレンジの場の提供として有効である等の意見がみられる。

<個別の回答>

【「異なる点があると思う」と回答した自治体：19件】

- （清水町）義務教育については、充足しているので、他の選択肢が入り込む余地は少ない。全日制高校については、近隣町など本町以外にも存在するため、新たな選択肢として開校するメリットは少ない。不登校、中途退学者への新たな学びの場の提供として有効であると考えます。
- （和寒町）学校種の相違はあると思うが、義務教育には義務教育の効果、高校教育には高校教育の効果があり、それらは違っていると考えます。
- （つくば市）本市のような通信制高校の場合、その特性から教育を行う地域は全国が対象となるが、全日制・定時制となると通学の関係で地域が限定されるため、異なる点がある。
- （高萩市）義務教育では、教育内容が統一されているが、それ以外では、個人の選択肢が広がり個性が生かされた教育にも取り組める。
- （大子町）学び方が選択できることにより、不登校者、高校中途退学者などへの新たな道が開ける。
- （塩谷町）他県市町の状況把握は出来ていないが、本町に設置された高等学校では、教育については他の公立、私立高校と同様と判断するが、カウンセラーを職員として採用し、生徒一人一人に対する心のケアにも配慮している点等は、他より優れた教育を実践しているものと判断する。
- （深谷市）経済的効果では、小中学生よりは高校生の方が小遣等が多いので、生徒の消費活動で見れば学校種により異なると思う。また社会活動なども高校生の方が盛んである。
- （白山市）生徒が学校に入学する目的がおのおの異なるため、効果も異なると思われる。とくに保護者の関わり方については、生徒の年齢などにより大きく異なるのではないかと。
- （上田市）義務教育の場合、一定の集団形成と通学の利便の問題がある。よって、効果に結びつくようなニーズは、特定の地域に偏在すると思われる。学びのスタイルとして、通信制や単位制といった多様な選択肢を有する高等学校以上において成果を得やすいと考えられる。
- （南木曾町）通信制、単位制高等学校のため、生徒のニーズに合った教育ができる。
- （吉田町）教育そのものの基本は同じと考えるが、新しいシステムを活用した本事業は、教育を受けやすい環境が整い、従来の制度と異なると思う。
- （伊賀市）義務教育年齢以下とそれ以外という観点から考慮すると相違があると考えている。株式会社立の学校は、運営を成り立たせるためには、公立や学校法人立の学校に比べ授業料等を高く設定する必要や特色ある教育内容設定の必要がある。その意味では、対象者を広域募集せざるを得ない状況で、義務教育対象年齢以下（特に小学年齢）においては、居住地（家庭）から遠く離れた通学・寮生活等におけるデメリットが大きいのではないかと考えている。
- （高島市）全日制通学の義務教育においては、差異、効果は現れにくいと考えるが、高等学校以上の学校種では、スクーリングにおいて地域の特色を活かす事等により、大きな効果が期待できると考える。
- （相生市）特定事業の場合は、設置会社の特性を活かしたカリキュラムを組みこむことで、他校にない魅力ある学校づくりが出来る点が大きな違いである。一方で会社経営が悪化した場合、安定性・継続性が失われることも懸念される。
- （養父市）地域に今までにない手法で地域の社会的・経済的な活性化が期待できる学校であることと、少子化が進むなか地方に学校がやってくること。
- （尾道市）本特定事業は、不登校生や中途退学生に再チャレンジの機会を提供することを目標としているが、不登校生等の年齢、抱える課題は各人によって様々であり、学校種の相違により、対象となる不登校生等が異なってくるものと思われる。

- (川崎町) 義務教育では学校独自の特色を打ち出す幅に限界があるが、高等学校以上においては、教育プログラム編成、スクーリング時において地域の特色を生かすなど設置主体が選択できる教育内容に幅がある。
- (南阿蘇村) 通信制高校のため、スクーリング時を除くと、主に職員のみとなるため、地域に与える経済効果が少ないと思われる。
- (山都町) 広域通信制高校の設置は、不登校生徒や高校中退者の受け皿としての機能があり、将来のニートやフリーターの発生を抑制できる。

【異なる点があると思わない」と回答した自治体：2件】

- (志摩市) 学校種、義務教育等は関係なく、学校のような形態では馴染めない児童・生徒の受け皿は必要になると考えられるのでニーズはあると考える。
- (天草市) どのような種類の学校でも、生徒に教育を行うということに変わりはないので、本特定事業の効果が学校の種類などで変わるとは言い難い。

### その他、地元住民の反応等（地方公共団体の回答）

#### <ポイント>

- 地元住民との交流や行事への参加を通し、地域に歓迎される学校となっている、地域の活性化が図れている等、学校の存在が定着しつつある。

#### <個別の回答>

- (清水町) 現在、開校4年目で、累積赤字の解消には至っていないが、生徒数の確保により経営状況は平成19～20年度の単年度収支は黒字となった。社会の経済状況により私立高校より公立高校を選択する傾向があるため、教育内容の充実とともにPRを行い生徒の確保の努力を期待している。町文化協会との合同企画によるコンサートの開催や校舎所在地の住民の運動会に生徒が参加するなど、地域と一体となった教育と運営がされていると感じている。
- (和寒町) 地域として学校はコミュニティの中心的な役割を果たす点から、また、地域の行事に積極的な参加があることから地域からは歓迎されている。
- (つくば市) 地元住民の反応は、元々歴史の古い学校を教育施設としてそのまま再利用するということが好意的に受け止められている。さらに、事業者が体育館や運動場を地域住民に開放していることから、地域の振興にも寄与しており、事業者は地域住民から高い評価を得ている。
- (高萩市) 学校評価について、統一した評価票があれば、他校との比較ができ、問題点の解決及び情報交換による教育の質の向上に繋がる。
- (塩谷町) 全ての消耗品、備品等を特区区域内での優先購入による町内事業者の販売拡大、伝統工芸等の体験学習時に、指導者、講師として招かれる地域高齢者の生きがいの創出、教職員の地元優先採用等、地域に歓迎される学校となっている。
- (深谷市) 学校の設置認可、指導、監督など、本来県で行っていた事務までが市町村に下りてきたのは、組織体制や事務内容から考えて無理があったと思う。
- (上田市) 本年度、田園整備事業の一環として、当該高等学校の近隣に、塩田の里交流館が開館した。当該校と当館で、さらに地域の活性化が図れるものと期待している。
- (吉田町) 不登校や高校中退となった子どもであっても、潜在的に社会適応力や高い能力を持っている子どもおり、それらの子どもたちの受け皿として、当該学校の存在が定着しつつあると感じる。
- (志摩市) 住民の認知度が低い。市として周知する施策が必要と考える。
- (伊賀市) 開校当初、地域の人の中には、生徒の中には非社会的な子どもが多いということで、心配する声も聞かれたが、生徒の地域における協同作業への参加やお祭りなどへの積極的関与によりその存在が地域に認められつつある。
- (高島市) 学校が開設され1年以上が経過し生徒数も増加傾向であり、順調に進んでいると思う。特に地域に子ども達が訪れることにより、地域が徐々に活気付いていることに対しては、本当に大きな成果と思われる。
- (養父市) 校舎に再び明かりが灯り、多数の高齢者が講師として教育に参加し、地域に学校を開放するなど、地域の評判や関係は非常に良好である。

- (川崎町) 地元においては、開校前や当初は株式会社による学校設置に否定的・懐疑的な意見もあったが、地元との協議を重ね、また実際にスクーリングで生徒と触れ合うことにより、徐々に緊張もほぐれ、学校と地域の新しい協働の形が生まれつつある。
- (南阿蘇村) 少子化や農業従事者の高齢化などにより、地域に若者が少ない状況において、生徒に対し多大の期待を寄せている。
- (山都町) 不登校生徒や高校中退者が通う通信制学校へのイメージや思い込みが変わったと思われる。

### 学校の卒業生の進学状況 (学校設置会社の回答)

#### <ポイント>

- 状況は様々であるが、概ね進学ないし就職している。

地方公共団体	卒業生の進学状況
清水町	卒業生：153名 大学17名、短期大学2名、専修学校・各種学校48名、就職47名、その他39名(受験浪名・就職浪名・アルバイト・家事手伝い等)
川内村	卒業生：297名 そのうち進学者が196名。
つくば市	卒業生：41名(平成20年度) 大学8名、短期大学2名、専修学校8名、その他23名
高萩市	卒業生：1,583名(平成20年度)(進学率55.8%) 大学386名、短期大学76名、通信制大学5名、専門学校387名、各種学校35名
大子町	卒業生：197名(平成20年度) 大学・専門学校等49%、就職19%、その他(家事手伝い等)35%
塩谷町	卒業生：408名(平成20年度)(進学率65.2%) 進学226名
深谷市	短大進学1名、専門学校進学1名、就職3名、その他5名(平成20年度)
白山市	大学、専修学校他
上田市	卒業生：318名 進学(中高・大・専門学校等)178名、就職25名、進学未定者・無業者115名
吉田町	卒業生：54名(平成20年度) 大学・専門学校21名、就職11名、一時的な就業6名、進学未定・無業者11名、不詳5名
志摩市	卒業生：226名 大学45名、短期大学9名、通信制大学等2名、専修学校41名、各種学校7名、就職14名、その他108名
伊賀市	卒業生：101名(平成20年度) 進学48名、就職5名、その他(進学のための浪名、進路未定、結婚など)48名
高島市	卒業生：53名 大学・専修学校等27名、就職5名、就職10名、その他11名
相生市	卒業生：17名(平成20年度) 大学3名、短期大学1名、専修学校5名。
養父市	卒業生：532名(平成20年度)(進学率69.4%) 大学158名、短期大学40名、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学1名、高等学校(専攻科)1名、専修学校147名、各種学校22名
尾道市	卒業生：44名 大学・専修学校等9名、就職1名、その他34名
南阿蘇村	卒業生：92名(内訳：男子52名、女子40名)(平成20年度) 大学、短大、専門学校進学55名(34名、21名)、就職6名(5名、1名)、一時的な仕事に就いたもの6名(3名、3名)、進学未内定者・無業者25名(10名、15名)
天草市	全体の4割が進学、4割が就職、残り2割が未定。
山都町	卒業生24名(平成20年度) 進学(大学・専修学校)19名、その他5名

## 設備投資額、物品購入額、雇用創出額（年額、見込みを含む）（学校設置会社の回答）

地方公共団体	設備投資額	物品購入額	雇用創出額
清水町	2,293万円	1,294万円	500万円
和寒町	250万円	250万円	60万円
川内村	3,000万円	250万円	1,000万円
つくば市	—	500万円	3,000万円
高萩市	4億0,577万円	7,133万円	1億2,380万円
大子町	2,027万円	139万円	5,147万円
塩谷町	800万円	500万円	5億5,400万円
深谷市	2,850万円	1,850万円	—
白山市	3,965万円	9,256万円	5,636万円
上田市	3,000万円	2,000万円	300万円
吉田町	1億5,000万円	1,500万円	1,200万円
志摩市	4,000万円	4,000万円	1億2,000万円
伊賀市	1億2,686万円	6,143万円	2億5,700万円
高島市	1,300万円	500万円	400万円
相生市	3,000万円	700万円	200万円
養父市	7,690万円	1,823万円	6,200万円
岡山市	9億2,800万円	7,200万円	4,470万円
尾道市	8,662万円	754万円	5,371万円
川崎町	1,147万円	1,724万円	1,742万円
天草市	586万円	761万円	3,500万円
山都町	350万円	200万円	2,000万円

## 事業収入及び経費（人件費、施設維持費、消耗品等の区分で）の年間額（見込みを含む）（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 事業収支においては、黒字（13件）、赤字（7件）であり、黒字の方が多い状況となっている。

地方公共団体	対象年度	収入	支出	収支差(収入－支出)
清水町	平成20年度	4億7,021万円	4億4,370万円	2,651万円
和寒町	平成21年度予算	4,250万円	4,200万円	50万円
川内村	平成21年度予算	3億円	1億7,100万円	1億2,900万円
つくば市	平成21年度予算	7,800万円	7,100万円	700万円

高萩市	平成 20 年度	10 億 2,055 万円	9 億 8,815 万円	3,240 万円
大子町	平成 21 年度予算	48,000 万円	4 億 2,200 万円	5,800 万円
塩谷町	平成 20 年度	2 億 6,200 万円	2 億 7,900 万円	△1,700 万円
深谷市	平成 20 年度	640 万円	385 万円	255 万円
白山市	平成 21 年度予算	1 億 7,625 万円	1 億 2,528 万円	5,097 万円
上田市	平成 20 年度	2 億円	1 億 9,500 万円	500 万円
吉田町	平成 20 年度	5,218 万円	6,094 万円	△876 万円
志摩市	平成 20 年度	14 億 8,980 万円	13 億 9,565 万円	9,415 万円
伊賀市	平成 20 年度	1 億 5,457 万円	1 億 4,678 万円	779 万円
高島市	平成 20 年度	1 億 3,936 万円	1 億 2,340 万円	1,596 万円
相生市	平成 22 年度見込	9 億円	9 億円	0 円
養父市	平成 20 年度	4 億 5,499 万円	4 億 2,085 万円	3,414 万円
岡山市	平成 20 年度	2 億 7,412 万円	4 億 5,245 万円	△1 億 7,833 万円
尾道市	平成 20 年度	1 億 4,529 万円	1 億 7,391 万円	△2,862 万円
川崎町	平成 21 年度予算	2,405 万円	4,693 万円	△2,288 万円
天草市	平成 20 年度	1 億 1,378 万円	1 億 1,866 万円	△488 万円
山都町	平成 22 年度見込	4,675 万円	4,950 万円	△275 万円

### 資金調達と効率的な学校運営のための工夫（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 資金調達については、銀行からの借入、資本金、親会社（株主）からの支援・増資、生徒からの学費との回答が多い。
- 学校運営の工夫では、備品のリサイクルを始めとする事務経費、広告費の見直し、一部業務の外注等によってコストカットを図る一方、教員の補強や IT 設備への投資など教育環境の増強に資金を集中する例がみられる。

#### <個別の回答>

- （清水町）収入は生徒の納付金が基本だが、平成 19 年度に主たる取引先銀行及び中小企業金融公庫から融資を受けた。その後は健全的に運営をしている。株主は学校経営陣及び友好関係を保つ会社と自社保有なので、経営に全力を注ぐことができる。
- （和寒町）資金については、主に授業料収入でまかなう予定であり、それ以外は銀行借入金である。学校運営のための工夫と効果については、姉妹組織であるフリースクール（NPO 法人）のボランティアスタッフを中心として、“収入”以上に“やり甲斐”を重視する職員を常勤として雇用している。職員間の同僚意識は非常に高く、連携が図りやすい環境を作り出している。株主は、学校の運営責任者（校長・副校長）である。
- （川内村）学校を設置するにあたり、新規事業運営経費は学校部門以外の収益を充当した。弊社は独立採算制を採用していないため、学校部門を通じて得た利益も会社全体の収益として計上し、内部留保に努めている。また、効率的に学校を運営するため、人件費削減や事務用品などの消耗品のコストダウン、ペーパー類の物品再利用、出張旅費の削減など経費削減に努めている。なお、弊社は非上場企業であり、取締役がほとんどの株式を保有しているため、経営陣と株主との間に意向の不一致は起こらないとの予測のもと学校経営に従事している。
- （つくば市）代表取締役による出資である。特に効率を考えた運営は現時点ではない。なお、取締役 3 名が事務、教育、広報の各部門に配置され、連絡を密にし、経営側と学校側の意思疎通を行っている。また、利害関係者からは、様々な協力、応援を得ている。

- (高萩市) 主な収入は、授業料収入である。効率的な学校運営のために、利益剰余金(平成21年3月31日現在 129,360千円)を、教育力・サービス力増強のため教員を中心とした人員の増強及びITを中心とした設備投資を図っている。また、アメーバ経営の導入による部門単位での採算性向上を図っている。ステークホルダーからの意見等は特になし。
- (大子町) 資金調達の方法は、出資者(株主)からの増資及び貸付である。経営効率化の努力は、販売管理費及び一般管理費を圧縮することである。効果は、経営の安定。株主からは、学生数増加によって経営安定化に努めるよう意見があった。
- (塩谷町) 資金調達は資本金、銀行等からの借入金及び学費等の納入金。効率的な学校運営の工夫として次の取り組みを実施。①【収益構造の強化・安定化】ユニークな教育活動(特に体験学習など)に力を注ぎ、学校評価と知名度の向上を図り、中長期的に強い収益構造を構築。最適な通学コースの組み合わせ(週5日、週3日、週1日)と、それに見合う実践的指導力と幅広い知見を持った教職員を配置し、効率的な収益構造を構築。冗費の削減等経費節減を推進。②【生徒数の安定化】転・編入生の積極的な受入れ。新入生募集活動の活性化と募集アイテムの多様化。生徒募集地域の拡大。学校評価と認知度向上の促進。利害関係者から特に問題となる意見は無い。
- (深谷市) 資本金23,000,000円であり、ここから開設経費4,700,000円を支出し、その後生徒納付金収入にて運営している。事務所経費や消耗品等の支出削減はもとより、教育研究費や教職員人件費についても、教育効果上支障を来さない範囲で改善をはかっている。また株主等利害関係者からは特段の意見はない。
- (白山市) 収支勘定が先に立つ経営ではなく、健全な赤字、健全な先行投資を見込んだ経営を心がけている。資金調達は今年度増資の計画が当初よりあり、季節要因による運転費用については、銀行からの融資を利用している。生徒の情報系、勘定系などの顧客データの整備を、一元的に生徒管理システムを行い効率化している。学習支援テクノロジーの積極的な導入、さらにインターネット関連の設備・機材・ソフトウェアの導入やさまざまな間接業務を外注化し、浮いた時間や費用を生徒や親へのサービスに充て、顧客満足度の増大を図っている。
- (上田市) 本学の主旨に賛同をいただいた人への株券発行などで資金調達に努めている。また、校舎は最低限の補修で済まし、机・椅子・器具などの備品はリサイクルショップなどで中古品を購入、食器・書籍などは寄附されたものを使用するなど様々な工夫を凝らして経費削減を図った。その結果、初年度よりわずかながら単年度黒字となった。
- (吉田町) 資金調達は設置会社本体の支援である。また効率的な学校運営のためには生徒数が400名(損益分岐点の生徒数は300名)になるまで設置会社本体の人的資源等を活用する必要がある。質の良い教育活動を行うためにも黒字ベースになることが重要。また株主等利害関係者からは、設置会社本体の支援を受けずに学校経営ができる生徒数、教育理念・教育目標の実現などの意見が出された。
- (伊賀市) 設置会社は、東証一部上場企業が出資・支援しており、経営上、初期投資額には囚われず、単年度収支を5年以内に黒字化することを目標としてきた。平成20年度収支は、3,700万円の資金提供を受け、純利益780万円、次年度繰越損失▲2,080万円となっている。本年度には、通信制生徒の順調な増加を背景に、単年度収支の黒字化を達成する見込みである。また、本市の社会教育施設(屋内運動場・グラウンド)の指定管理業務を受託し、運営の一助とするとともに地域の社会体育振興にも貢献している。
- (高島市) 運営資金については、生徒からの学費収入である。学校運営の為の工夫点については、グループ全体の人材の活用であり、認知度の向上等の効果がみられる。利害関係者からの意見は特になし。
- (相生市) 学校の設置経費については、設置会社の剰余金で賄っている。運営費用については、独立採算制となるが、単年度不足分については、設置会社から補填。
- (養父市) 主な収入は、授業料収入である。効率的な学校運営のために、利益剰余金(平成21年3月31日現在 36,502千円)を、教育力・サービス力増強のため教員を中心とした人員の増強及びITを中心とした設備投資を図っている。また、アメーバ経営の導入による部門単位での採算性向上を図っている。ステークホルダーからの意見等は特になし。
- (岡山市) 資金調達は、借入金である。効率的な運営では、競争入札による費用の抑制やリサイクル品の活用・学園内でのレンタル・リフォームなどを行っており、経費の節減につながっている。株主等は、設置会社の方針に賛同している。

- (尾道市) 資金調達は、学費等の納入金、学校債・社債の募集、関連グループ会社からの借入である。効率的な学校運営のための工夫については、学校評価と認知度の向上を図りつつ、募集方法の多様化により、新入生募集活動をより活発化させている。また、生徒募集地域を拡大し、転・編入生の積極的な受け入れを図っている。その結果、地元以外にも広島県・中国地区からの入学生が増えた。株主(親会社)からは、損益分岐の生徒数達成と、定員枠充足に向けての年次計画の着実な遂行を求められている。
- (川崎町) 収支勘定が先に立つ経営ではなく、健全な赤字、健全な先行投資を見込んだ経営を心がけている。資金調達は今年度増資の計画が当初よりあり、季節要因による運転費用については、銀行からの融資を利用している。生徒の情報系、勘定系などの顧客データの整備を、一元的に生徒管理システムを行い効率化している。学習支援テクノロジーの積極的な導入、さらにインターネット関連の設備・機材・ソフトウェアの導入やさまざまな間接業務を外注化し、浮いた時間や費用を生徒や親へのサービスに充て、顧客満足度の増大を図っている。
- (南阿蘇村) PR宣伝広告や施設関係支出の軽減をはかるため、これらの支出は親会社の一部負担により実施。今年度も、通信制高校部門は赤字が見込まれるが、学校運営会社には、3部門があるため、他部門の黒字運営により、赤字の補填は十分に可能である。また、学校運営会社は、親会社の100%持株率であり、全面的なバックアップ体制ができています。
- (天草市) 資金調達は、親会社からの出資金及び金融機関からの借入金による。効率運営は、経理・財務業務の親会社委託、親会社による資金の合同運用、親会社役員2名が当該学校の役員を兼務。効果は、上記の合理化措置により、管理組織圧縮による経費圧縮効果。親会社・子会社とも同一人物が代表取締役であり、最大株主となっている。
- (山都町) 初期費用はこの資本金でまかなった。効率的な学校運営では、広告宣伝方法をインターネット主体に考え、紙媒体を極力減らしている。まだ開校したばかりであり、今後効率面でさまざまな工夫をしていきたいと考えている。利害関係者からの意見は特になし。

#### 学校経営上懸念される問題 (学校設置会社の回答)

##### <ポイント>

- 学校経営上懸念される問題としては、学校法人と同様の公的助成等の優遇措置を求める意見が多くみられる。
- その他、定期券や奨学金申請等に市による学校認可証明の提出を求められたことなどが挙げられているほか、高校授業料の無償化について関心が寄せられている。

##### <個別の回答>

- (清水町) 社会の経済状況により私立高校より公立高校を選択する傾向があり、生徒の確保に努力する必要がある。株式会社立による高校であっても、学ぶ生徒に対して他の高校と同等以上の教育を行っており、私学助成が受けられないことなど学校法人との違いは運営上の差別は教育の差となることを懸念する。また、共済制度の違いなど、教員を確保する上で課題となっており、教育の質を確保するためにも改善が必要である。
- (和寒町) 1条校であるにもかかわらず、税制上の優遇措置が受けられないことに関しては強い不満を感じており、日本私立学校振興・共済事業団を通じた「受配者指定寄付金」制度の対象にもなっていないなど、法制度の不備によって不利益を被る結果となっていることに関しては、学校運営上の大きな懸案事項であると考えている。
- (つくば市) 学校設置が株式会社ということで、営利目的、利益優先などという風評があること、そして一部学校設置会社において不適切な業務が新聞等で報道されたこと。学校法人でも同様な事が起きているが、影響が学校法人の場合は個々の法人であるが、株式会社立の場合は、そのシステムに関してであること。
- (高萩市、養父市) 授業料収入が経営を支えており、公的助成金及び税制の優遇のない中で、少子化による厳しい市場環境のもと生徒募集・在籍確保をしていかなければならない状況である。
- (塩谷町) 補助金や税制面で優遇されている公立や学校法人立の学校に比べて収益構造の基本部分で不利な面もあり、長期的には、株式会社立であることの利点を有効に活用し、創意ある教育内容の開発や指導・支援の工夫に、より明確な特徴を発揮するとともに、経営面での一層の努力も必要になるものと



認識している。

- (深谷市) 次の点は、学校経営にも最終的に結びつく問題として指摘したい。保護者・生徒に対する調査アンケートの中にある「学校の志望理由」について等の項目は、不登校生にとって、思い出したくない過去の傷を問われている事となる。前向きな教育を必要としている傷つきやすい生徒たちに対して、質問事項としての妥当性に疑問を感じている。
- (白山市、川崎町) 学校法人立の学校では加入できる私学共済に加入できない点や、学校法人立学校では受けられる「低所得の世帯の学費減免制度」への補助金がなく、低所得層の世帯の生徒は、本人が望んでも株式会社立の学校での学習機会が奪われることとなっている。近年盛んに論じられている「教育バウチャー制度(教育や福祉などのサービスを提供する国や自治体が、事前に利用券を配り、利用者の意志でサービスを選択できる制度)」の導入など、改善は急務であると考えます。
- (上田市) 要件や手続き、他の法制度等の問題として、税制面の優遇(学校法人並みの措置の適用、育英基金などに対する法的な整備)、私学助成などを希望する。
- (吉田町) 学校経営上懸念されるのは静岡県内に多数存在する他県の学校法人広域通信制のサポート校である。株式会社立学校は、面接指導が特区域内でしか認められておらず、学校法人立通信制高等学校との競争条件が、イコールフィティングになっていない点が大いと考えます。広域通信制であっても、実態としてサポート校が単位認定をするならば、指導・監督する行政機関(教育委員会等)が明確になることを望む。
- (伊賀市) 法認可高校であるにも関わらず、定期、奨学金申請等に学校認可証明等の提出を求められることがある。また国際教育にも力を入れているが、定時制課程ということで就学ビザが発行されない。そこで、定時制が社会的に評価されにくいこともあり、全日制課程の設置を行いたいと考えているが、「公私立高等学校協議会」との関わり、全、定、通併設となった場合の諸条件などハードルは高い。また、新政権下における「高校授業料の無償化政策」は、当校のような特区認定校にも適用があるのか、当校の命運を左右するところである。
- (相生市) 学校法人設置の学校とは違い、補助がないため運営上厳しい。また、スクーリングの実施場所の限定が生徒確保に影響を及ぼしている。
- (岡山市) 当初予定よりも黒字転換の時期が遅れている理由として、税制の優遇がなく想定外の税が賦課されてきたこと、公的補助金の交付が全く受けられないこと、実績がないため生徒数の確保に苦慮していることが挙げられる。
- (尾道市) 生徒数が定員の600人に近づくとつれ、現在の利用校舎、さらには宿泊施設が今後手狭になっていくため、移転・増築を含めた検討をすすめる必要がある。今後の収支予測を綿密なものにしておく必要がある。法制度の面では、区域外の協力校や指定技能教育施設での面接指導も可能となるような規制緩和がなされれば利用したい。
- (天草市) 経営問題は、健全経営を継続させる為の経営環境である。学校法人立の学校との相違点である「税金の優遇制度」、「補助金」の2点が最終的な問題点と考えている。
- (山都町) 構造改革特別区法もしくは本特例措置が今後も存続し続けるのか。また、学校法人同様に私学助成の対象とはならないのか。

### 教育的又は経済的社会的効果(学校設置会社の回答)

#### <ポイント>

- 教育的効果としては、不登校生や学習不振生の成長に貢献した等である。
- 経済的社会的効果としては、消費需要増、税収増、雇用創出、地元への設備投資のほか、行政・学校・住民の連携に伴う地域の活性化等が挙げられている。

#### <個別の回答>

- (清水町) スクーリングを通じた生徒と町民との人的交流は年を追うごとに積極的かつ活発になっている。町の施設(文化センター、多目的ホール、ダンススタジオ、ハーモニープラザ等)や人材の協力を得た交流は、生徒のコミュニケーション力向上に寄与し、人間関係を構築する上で大切な、人と人との繋がりをしっかりと教えてくれる。また食事や宿泊・移動などの際に地元の業者を使うことにより、経済的な効果も上がっている。

- (和寒町) 都市部への人口集中と少子化が進行する中、再編計画等の推進によって、地方の小規模高校の多くは統廃合の危機に追い込まれつつあるが、小規模であるが故に果たせる役割があること、通信制の特徴を生かし、都市部と地方が連携を図ることで、小規模校でも運営を成り立たせる方法があることを証明できると考える。また、将来を担う人材を育成する上で、都市部に暮らす若者に地方の現状と課題を捉えさせることは必要不可欠な要素であり、通信制であるが故にスクーリング活動などを通じて、そうした環境を提供することが可能になると考える。
- (川内村) 既存の高等学校において対応が困難であると思われる者(具体的には、フリーター・ニートと呼ばれる選択肢を限られた若年層・不登校や様々な理由で進路変更を余儀なくされている者)に対して、自己を見つめ直し、自己実現を図る学びの場と他者とのコミュニケーションの場を本事業により提供することができるようになったことは、社会的効果であると自負している。また、物品・教科書を含めた書籍の購入、リフォーム業者への工事発注、宿泊業者・飲食業者など優先的に地元業者へ発注するなど、学校設置以前と比較すると経済的効果を上げているとも考えられる。
- (つくば市) ①教育上の効果としては、管理監督が地元自治体となる事により、学校、地元住民、地元自治体が三位一体となり高校生の教育にあたる事が出来る。②地元自治体への税収入や地元地域施設などの利用による増収。そして、地元地域に根付いた教育が可能であること。
- (高萩市、養父市) 教育効果としては、不登校生や一度は高校卒業をあきらめた生徒の将来に希望を与えることができる。経済効果としては、地方税・雇用捻出費・設備投資・スクーリングにかかる費用を地域に投下できる。
- (大子町) 全日制高校を中途退学する者が全国で年間約8万人、不登校者が約6万人いる。高校中退(中卒)者は、事実上、正規雇用の道が絶たれ、社会的に排除されてしまう現実がある。当校は、通信制高校として社会的排除から若年者を救う「駆け込み寺」の役割を担い、生徒が輝きを取り戻して社会に参加する手助けをしている。
- (塩谷町) 不登校や学習不振に悩む生徒を多数受け入れており、生徒たちの実情を念頭においた教育計画が生徒の成長に大きく貢献。集中スクーリング時に多数の生徒が来町することから、都市と農村との人的、文化的な交流や世代間交流による町の活性化に貢献。学校の教員や事務員のうち、29名を県内から採用しており、地元の雇用創出に貢献。集中スクーリングで約1300名の生徒が来町することにより、地元における消費需要の増に貢献。町が所有している小・中学校のうち、廃校となった2施設を借用しており、賃貸料で町の財政を支援。
- (深谷市) 心豊かな人づくりに寄与すべく、教育、研究に工夫をこらし、市の講座への生徒参加を必須にするなど、教育課程の多彩さと相俟って、行政・高校・市民と連携し地域の活性化に貢献していると思われる。疎外感を感じている若者たちに、高校卒業資格を得ることで前向きに生きる力を与える使命は、この不況下でいっそう大きなものとなっている。就労の場で学歴による壁に対峙した経験が志望動機になる生徒が増えている。意欲を持って就労すれば社会に受け入れられるという自信を若者たちに持たせる教育はそのまま経済効果に結びつく。
- (白山市、川崎町) 生徒達の学習ニーズが多様化の一途をたどっており、公立・私立高校だけではカバーしきれない教育ニーズに応えるために株式会社の学校が果たす役割があると考えている。顧客ニーズに応えるために良いサービスを提供し、顧客から感謝していただき、また関係する人たちや機関から評価をいただくことが私達のメリットである。また、職員が強い社会的使命と動機を得て業務の遂行ができる点や、当社の目指すことに賛同し、資金を提供している多くの株主の動機が得られる点などもメリットとして考えられる。また株式会社として、補助金に頼ることなく、また「納税」主体として、これまでの学校法人が果たせなかった役割も果たしていくことを第一義として考えている。
- (上田市) 既存の学校システムの中で過ごすことができない子どもたちが増えている中で、本校へ入学した生徒が、地域や教員、友達との人間的な関わりを経ながら見事に変わって成長し卒業していく姿を見ると、本校のような存在は教育上の意義は大きい。現在の教育システムの中では、学校はどうしても画一的・閉鎖的になりがちになるが、本校はそれとは正反対に、地域の行事や体験活動、ボランティア活動などを通して人との関わりを学ぶことができ、大きな教育効果が出ている。
- (吉田町) 不登校生徒等が多数存在することは教育上の今日的課題のひとつである。そのような生徒がそのまま社会との関わりをほとんど持たずに大人になっていくとすれば、生徒本人・保護者にとって不幸なことであり、将来の社会にとっても大きな損失である。構造改革教育特区という枠組みの中で民間

参入によってある程度、今までと違う学校づくりを認めていただくことにより、生徒の新たな可能性をみだし、そのことが生徒の将来につながり、やがて社会で必要とされる人材へと成長していくことができれば、少子高齢化の社会にとって経済的にも効果がある（社会に扶養される存在ではなく、納税者になり、社会を支える一員となる）と考える。

- (伊賀市)「不登校」「中退」などの課題を抱えた子どもたちが、当校で立ち直っていく実践から、各地の大学において「意育」を研究テーマとして取り上げていただくなど、全国的にも当校の教育実践が評価されつつある。地域の行事やボランティア活動への参加等により、子どもの社会学習を促進すると共に、地域づくりにも寄与していると自負している。また、教職員、調理員、用務員等の地元雇用やスクーリング消費、施設管理の地元発注等により地域経済へも寄与している。
- (高島市)教育的には不登校に対する学習機会の拡大及び選択肢の多様化に貢献できていると思われる。経済的・社会的効果として、本校設置エリアへの経済的効果は多大にあると考える。
- (相生市) 高校中途退学生徒の進路選択肢として意義があると感じている。
- (岡山市) 教育上の効果としては、特区研究開発推進学校であることによる教育課程編成上の自由度の高さは、教育上大いに効果があった。(学校法人立でも教育課程特例校の指定を受けることにより同じ効果が得られるようになった) 社会的効果としては、雇用の創出・地域経済の活性化・教育への刺激・人口の流入などの効果があった。
- (尾道市) 不登校生を受け止め、元気にし、変容させつつ、本来人間とはどうあるべきかを模索する人間教育を基本にすえた学校設置会社の参入により、教育の本質について、尾道の地より、ささやかながら一石を投じる役割を果たしているのではないかと考える。経済的には、5泊6日の集中スクーリング生や100日～2年の長期滞在型プログラム生の他、著名人を招いての教育講演会等で尾道を訪れる全国の父母等による(昨年度1190万円)地元消費。教職員の地元雇用(49名中28名)等がある。社会的には、不登校生等に対する再チャレンジの機会の提供、単なる元気回復にとどまらず立派な人間になることを目指す志を持つ将来の人材候補者の育成、地域の活力の積極的活用・交流人口の増加が期待できる。
- (南阿蘇村) 株式会社が高等学校を開校し、民間の視点で教育サービスの充実をはかっていくことは、消費者即ち生徒ならびに保護者のメリットになると考える。また、南阿蘇村の当該高校のみならず、熊本市内にサポート校教育センターを有することにより、双方が連携を図りながら指導を行っていくことは、生徒にとってのメリットが大きいと感じる。スクーリングをはじめとする、高校としての学校行事はすべて南阿蘇村の当該高校で実施し、生徒の基礎学力アップ等のサポートを細かく実践する場所としては、サポート校教育センターが担当することとしている。開校当初は、日本で3番目の株式会社立単位制・広域通信制高等学校の開校ということで、熊本県内の多くのマスコミに注目していただいた。そして、そのたびごとに南阿蘇村(旧久木野村)の名前がマスコミに紹介されたので、本校の開校が南阿蘇村の知名度アップの一助にはなっていると思う。しかし、マスコミに取り上げられた割には村内での認知度が低かったため、開校後は秋の文化祭を始め、地元で開催される祭り等に生徒がボランティアで参加したり、村との関わりを積極的に増やしていくことを念頭においている。さらに、平成21年度からは、村のお世話により、村民の方から1500坪程の土地をお借りし農育活動を始めた。現在では、10名以上の生徒が農業に携わっている。このような活動を通して、村内の様々な団体や法人および個人の方々に、まず興味をもってもらい、多くの温かいご支援やご協力を受けられる環境が、徐々に実を結びつつあると思う。
- (天草市) 不登校・引きこもりがちな生徒も含め過去4年間卒業率も98%を超える数字を維持し、進学、就職対策も充実してきたので、ニート対策では、効果があると自負する。全国のスクーリングに通う生徒にとって、御所浦の持つ、非日常性が大きな刺激となり、第二の故郷感を生徒に持たせ、学校に対する愛着感を持たせている。少しずつではあるが、スクーリング実施など地元への経済効果につながっていると考える。
- (山都町) 実際の社会ニーズにより近い形の教育が提供できている。さらに、自治体の負担によらず廃校校舎の設備が維持でき、地域に住民の活動にも無償で提供されている。また、生徒と地域住民の交流が地域に活気をもたらしている。

学校種の相違（小学校、中学校、高等学校、大学など学校の種類の違い）や義務教育とそれ以外などの観点から異なる点があると思うか（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 「異なる点がある」とする学校設置会社がやや多い。理由としては、公教育機関の枠内では収まらない生徒に、チャレンジ・再チャレンジの機会と、自分にあった進路選択の機会を提供できる、全寮制システムによる社会性・協調性を育む効果、通信制課程による特色ある科目の開講等が挙げられている。通信制課程を設置できる高校以上でない株式会社立の学校としての経営が成り立たないとの意見も見られる。
- 「異なる点はない」とする意見では、違いは学校種によるものではなく学校間によるもので、各学校の教育理念・目標・方針によって、期待できる教育効果に違いが表れる等があった。

<個別の回答>

【「異なる点があると思う」と回答した自治体：12件】

- （和寒町）義務教育段階における学校や全日制高校を設置する誘因にはなかなかかなり得ないと思われるが、通信制高校の場合は従来から地方に本校が置かれることも多く（設置側と誘致側・受入側の思惑が一致しやすい）、本特定事業の効果が得られやすいと考える。
- （川内村）そもそも小学校・中学校・高等学校・大学では、それぞれの教育内容や存在意義が異なっていると判断するため。
- （つくば市）従来高等学校以上の教育機関に関しては、県又は国の管轄となり地元住民や自治体とは少し離れた存在となっているが、本事業により高等学校の教育が、より地元住民及び地元自治体と密な関連を持ち、教育上の効果が上がるものとする。
- （高萩市、養父市）現存する学校教育機関の枠内では収まらない生徒に、チャレンジ・再チャレンジの機会と、自分にあった進路選択の機会を提供できる。
- （大子町）株式会社高校は、通信制高校として全日制高校を補完する役割を果たしており、株式会社大学は、独自の特色を持った教育を行っているように、それぞれ社会的効果が異なっていると考えるため。
- （白山市、川崎町）いわゆる中等教育と高等教育とでは、もともと対象者の発達段階の違いから来る教育内容、また目的も違っているものであり、同じ評価を下すことは難しい。しかしながら、一方で昨今の大学生の基礎学力の低下と社会性の著しい欠如が叫ばれ、また一方では高校生の段階から対人関係能力の向上、またキャリア教育や高度な専門教育の導入が求められている現在、本校では学習障害を抱え基礎学力が不足している生徒から高度な学力を有した生徒まで、幅広く対応した教育が求められているところである。
- （伊賀市）通信制課程を設置できる高校以上でない株式会社立の学校としての経営が成り立たない。また、引きこもり、不登校といった子どもたちに対応するためには、全寮生というシステムが優れている。全寮制システムでは、集団生活による社会性、協調性を育みつつ、青年期に向けた自立の基本を学ぶことができ、課題を抱えた子どもたちに良い効果を与えることができる。義務教育年齢では、依存心の方が強く、こうしたシステムの実践難しい。ただし、不登校の子供たちを社会生活に適應できるようにするには、高校からでは遅いこともある。
- （高島市）理由としては施設面で異なる点があるため。
- （相生市）設置会社の設置趣旨により異なることが予測される。
- （尾道市）広域通信制は、高等学校以上であるが故に成り立つものとする。義務教育の場合、対面教育が主であるため、通信制スタイルはなじみにくい。全国各地にいわゆる学習センターがあり、毎日通えるなどの環境があるのであれば、まだ中学校レベルなら可能かもしれないが、小学校では難しいと思う。
- （南阿蘇村）義務教育の小学校や中学校、また高等学校でも、全日制課程では本特定事業の効果は生じにくいのではないかと。通信制課程であれば、出席日数が年間2週間程度ということもあり、特色のある科目の開講も可能となる。やはり、全国に18万人以上いると言われている、不登校の生徒たちにとって、既存の全日制高校のシステムでの卒業は難しいのではないだろうか。
- （天草市）ある程度、人間形成が出来上がっている年代の15歳から18歳を中心とした生徒に人生観を

変えさせることは、大変なエネルギーがいる。ただ、この年代は、まだ、自分を変えられる年代と考え、この年代をいかに、過ごさせるか、教育していくかが高等学校の使命と考える。

【異なる点があると思わない」と回答した自治体：8件】

- (清水町) 我が国の教育が、文科省の指導要領によって内容が定められている以上、学校種で大きな差異は生まれないと考える。もし相違があるのならそれは学校間によるもので、各学校の教育理念・目標・方針によって、期待できる教育効果に違いが表れる。
- (塩谷町) 豊かな学校環境や地域の教育力の有効活用、活力ある教職員の採用、塩谷町当局の多方面にわたる支援により、全く相違はないものと認識している。
- (深谷市) 児童・生徒・学生の自己形成、自己実現をはかるためには、魅力ある学校づくり、生徒指導の体制の強化、教育相談の体制の充実、そして学校・家庭・地域等の関係機関との連携が必要であり、これは国・地方公共団体、学校法人や学校設置会社の設置形態を問わないと考えている。
- (上田市) 子どもたち一人一人は成長度合いも感性もそれぞれ異なり、本来であればそれらの事情に合わせて対応できる事が理想であるが、現行の公教育(学校法人を含め)では、十分な対応ができていないとはいえない。本校のような学校は、公教育だけでは対応できない部分を補完し、生徒一人ひとりとの十分なコミュニケーションの中で教育を行うことができる。これは学校種の違いによってその効果に多少の差はあっても、基本的にはどの教育過程でも共通するものとする。
- (南木曾町) 今までの小学校からの一環した教育パラダイムの中で「高校」からの新しい学習内容を付け加えさせて頂ける。
- (吉田町) 学校種の相違があっても構造改革教育特区という枠組みの中で、新しい時代に対応した教育や既存の学校とは違う視点で学校づくりをすることは、教育上の今日的な課題の解決の一端になると思う。また義務教育とそれ以外でもその効果に異なる点があるとは思わない。
- (岡山市) 通常の義務教育校は地域と密着し、地域外からの流入がないが、本校は広範囲から生徒が通学したり、寮に入ったりし、保護者や見学者も遠隔地から訪問するので、大学などの場合と大差ない効果がある。
- (山都町) 学校法人により設置が可能であれば株式会社でも可能である。

### 株式会社(学校設置会社)という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果(学校設置会社の回答)

#### <ポイント>

- 株式会社による学校設置・運営のメリットや効果としては、開校までの時間短縮、柔軟な資金運用による教育ニーズへの対応、多彩なカリキュラムやメンタルケアの充実等のほか、事実上参入障壁となっている県の私学審議会による制約がかからないことを挙げる回答も複数みられる。
- 学校法人については、優遇措置による経営面のメリットを指摘する意見が多くみられ、学校法人への移行を希望する回答がある一方で、学校運営上の自由度や迅速性を理由に学校法人化を望まないとする回答も見られる。

#### <個別の回答>

- (清水町) メリットとしては、校舎等の自己所有を要しないため、初期投資額の軽減、学校法人の設立認可を受けることなく開校できることによる時間短縮がある。現状では、学校法人の方が明らかに恩恵が多い(税制面・助成制度)ので、我が国では学校法人の方が望ましい。学校法人は利益や助成で新たな教育施設や人材への投資が出来る。私学の場合、私学審議会が設置認可をするかどうかの審議をするのが、審議会の構成員が他の私学の代表者がなっている等、新規参入者を意図的に排除できる構造になっているので、自由な参入が不可能に近い。
- (和寒町) 現状として、学校法人を設立するには時間とお金が掛かりすぎるため、株式会社という設置形態が認められるようになったことは、学校設置の自由度という観点からすれば大きな効果であると考えられる。しかし、学校経営の安定性という観点からすれば、私学助成の対象となる学校法人の方が望ましい。現在、学校法人を設立する際には、開設年度の経常経費に対する一定程度の割合の資金を保有していることが各都道府県私学審議会の審査基準で定められている。しかし、こうした基準だけでは、かな

りの資金を有していなければ私学運営（学校法人立）に携わることができない。株式会社やNPO法人として社会的に有用な教育活動を展開している団体が、学校設置会社立、または学校設置非営利法人立という形で私学の運営を行った場合、資金の保有条件にかかわらず、教育効果や一定程度の運営の安定性・継続性といった実績に応じて学校法人として認可されるような新たな方向性が模索されるべきである。私学振興の必要性は認めつつも、学校設置会社に対して私学助成を行うのは望ましくないと考えるならば、学校法人立化を目指す上でのワンステップという位置付けでこの制度を生かし、平成21年7月30日の事務連絡「学校設置会社が設置する学校の学校法人立化について」に示されているような「これまでどおりの学校法人制度」とは違った視点による学校法人立化の道筋を示すべきであるとする。

- （川内村）校地・校舎が自己所有でなければならないという条件など、本来学校法人の学校が満たさなければならない規制が、本事業においては緩和されているが、その反面、補助金や税金面で学校法人とは異なる条件で運営をしなければならないため、必ずしも学校法人より株式会社立の学校のほうが運営面でメリットがあるとは言いがたい。また、学校法人として設置・運営をしたほうが良いか具体的に検討をしたことがないため不明である。
- （つくば市）株式会社立の特区ということで、地元住民および地元自治体との関係が密になる。
- （高萩市、養父市）学校法人と比して、学校設置会社（株式会社）の学校運営のメリットとしては、利益を教育サービス向上へ再投資するなど、柔軟度の高い資金運用が可能である点と考える。また、学校設置会社（株式会社）はこれまで民間で得たノウハウを取り入れることにより、既存の教育とはまた異なった特色ある教育を効果的に実施することが可能である。現在、学校法人化の可能性を念頭に自治体と相談しているが、理由としては生徒募集の競争激化において生徒数を確保することが困難になっており、外的要因として学校法人と比較した場合、株式会社立の方が不利なケースが多いからである。将来的に学校法人となって生徒数増加及び税制優遇などを受け、長期安定経営を図れるよう検討している。
- （大子町）メリットは、ガバナンスの徹底、経営の透明性、意見決定の迅速さ、顧客志向などを発揮しやすいこと。学校法人はこれらのメリットが無いと希望しない。
- （塩谷町）今日の少子化に伴い学校統廃合が推進される状況下では、通常の学校法人による学校設置は、競争原理により新規参入への排除力が強く働き、設置は不可能に近く、多様な教育ニーズに応える流れを阻止しかねないことから、特区における学校設置には大きなメリットがあると判断する。学校設立計画から立上げまでが短期間ででき、しかも塩谷町当局の細部にわたる支援・協力が得られたこともあり、既存の施設・設備が創意ある教育活動に有効に機能している。
- （深谷市）生徒の能力等に応じて多彩なカリキュラムを組める。入学選考や単位制の自在さ等を導入でき、生徒の状態にあったメンタルケアを充分に行える。教育効果を上げるには柔軟な組織形態が必要であり、株式会社立は運営の自由度、迅速性が高く良いと思う。設置形態は本来的に問題ではない。全国一律の運営が要求されるのでは、地域や生徒の事情に合わせた対応が難しくなると思う。不登校の原因は様々で、社会のひずみに起因するものも多い実情から、様々な設置形態の中で対応可能な場所が必要である。
- （白山市）関係者の協力により学校が当初の想定よりも円滑に運営できている。石川県内だけでなく、全国区でマスメディア報道による地域の訴求、認知度の向上、それによる住民の「郷土を誇る」意識の向上が生まれていると聞かされることが多い。全国のエducation関係者が見学者として多数来訪することによる活性化も見られる。各界で活躍している白山市や石川県出身者の方々が学校運営に協力を申し出るケースもあとをたたない。なお、現状では、引き続き株式会社での学校運営を希望している。（株主の意見による。また認可権者が現状の白山市であることが望ましいと考えているため。）
- （上田市）当初、株式会社による学校運営に対しては「金儲けのため」といった誤解もあったが、自分たちの理念や方針を表明したり、教育の課題に対し積極的に意見を述べるなどのオープンな姿勢が評価され、社会からの信頼を得つつある。また地域をまき込むなど「開かれたコミュニティースクール」として認められ、支援者も増え、社会的効果や経済効果も増大している。
- （南木曾町）高等学校教育に取り組み「次代を担う若者を育てたい」と考えた企業が自己所有の校舎等を所有しなくても、その教育内容に共感する自治体の協力を得て、その教育に携わることができる。学校法人として学校運営が可能であるとしたら、学校法人ならではの教育・運営システムに魅力を感じる。しかし、現在は開校したばかりであり、どちらが望ましいか判断できるに至らない。
- （吉田町）初期投資がある程度削減できる点や、規制がある中でも設置自体が実現可能となることがメ

リットであるが、運営面でのメリットは感じていない。学校法人としての学校設置・運営が可能であるとしたら、学校法人が望ましいと考えている。なぜなら、私学助成を受けることができるし、税金（固定資産税等）もかからない。学校法人の高校と競争条件が同じになることは重要な点と考える。

- (志摩市) 株主が寄付ではないので、出資しやすく、またコミットして貰いやすい。学校法人は、将来的に税制の魅力は大きいですが、許認可権等が志摩市から三重県に移管されることは抵抗がある。
- (伊賀市) 運営方針・教育方針の独自決定システムを持てる。経営に直結した緊張感、真剣味のある教育が展開できる。自己決定による軌道修正の迅速性を持っている。行政の拘束が少なく、行政対応事務が少ない分、子どもたち一人一人に必要な教育実践が行える。生徒・親への対応は、組織的対応ではなく直接対応となるため、誤解やわだかまりを少なくすることが出来る。教職員にも経営観念を培うことにより生徒指導にも役立っている。
- (高島市) 運営メリットとしては、スピードが速い事ではないかと考える。学校法人との比較はそれぞれのメリットがあるのでどちらかが望ましいとは考えていない。
- (相生市) 設置については、教育特区制度および市町村のバックアップはメリット。しかし、学校法人の場合の公的な経費の補助については、魅力を感じる。
- (岡山市) 「学校が認可されやすい」という点を除いてメリットは全くない。私学助成や税制面での優遇がないことからすればむしろデメリットの方が大きい。学校法人として設置運営が可能であれば是非「設置者変更」等による学校法人化を望みたい。現在の学校法人制度は、新設認可について極めて厳しく、既存学校が新規参入を阻害するための認可制度であるようにさえ感じられる。
- (尾道市) 通常の学校法人による学校設置は障壁が高いため、特区による学校設置は大きなメリットがあったと判断する。学校設立計画から立上げまでが短期間ででき、市教育委員会からも密な支援・協力が得られたと思っている。ただ、教育に係る費用を全て保護者負担とするのは、教育という観点、ならびに社会的に見て如何なものかと考えているので、将来的には、学校法人設立を模索したい。私学規制そのものを緩和し、私学設置により柔軟性を持たせるようにしていくべきではないか。
- (川崎町) 関係者の協力により学校が当初の想定よりも円滑に運営できている。福岡県内だけでなく、全国区でマスメディア報道による地域の訴求、認知度の向上、それによる住民の「郷土を誇る」意識の向上が生まれていると聞かされることが多い。全国の教育関係者が見学者として多数来訪することによる活性化も見られる。各界で活躍している川崎町や福岡県出身者の方々が学校運営に協力を申し出るケースもあとをたたない。なお、現状では、引き続き株式会社での学校運営を希望している。(株主の意見による。また認可権者が現状の川崎町であることが望ましいと考えているため。)
- (南阿蘇村) 大きな違いはないと考えるし、デメリットも感じたことはない。
- (天草市) 株式会社という運営形態は、教育理念自体が従来の学校経営と大きく変わるものではないが、株式会社ならではの新しい発想による効率的な教育取組へのチャレンジが要請されているものと考えている。学校法人が望ましいと考える。現在、学校法人ではないので、問題点を指摘することは出来ない。
- (山都町) 私学審議会が既存私学の影響から独立している点が大きなメリット。学校法人の設置が可能であるとしても、一概にどちらか望ましいとは言えない。

#### 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等（生徒・保護者からの回答）

##### <ポイント>

- 入学理由としては、専門分野を学ぶため、面倒見が良いとの評判により、通学回数が他の通信制高校より少ない、自由な校風、高校卒業資格がとりたかった等である。
- 入学による効果としては、自分のペースで勉強できる、専門科目が本格的に学べる、個人にあった学習計画が立てられる、寮生のため夜の交流があり心が開きやすい等である。

##### <個別の回答>

- (清水町) ①入学の理由：芸術専門分野が本格的に学べるから、カリキュラムの充実、温かい雰囲気、声優になるのが夢だから、不登校だった自分でも通えそうだから。②効果等：学校生活がとても楽しい、自分のペースで勉強できる、テストなどの競争という感じが無い、専門科目はプロの先生が多いので本格的に学べる等。



- (和寒町) 自分に合いそうだったから。入ってみて良かった。自由な雰囲気よかった。ここしかなかった。期待はずれだった。
- (川内村) 在校生 50 名：中学校の成績に関係なく入学することができるため。勉強だけをひたすら行うのではなく、自然体験など心をリラックスさせながら学習することができる。不登校であったが、高校ではやるべきことをしっかりやれるようになった。
- (つくば市) 自由な学校生活環境。安心して通えると思ったため。少人数制であること。
- (高萩市) ①特にない・無回答 3 名、②家が近いから 1 名、③教職員の対応 2 名、④学校の学習方法や雰囲気等が魅力的 4 名。
- (大子町) 意見の反映が公立に比べて比較的早い。株式会社立という効果を感じることは少ないが、私立の特徴である柔軟な対応には満足している。自由に使える時間がたくさんある。
- (塩谷町) 生徒①：面倒見が良い学校と聞いていたが、先生方の表情が明るく、基礎、基本を丁寧に教えてくれるので、勉強に力が入ってきた。生徒②：通信制なので学習が大変かなと思っていたが、良く教えてくれるし、アルバイトも許可してくれたので、家の助けをあまり受けずに楽しく学んでいる。生徒③：今まで目標や夢が持てない生活をしてきたが、入学して自分のやりたいことが見つかった。大学へ進む努力をしている友達もいるので、自分も頑張っている。生徒④：一人一人の生徒を大切にしてくれ、体調が悪い時には、カウンセラーの先生が相談に乗ってくれるので、学校生活に自信が持てるようになった。
- (深谷市) 新聞に掲載された記事を見て。通学回数が他の通信制高校に比べて少なくすむ。学校が家から近いので。病気により体調が悪い自分にとって、卒業までの単位が無理なく取れそうだったから。
- (白山市) 入学理由：年度の途中でも転入できること。3年で卒業ができること。生徒1人1人に合わせて教師がサポートしてくれるところ。校長先生の人柄。インターネットコースがあるため。ネットの授業を見て勉強できること。効果：先生がいろいろメッセージをくれるのでやる気が出るようになった。友人関係でも少しずつ自信が出てくるようになった。外に出られるようになった。
- (上田市) 不安やマイナス面の評価は見当たらなかった。不登校に悩む生徒・保護者が増えている中で、ホームページや口コミ、前の学校の先生の助言、新聞記事などで本校の存在を知り、実際に説明会や学園祭に参加する中で、学校や先生の姿勢やアットホームな雰囲気を感じて入学を決めている。また、入学後も、生徒一人ひとりとコミュニケーションが取れており、また地域行事への参加についても概ね好評である。
- (南木曾町) したいことをしながら高卒資格が取れる。自分が勉強したいことが勉強できそうだった。将来のことを考えると高校の資格は必要だからと考えた。規則正しい生活が送れるようになった。明るい性格になった。
- (吉田町) ①通信制でライブ授業があり自由な校風だから。②株式会社とか学校法人とかにこだわらず、条件や指導内容を親子で検討して選んだ。③本人の希望にあった校風と通信教育制度が良かったし、体調などの調整もしやすく3年間頑張って勉強していけそうだと私たち親も思った。この3年間やってこれたという自信もあってずいぶん明るくなったし積極的な面もでてきたと思う。自分のこれからを真剣に考えて頑張っている様子を見てとてもうれしく思う。④様々な理由から通学制の学校へ行けない子供がいる。通学制の学校に通えないからと人生を誤った方向に考える子供がいるかもしれないが、世の中には選択肢がある事を知った事と、学生であるという事の安心感からか本来の自分を見失うことも無く生活出来ている様子。⑤全日制からの転校だったが、前の学校の出席日数が有効になる事と、通学も毎日ではないので本人に向いていると思った。自分で教科を選べる事と、通学日数が少なくても単位が取れる所が良いと思う。⑥海外で2年間高校生活を送り、日本での事を考え近くの公立高校に問い合わせたり、沢山の方の意見を伺う中で学校のことを知った。今まで知らなかった学校の在り方におどろく事も多く、新しい発見ばかりだった。我が子にとっては、学校の体制や考え方がとてもありがたい。色々な想いをしてきた方と触れ合うことも大きな財産になったと感謝している。⑦高校を退学した我が子にとって、卒業資格を取得できれば株式会社の学校でもどこでも良かった。来春から専門学校へ進学することになり、先生の励ましの言葉には勇気付けられた。⑧3年遅れの入学の為、不安もあったが自宅から近いこともあり、株式会社立についてはあまり気にしなかった。入学してからは受持ちの先生の指導のおかげでなんとか続けられており感謝している。親として無事卒業できるよう見守っている。⑨自宅から近く通学に便利である。学校見学の時に説明を聞き、本人が自分にあっていると決めて決めた。わから



ない所は電話でも対応してくれて自分のペースで勉強しているようである。

- (伊賀市) 人数が少ない為、個別で分からないことを教えてくれる。自分で出来ると思うレベルを選ぶ。自由で友達同士が仲良く、わきあいあいなところが良いところだと思う。1人1人のペースにあわせて、自分の出来る力で頑張らせてくれるところが良いし、他の学校には絶対にまねできない。寮生の特権である夜の交流があり、心を開きやすい。自由。珍しい授業が多く楽しい。先生との距離が近い。フレンドリー。自分で積極的に好きなことをさせてくれたり、地域と交流ができたり、いじめが無く、仲の良い友達が出来た。
- (高島市) 学校の説明を聞いて良いと思ったから。親に勧められ、学校見学をして選んだ。友達が入学していて話を聞いていたため。毎日通学しなくていい。自由な感じ。雰囲気良かったため。
- (相生市) 通信制で自分のペースで勉強できるため、学業とスポーツを両立できると考えた。効果についてはまだ分からない。
- (岡山市) 地元の公立中学校が荒れていたの、子供に落ち着いた環境で学校生活を送らせたくて選んだ。小6時、サマースクールに参加した子供がぜひ行きたいと希望した。英語に力を入れていたこととディスカッション科の授業に魅力を感じた。少人数なので先生方に個人個人を、十分に見ていただいている。親は小学生まではいろいろ教えてやれるが、中学高校になると精神的にも知的にも高度なものを求めてくるので、先生の指導なくしては、こんなにも成長できなかったと思う。好奇心を良い方向に伸ばしているようで、たいへん感謝している。
- (尾道市) 日本中どこにもない学校で、雰囲気が明るく、堅苦しい感じもなく、友達・先生とたくさん会話ができる。誰でも受け止めてくれるという暖かい空気が、先生にも生徒にもある。スクーリングで全国から来る生徒と会話をしたり、一緒に学習できる。
- (川崎町) 理由：たまたま。偶然。子供に適していると思えたから。自由な環境でのマイペースな学習が可能なところ。不登校になり通信制の高校をさがしているとき、今までのものとは違うスタイルがあり、今の状態が一番あっていると思ったこと。また先生方とお会いし、人間性にひかれたこと。クラスで「いじめ」にあい登校できなくなり絶望しているところに勉強や精神面でよりそってくれる学校に感じた。毎日通学もできるので入学した。直接の動機としては、同年春に入学した高校に5月より登校しなくなったこと。数ヶ月の不登校でほぼ退学を余儀なくされ、進路を模索していたところ、この学校が新聞紙上で紹介されていた。他校の通信制とも比較してみたが、本校のインターネットを活用した通信制と少人数での株式会社立という新しい構想に興味を持てた。効果：今までの全日制高校と違って、友達関係が穏やかでとてもありがたい。自分の時間が多く持てた。月曜日が苦にならなくなった。パソコンに詳しくなった。精神的に落ち着いた。普通の学校では得られない情報が知ることができた。無意味な校則に縛られなくても良くなった。勉強できるようになった気がする。日本中にメル友ができた。登校する負担が減ったのであまり悩まなくてもよくなった。自分のペースで学習できる。いろいろな科目があつてたくさんのが体験できた。自分でいろいろ調べることができるようになった。
- (南阿蘇村) 高校の先生の紹介。新聞広告で学校説明会があることを知り、学校説明会に参加した。株式会社立独自教科の体験学習ができること。阿蘇山のふもと南阿蘇村でのスクーリングで、解放的な気分授業を受けられること。臨床心理士によるメンタルケアを受けることができること・相談に訪れた際、状況をよく理解してもらったこと。11月転入という状況であったにもかかわらず、3年間での卒業が可能であったこと。中学校の先生の紹介。パンフレットの内容がよかった。この学校の説明を中学校の先生が一生懸命してくれた。
- (天草市) 株式会社立の学校だからという意識は特にない。

## 株式会社が通信制高校の設置・運営者であることによる経営面の不安（生徒・保護者からの回答）

### <ポイント>

- 経営面での不安としては、経営破たんした後の受け皿を紹介してほしい、自治体や国からの助成がないとは知らなかった、との回答も見られるが、不安は感じない、考えたことはないとの回答が多い。

### <個別の回答>

- （清水町）経営状態は良いに越したことはないが、学費納入が出来なくなり退学せざるを得ない人への救済措置があれば良いと思う。これは学校だけの問題でなく行政からの支援も必要だと思う。経営破たんした後の受け皿を責任を持って紹介してほしいし、もしそうなったら事前に知らせてほしい。設置形態は親としてはあまり気にならなかった。生徒数が多いので経営は大丈夫と思っている。自治体や国からの助成が無い、というのは知らなかった。同じ高校なのに“何故”という思い。
- （和寒町）不安に感じることは特にない（生徒1名・保護者2名）。よくわからない（生徒2名・保護者1名）。
- （川内村）在校生およびその保護者50組：1.不安がある0組、2.不安はない47組、3.入学前に心配することがあったが、今は何も感じていない3組。
- （つくば市）不安は特にない。
- （高萩市）回答26/106名：①不安はない・無回答 21名、②高校がなくなってしまう不安 2名、③経営によって教育内容が低下する不安（頻繁に教員が移動する）2名、④学力や進学不安 1名。
- （大子町）多くの選択肢の中から選んだ学校であり、現状に満足しているので特に不安要素はない。株式会社が運営者である以上、経営者＝代表取締役の経営方針・企業理念が中心となり、その上で利益を出すための経費削減、従業員（先生）の育成環境がきちんとできているかどうかが一番気になる。ユーザー＝生徒の満足度も経営として大切なことだと思う。
- （塩谷町）保護者①学校側の説明がわかりやすく、個々の生徒の実態をふまえた対応をしてくれているので、子どもも親も信頼しており何の不安も感じない。保護者②先生方や職員の方の対応が良く、親切で面倒を良くみてくれているので感謝している。保護者③中学校まで不登校だったが、入学後、中学校の基礎を復習してくれているので、子供が家で学習するようになり、将来の進路についても目標を持って行動できるようになってきたことが嬉しい。保護者④子供は現在3年に在学しているが、入学時と比較して生徒数も多くなり、体験学習も一層充実してきている。毎日の学習に意欲的に参加しており、この学校を選択したことに満足している。
- （白山市）両親とも昼間は働いているため、昼間ちゃんと勉強しているのか不安になる時がある。担任からのコタ外（親にも本人にも、教育面・ネット授業の履修状況等について）をお願いしたい。
- （上田市）全般的には特にはない。一部には、万が一経営破たんしてしまった場合の転校先、校舎が古いこと、授業料が高いこと、授業時間が少ないことなどに対する不安（不満）がある。
- （吉田町）学習塾としての実績もあり、不安についてはまったくない。授業料も高くないと思っている。
- （伊賀市）授業料、スクーリングなどの費用負担が大きい。学習支援教室は、高校ではないとのこと、本当に卒業資格が得られるのか。進路指導に多少不安がある。
- （相生市）学習面については不安を感じるが、経営面に関しての不安はない。また、連絡を頻繁にもらえるのでいいと思う。
- （尾道市）全く心配していない。元気になっていかれている子どもたちをたくさんみている。学習センターや講演会等で、学校の雰囲気にも常になれることができているので、特に心配なことはない。経営悪化によって、学校が廃校に追い込まれると困るが、この世の中有り得ない事ではないと考えている。
- （川崎町）不安はない。通常の「高校」のイメージとは違うが、それがこの学校の個性なのではないかと考えている。少し、良い意味でも悪い意味でも「自由」すぎる点。複式学級のクラスなので、勉強の進め方が、個人個人違うので大変だと思う。全日制の学校より子供達の心を大切にしてくれていると感じた。
- （南阿蘇村）①安心して任せているので、ほとんど考えたことはない。②熱意のある先生方が多いので、このスタイルを続けていけば、必ず経営状況はよくなっていくと思う。③国や県から補助を受けていると、勘違いされている方が多いと思うので、情報を公開することにより、学校設置会社がどのように運営されているかを知ることができると思う。④経営状況が良くなってほしい。逆に、悪くなった場合の教育に与える影響も考えるが、私立高校とそう変わらないのではと思う。

**学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、業務状況書類等）の情報公開（生徒・保護者からの回答）**
**<ポイント>**

- 「情報公開が行われていることを知らなかった」との回答が最も多く、次いで「情報公開が行われていることを知っているが、活用したことはない」が多くなっている。

**【選択肢】**

- ① 情報公開が行われていることを知っており、活用したことがある。
- ② 情報公開が行われていることを知っているが、活用したことはない。
- ③ 情報公開が行われていることを知らなかった

地方公共団体	情報公開について
清水町	②及び③：説明は受けていたかもしれないが、子どもを学校に入れることに精一杯だったので、記憶に残っていないため、シンプルな資料があれば頂きたい。普通の名のある大学などでも資金の運用に失敗して多額の損失を出しているとニュースで知った。株式会社でなくても学校がお金を運用していること自体が意外だったが、一般的な学校も経営状態について情報公開しているのか。ほとんど気にしたことがなかった。
和寒町	② 2名 ③ 1名
川内村	① 0組、② 0組、③：50組
つくば市	① 0名 ② 3名 ③ 11名
高萩市	① 0名 ② 6名 ③ 19名
大子町	③
塩谷町	②：情報公開していることを知っており、疑問点についてはPTA総会などで聞いて理解している。学校の経営や運営について以前の学校でも知らされていなかったため、別に違和感はない。学校側の説明を聞く限り不安などはない。学校が株式会社の経営であることや塩谷町の協力のもとに運営していることは入学以前より知っていたが、この学校は生徒の実態をふまえ、創意工夫が十分になされているので安心している。情報公開のことは学校からの通信等により、学校の評価内容や説明を一応理解している。必要がある場合には公開してくれるので不安はない。
深谷市	① 0% ② 75% ③ 25%
白山市	① 0人 ② 1人 ③ 4人
上田市	① 10% ② 50% ③ 40%
吉田町	① 0人 ② 4人 ③ 7人
伊賀市	平成 21 年度保護者会において、平成 20 年度決算書（貸借対照表・損益計算書）を配布
高島市	③
相生市	③
岡山市	② 5人
尾道市	① 0人 ② 4人 ③ 1人
川崎町	① 1人 ② 1人 ③ 3人
南阿蘇村	③
天草市	① 0人 ② 1人 ③ 9人

### 認定地方公共団体による学校の評価の実施と公表義務について（生徒・保護者からの回答）

#### <ポイント>

- 地方公共団体による学校の評価の実施と公表義務についても、「知らなかった」との回答が多く寄せられた。

#### 【選択肢】

①はい（知っている）、 ②いいえ（知らない）

地方公共団体	情報公開について
清水町	②：第三者機関の評価は必要だが、現場で起こっていることをどうやって調べるのか。結局は学校側の回答と同じになるのではないか。それなら学校が行えば良いのでは、と思う。知らなかったのを見たことがない。
和寒町	①2名 ②1名
川内村	①0組 ②50組
つくば市	①3名 ②11名
高萩市	②
大子町	②
塩谷町	①：学校の評価を公表しているのはみていないが、学校で経営者から説明を受けたり、質問にも十分に答えているので不安はない。生徒の実態をふまえたユニークな学校選択科目の導入があり、興味を持って参加しているので期待している。生徒の個別指導や進路指導が計画的に立案されており、過去は不登校であったが、現在は多様な選択ができ、伸び伸びと努力している姿を見ているので親として信頼している。株式会社立の学校には、国からの支援が全くないと聞いているが、広く考えればこれから国を支えていく国民なのだから公平な支援の道をつくってもらえるとありがたい。
深谷市	②
白山市	①1人 ②4人
上田市	②
吉田町	①1人 ②10人
伊賀市	①1人 ②6人
高島市	②
相生市	②
岡山市	①
尾道市	②3人
川崎町	①2人 ②3人
南阿蘇村	②
天草市	①1人 ②9人

番号	816 (大学)
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認めるなど一定の要件を満たす場合には、株式会社に学校の設置を認める。

## 【規制の特例措置に共通の質問項目（地方公共団体の回答）】

## 特定事業の概要など（発送数：15、回収数：15）

## 【進捗段階】

1. 現在特定事業を実施中 12 (80%)    2. 特定事業を開始したばかり 0 (0%)  
 3. 準備段階である 1 (7%)    4. 準備段階にも入っていない 2 (13%)

## 【効果の発現】

1. 発現している 7 (58%)    2. 発現していない 0 (0%)    3. わからない 5 (42%)

## 【効果の内容】

1. 計画当初から期待していた効果 7 (100%)  
 2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果 0 (0%)  
 3. 計画当初には期待していなかった効果 0 (0%)

## 【進捗と予定】

1. 特区計画認定時の予定より進んでいる 0 (0%)  
 2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる 7 (47%)  
 3. 特区計画認定時の予定より遅れている 8 (53%)

学校種	地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
大学	札幌市	ビジネスフロンティア育成特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大学	大郷町、北川村	地域個性を活かした未来人材育成特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学	千葉市	キャリア人材育成特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大学 大学院	千代田区	キャリア教育推進特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大学	杉並区	ネット学習(eラーニング)事業を活用したまちづくり特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学院	立川市	学校設置会社による学校設置事業	3. 準備段階である	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学	八王子市	情報産業人材育成特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

大学	横浜市	都市型大学推進特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学	静岡市	中枢都市型企業人育成特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学 大学院	大阪市	ビジネス人材育成特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大学	神戸市	国際みなと経済特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学	岡山市	キャリア教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学	広島市	ビジネス人材養成特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大学	松山市	松山市キャリア人材育成特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大学	福岡県、 福岡市	福岡アジアビジネス特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

### 発現している効果の内容・状況

#### <ポイント>

- 雇用創出効果やキャンパス周辺での消費活動、土地貸付収入等の地域経済に効果が挙げられている。また、卒業生の就職率も高く、地域産業の振興を担う人材の育成に寄与している。
- 高度な専門知識・能力を有する人材の輩出に成果を上げているとの効果が挙げられている。
- 都心部のオフィス街にあることで社会人が通える、地域で特に力を入れている分野の既存環境を利用することができるといったことが挙げられている。

#### <個別の回答>

- (千代田区) 株式会社による大学・大学院運営が可能となったことで、希望する株式会社が新規に区内に大学を開設することができた。現在は4社がこの特定事業を利用して学校を運営しており、雇用創出効果やキャンパス周辺の消費活性化効果が発現している。また、多数のオフィスが立地しているため、社会人が仕事の後に生徒として大学院に通える。
- (杉並区) 杉並区は、日本で有数のアニメ制作会社がある地域であり、区としてもアニメ産業が地場産業となるための産業支援を行っている。このような地域で、アニメ大学を設立する効果は大きい。
- (立川市) 多摩地域の大学、研究施設が集中し、すでに連携している環境を活用して、新しいネット専門職大学院の設置が計画されている。
- (八王子市) B大学は、市民大学である「八王子学園都市大学・いちよう塾」に講座を提供し、市民の生涯学習の推進に貢献している。八王子市が同大学に有償貸与している旧小学校跡地を八王子キャンパスとし、屋内外の撮影や長期に渡るWeb制作など、規模の大きな課題制作に取り組むことのできる施設として活用するため、卒業制作等に活用され、ニュータウン地域の活性化などに寄与するものと考えて

いる。廃校となった小学校をB大学へ年間3,000万円で賃貸借。また、大学施設として活用することにより、施設の保守等の管理、学生が地域で物品等購入するなどの数字として現れない経済的效果もある。八王子には周辺地域も含め23大学等（B大学含む）が立地しており、この多くの大学が連携することにより、学生への教育活動の充実、大学の地域貢献活動などが更に進んでいく効果があると考えている。

- （静岡市）A大学静岡校のキャンパスは、静岡市が幹旋した駅前繁華街のビル内にある。このビル内では、起業を志す人への各種相談業務やビジネス支援講座や研修会が随時開催され、産学官交流の場としての人材育成が図られている。
- （大阪市）実社会のニーズに即した教養、実学、高度な専門知識による学校教育活動により、学生の職業能力や職業意識の醸成を図り、卒業後には即社会に対応でき、貢献できる高度な専門知識・能力を有する人材の輩出に成果がみられると考えている。また、B大学においては、修学により実業を発展させ、新サービスや雇用を生み出し、起業の実現につなげる成果を見ることができる。A大学における平成21年3月の卒業生の就職決定率は88.02%（A大学発表）であり、大学院進学者と合わせて非常に高い比率となっている。また、大学在学中に司法書士や社会保険労務士等の各種資格の取得実績（全体の63.8%）も多く、専門的実務能力育成課程による成果が顕著になっている。大阪市内をはじめとした地域産業の振興を担う人材の育成に寄与していると考えられる。
- （神戸市）本特例措置は、神戸市において「国際みなと経済特区」の重点事業に掲げる「国際・ビジネス人材育成拠点」の構築の推進を目的に導入している。今後、国際・ビジネス人材育成拠点において株式会社立大学の立地に伴う人材育成が進むことで、外国人研究者及び技術者等との技術面・ノウハウ面における活発な情報交流や市内の既存大学・各種企業との共同セミナー、公開講座、共同研究等を通じた連携が促進されることを期待している。このような効果は、国際貿易港を抱える当該特区において特徴的なものと考えられる。
- （岡山市）2008年度に卒業生6名のうち、岡山県内への就職者1名を輩出した。また、6名のうち2名はいまだ資格取得に専念しており、来年の卒業生の動向とともに注視したい。
- （広島市）本市は、特区計画の効果として、①本市の学術・教育水準の向上や地域経済の活性化等による社会的効果、②学生の消費や雇用の創出による経済効果、③都心部の活性化を想定していた。大学教育や地域貢献事業の実施等により、一定の効果あげていると考えられるが、在学生在が8名、卒業生が6名のみであり、平成20年度から学生募集を停止しキャンパスの廃止を予定しているという現状から、計画で見込んでいたような効果とは大きな差がある。
- （松山市）①教育の多様化、②地域経済の活性化、③産官学の連携、④若年者雇用対策、⑤中心市街地の活性化に卒業生12名のキャリアアップ、卒業生5名や職員の雇用、中心市街地にキャンパスが設置されるといった経済効果がある。
- （福岡県）  
【A大学】開学以降、22名の新規雇用や通学等による経済効果があり、地域の活性化につながっている。  
【F大学】雇用創出効果：27名・7億9,700万円、設備投資効果：1億2,400万円、物品購入による効果：800万円（※2009年度見込み）その他、金額に換算できない部分で、市民を対象とする公開講座を開催するなど、本市の人材育成に寄与している。

## 効果が発現しない理由・問題点

### <ポイント>

- 効果が発現しない理由としては、規模の縮小や学生募集の停止といったことが多く挙げられているが、人材育成の効果については、時間をおいての検証が必要との意見も多い。

### <個別の回答>

- （札幌市）開校後4年目ということから、地域の活性化に資する人材の育成という効果の検証ができる段階ではなく、今後、卒業生の動向を継続的に捉えたうえで判断する必要がある。一方、目的意識を持った学生が集まり、資格試験合格者が出ていることなどから、効果の一旦はうかがわれる。また、公開講座の実施等により、地域との接点もみられる。
- （大郷町、北川村）特定事業者の資金調達が困難になり、計画が白紙になったため。
- （千葉市）当初想定していたよりも大幅に規模が縮小したため。

- (千代田区) 特区法において自治体に経営破綻時取るべき必要な措置を定めている。自治体としては協定書に基づいて経営状況報告を受けるなどして、経営悪化に向けた情報収集に努めている。だが、実際の経営破綻時に取り得る選択肢には限りがあるために、私立大学全体の中で破綻スキームの検討をお願いしたい。
- (杉並区) 文部科学省より設置計画が不可とされたため。
- (立川市) ネットによる専門職大学院設置に必要な資金準備及び財政基盤整備を進めている。
- (横浜市) 当該事業において、平成 17 年 4 月に開設された横浜キャンパスの第一期卒業生が輩出されたものの、地元産業への貢献等についてはすぐに成果が見えるものではないため。平成 21 年度から横浜キャンパスの学生募集は停止。
- (静岡市) 平成 17 年度から新入生を募集し、事業を開始した。新入生の募集は翌 18 年度には行なわれたが、19 年度以降は、採算性の問題で募集を停止した。現在卒業生 11 名、在学学生 15 名であるが、ここで学んだ生徒が、当事業の目的とする「地域産業を担う人材」へ育成されたかどうかの評価は、少し時間をおいて検証していく必要がある。ただし、2 年で生徒募集を停止することに至った事態を考慮した時、積極的な効果の発現は見出しにくい状況と思われる。その後、採算性の問題を理由に平成 19 年度以降新入生の募集を停止。短期間のうちに、大学部門を廃止することになり、認定時の計画が大幅に崩れることになっている。
- (大阪市) 設備面や教学面で学校法人と同様の整備が必要であるにもかかわらず、株式会社立大学には、私立学校法が適用されないこと。
- (神戸市) 神戸キャンパスでは現在、4 年生 7 名のみが在籍している。文部科学省からの勧告及び留意事項に対する改善措置として、平成 21 年度以降は学生募集を停止している。今後、全学年が揃う見込みはなく、カリキュラムの全てが設置される見通しがないため、本キャンパスの状況のみから具体的な結論を得るのは困難である。神戸キャンパスは平成 21 年 4 月で開校後 5 年目となり、本来なら全学年が揃うべきところ、在校生は現在 4 年生 7 名のみとなっている。平成 19 年 1 月に文部科学省より出された勧告及び留意事項に伴う改善措置として、平成 20 年度以降の新規学生募集を停止しており、今後も計画どおりの進捗は見込めない。
- (岡山市) 卒業生 6 人のうち、1 人が市内で就職したという結果は、十分な結果とは考えていないが、卒業後の進路について、学校卒業後にも資格取得専念を希望し、引き続き学業にがんばる学生等がおり、これらの学生たちの動向をこれからの卒業生の動向とともに今しばらく注視する必要がある。また、良好な生涯学習環境の形成については、昨年の学生募集停止以来、公開講座の回数の減少を余儀なくされているところである。
- (松山市) 平成 23 年度から大学の閉鎖が決定している。

### 特定事業実施にあたっての地方公共団体の役割

#### <ポイント>

- 地方公共団体の役割としては、経営状況の把握との回答が最も多く、学生の適切な修学の確保に努めたとの回答も見られる。

#### <個別の回答>

- (札幌市) A 大学が実施した一般市民を対象とする公開講座を後援した。
- (大郷町、北川村) 大学設置申請に先行して進められた大学付属新エネルギーセンターの建設に向け、住民説明会の開催や許認可手続き等への支援を行った。しかし、この段階から特定事業者が見込んでいた資金調達に困難であることが判明し、その後の計画が進捗していない。
- (千葉市) 役割：学生の修学環境確保のための指導、支援：市内他大学と同等の制度を実施（情報交換・共同研究・就業体験）
- (千代田区) 学生の良好な修学環境の維持を確保するため、定期的に経営状況報告を受けるほか、文科省に対する指導改善状況をチェックしていく。
- (立川市) 経営状況の把握／教育における質や課題の把握／市内の小中学校または医療機関等との連絡調整／生涯学習への寄与／産官学の連携。
- (八王子市) 特定事業者である B 大学が安定した大学経営を行い、特区計画の目的に対する事業展開等



を行うよう統計資料等の提示、説明を求め、指導監督を行っている。また、特定事業者への支援については、特区計画を行うための情報の提供などを随時行っている。

- (横浜市) 協定書を締結し、財務状況調査、実地調査等を実施し、実態の把握に努めている。横浜市が設置する市内にキャンパスを有する大学等で構成する「大学・都市パートナーシップ協議会」への加盟、経営悪化時の他大学との連携の基盤となるような支援をしている。
- (静岡市) 学校設置会社との協定書に基づき、経営状況の把握を随時行い、一定の要件の下で第三者による監査や情報公開の実施を可能として運営状況を見守っている。また、不測の事態の際に学生の修学維持の措置を講ずる等、学生に対するセーフティネットの役割を果たしている。これまで当市は、特定事業者会社に対し、開設時に大学キャンパスの斡旋を行なった。さらに、文部科学省の改善勧告に際し、今後の措置について協議を続けてきた。
- (大阪市) 財務状況や学生の授業料保留金等の報告を定期的に受けるほか、入学・卒業時や学生の募集時など学期の節目に報告を求めるとして、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っている。また、不定期に学校視察や教育活動の状況説明(図書収集状況や学生の課程外の活動状況の説明)を求めるとして、学校活動の状況把握に努めている。情報交換の頻度は大学によって若干差はあるが、文書による報告は3ヶ月に1回程度(A大学については月1回程度)直接面談という形式で行っている
- (神戸市) 学校設置会社から営業・損益報告、決算の状況、学生募集状況、講座実施状況、神戸キャンパス独自のカリキュラムの実施状況について、その都度説明を受けキャンパスの運営状況について確認している。また、本市との間で締結している協定書により、経営支障が予測できる段階での学生募集停止や近隣大学等への転入学の受け入れ協力要請等のセーフティネットについて定めており、今回の改善措置の協議においてもこれを踏まえた対応を学校設置会社が行うこと了承している。
- (岡山市) 平成20年度からの岡山キャンパス学生募集の停止の際、平成19年度までに入学した学生が卒業するまで、修学の維持をすることについての協定書を交わしたところ。また、本年度の大学総合キャリア学部の学生募集が停止されたため、在学生への対応について随時報告を受けつつ、在学生が安心して修学できる場の確保に努めた。
- (広島市) 平成17年4月1日、本市は、特定事業者の経営状況の報告や経営悪化時の対応等を盛り込んだ協定書を特定事業者と締結し、これに基づき、毎年度の決算報告書、監査報告書、財務状況報告書の提出を受け、経営状況の確認を行っている。A大学広島キャンパスについては、特定事業者が、平成20年度以降の学生募集を停止する方針を決定したため、平成19年9月4日、本市は、在学生の修学の必要がなくなるまでのキャンパスの維持や在学生の適切な修学の確保に関する事項を盛り込んだ「A大学広島キャンパスの運営等に関する合意書」を特定事業者と締結した。今後も、これに基づいて、学生の適切な修学の確保に努めていく予定である。
- (松山市) 役割：特区計画の策定、国からの調査回答、支援：協定の履行、申請があれば、イベント時の広報紙活用。
- (福岡県) 本市都市圏での大学間の競争や連携が図られるように情報交換は行っており、公開講座等の開催に当たっては広報への協力を行った。また、F大学については、まずその存在が広く認知されることが必要であるとの認識の下、同大学のパンフレットを本市関連施設に配架することや、共催で産学官連携事業を展開する等の方法によって、知名度向上に関する支援を行っている。

### 特定事業成功のために最も重要な鍵

#### <ポイント>

- 事業成功のための鍵としては、学校設置会社が安定した財政基盤を得ることを挙げる回答が最も多いほか、積極的ななかかわりあいをもつことにより地域等の理解や連携を得ること、魅力的なプログラムや教員の確保なども多く挙げられている。

#### <個別の回答>

- (札幌市) 学生を惹きつけられるような株式会社ならではの魅力的なプログラムをつくること、株式会社大学の存在についてメリット、デメリットを含めて市民理解を得ること、などが考えられる。
- (大郷町、北川村) 特定事業者の安定した財政基盤と学校経営に関する企業姿勢・人材。
- (千葉市) 株式会社大学の安定した運営基盤、学生確保のための積極的な情報発信や営業活動、教育水準向上のための優れた教員の確保と研究環境の充実。

- (千代田区) 株式会社立大学を通じた実学教育や地域貢献を通じて社会的な評価を高めていくこと。
- (杉並区) 選任教授陣の確保。
- (立川市) 学校設置会社が安定した財政基盤を得ること。学校設置会社が学生のニーズを的確に把握し、そのニーズに対応した教育を行うこと。地域への情報発信や地域とのかかわりを積極的に行うことにより、地域から事業への理解や信頼を得ること
- (八王子市) 安定した大学経営が前提となるが、いかに地域、他の大学等、企業との連携を図ることができるかが特定事業成功のために重要である。
- (横浜市) 教育内容、就業・起業実績など、学生や企業にとって魅力ある大学となるための教育サービスの提供。
- (静岡市) 大学経営を継続的かつ安定的に維持ならしめる財源と、質の高い教育を確保するための人員体制の確保が重要と思われる。
- (大阪市) 学校設置会社が経営を安定的に継続することによって、「学校教育の継続性」「教育の質の安定的な確保」「公教育機関としての役割」が確保されること。
- (神戸市) 通年における財政状況のチェック等、特区認定自治体として可能な限り運営に関与している現状においても今回のように勧告及び留意事項が出されるなど、大学としての教育の質の部分については、単なる特区認定自治体としての立場ではなかなか踏み込み難い面があると考え。そのため、大学設置の認可主体である文部科学省も含めた形での情報共有の体制整備など、制度面のさらなる整理・向上策の検討が必要と考える。
- (岡山市) 本特定事業については、すでに学生募集停止が発表されているところ。学校設置会社は、残っている在校生に対して安心して修学できるよう、在校生のニーズを十分に把握し、そのニーズにこたえた魅力ある教育を行えるかどうか重要である。
- (広島市) A大学が社会から認知され、学生数を確保し、安定した大学運営を継続することであると考える。しかしながら、A大学広島キャンパスについては、特定事業者が平成20年度以降の学生募集を停止しており、今後、計画作成当時に見込んでいたような特区事業の成果は見込みがたい状況である。
- (松山市) 改善勧告対象事項の緩和。
- (福岡県) 都心部での地の利を活かし、魅力あるコンテンツ(教授陣・講義)の提供や制度の周知を行う。

## 将来展望など

### <ポイント>

- 将来展望としては、産業振興や地域活性化に貢献する人材の育成が期待されるとする回答がある一方で、学生募集停止の動向を踏まえ、そうした効果が限定的になるという危惧や、経営や学生の状況把握を重視するとの回答などが見られる。

### <個別の回答>

- (札幌市) 本市における新規学生募集は停止しており、当該特区の目的である地域の活性化に資する人材の育成が限定的になる恐れがある。
- (千葉市) 専門性を生かした産学連携や地域交流により、産業振興や地域活性化に貢献することを期待する。
- (千代田区) 一部の学校の新規学生募集停止の動きを受けて、各事業者の経営状況や学生へのサポート状況を把握することを重視する。
- (立川市) 北米や欧州で、主に社会人を対象にしたネット大学やネット大学院が大きく成功していることから、先進事例をよく研究した日本型のネット大学院は社会的ニーズに適合するものと考えられる。
- (静岡市) 高度化、多様化する社会にあっては、より効率的かつ効果的な事業を実施するためにも各種規制緩和が望まれている。その中で、株式会社による学校設置の方向性は必ずしも間違っていないと思われるが、学校法人が果たしてきた学校教育の役割を株式会社が担っていけるかが問われる。株式会社の効率性や即効性が、教育のめざす「人材の育成」に向けられ、質の高い教育環境を継続的かつ安定的に提供できるかが鍵になるであろう。
- (大阪市) 学校設置会社の経営の安定性が特定事業の成否に影響するため、学校設置会社の会計におい

て学校部門とその他事業部門を明確に分けた上で、学校部門に対する税制優遇や私学助成金を適用するなど、学校経営の安定に向けた方策を国において検討することが必要。

- (岡山市) 平成 20 年度から岡山キャンパスにおいては学生募集を停止しているところ。
- (松山市) 平成 23 年度から大学の閉鎖が決定している。
- (福岡県) A 大学に関しては、平成 23 年 3 月の時点で在校生がいなくなるため、それまでに効果を見極めたい。F 大学については、知名度や魅力のある教授陣による講義が年々充実してきていることによって、知名度が高まることで、多くの学生が集まることが見込まれる。また、そのことによって、文化関連産業や観光関連産業を支える人材や IT 関連産業を支える人材の育成が進み、本市の研究・教育機能の強化につながることを期待される。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】 ※各質問項目の回答者は( )内参照

### 株式会社の学校設置による教育上のニーズの充足 (地方公共団体の回答)

#### <ポイント>

- 教育上のニーズ充足としては、即戦力となる高度な専門能力を身に付けた人材の育成、教育機関の多様化や連携、地域における生涯学習への寄与、ダブルスクールの解消等が挙げられている。

#### <個別の回答>

- (札幌市) 開校後 4 年目ということから、地域の活性化に資する人材の育成という効果の検証ができる段階ではなく、現状においては、ニーズを満たすような段階には至っていない。今後、卒業生の動向を継続的に捉えたうえで判断する必要がある。一方、目的意識を持った学生が集まり、資格試験合格者が出ていることなどから、ある程度、学生のニーズに応える授業が行われていると考える。また、公開講座の実施等により、地域との接点もみられる。
- (千葉市) キャリア教育に重点を置いた大学の設置により、学生の大学選択の幅が広がるとともに、地域の産業・経済を担う人材育成の基盤形成の一助となった。
- (千代田区) 区内には多くの企業が立地し、多数の在勤者を抱えている。企業の中で実際に使える専門能力を身に付けたいと考える社会人が増えており、専門職大学院の開設によって教育機関が多様化し、選択肢が増える結果となっている。
- (立川市) 高度な専門能力を身に付けた人材が育成される、地域における生涯学習への寄与が期待される、カリキュラムや教材開発など、研究の発展に貢献できる。
- (八王子市) B 大学は、市民大学である「八王子学園都市大学・いちよう塾」へ講座の提供を行っており、市民の生涯学習の推進に貢献することができた。
- (横浜市) キャリア開発や実務的専門教育の豊富な実績を活かし、実践的能力を持った人材を輩出することによる、市内既存企業の支援や起業などの地域産業の活性化。交通至便な場所への大学の立地による、市民と大学との交流(生涯学習等)。
- (静岡市) 特区計画の目標である「地域産業を担う人材の育成」に沿って、以下のニーズを満たすことができた。教育上：これまで在学した 26 名の学生が、日商簿記 2 級、3 級等の試験に多数合格できた。また必修科目にインターンシップを取り入れ、職業能力や意識の醸成に努めた。これらは、今後地域産業を担う有為な人材に育っていくための礎となるものである。
- (大阪市) 株式会社が学校を設置することで、会社自身がこれまで培ってきた人脈やノウハウを生かした実践的な教育を行うことができ、その結果、高度な IT 技術を持つ人材や経営の知識を身に付けた人材等を輩出する仕組みが構築されて、特区計画の目的の一つである、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材やそれを支援する専門人材を育成することによる地域の活性化が図れる。また、学校が市民公開講座を多数開催するなど、市民の生涯学習への貢献もある。
- (神戸市) 「国際・ビジネス人材育成拠点の構築」を目標に、法曹、公務員、公認会計士、税理士等の各種資格職・専門職に直結するようなカリキュラムの選定による即戦力となる有能な人材を目指すとともに、神戸の歴史・産業・文化を学ぶオリジナルカリキュラム(神戸地域概論)を創設するなど、地域に根ざした人材育成を行うことにより、神戸の企業競争力の強化につながっているものと考えている。
- (岡山市) 本市の特区計画の目標は、①「高度な人材育成による地域経済の活性化」と②「良好な生涯

学習環境の形成」としているところ。①については、本年度6人の学生が卒業し、1人市内で就職を果たしたところ。2人が資格取得をさらに目指すために勉強を続けており、来年の卒業生の動向とあわせ、進路等注視する必要があると認識している。②については、平成20年度からの学生募集停止等の影響もあり市民公開講座が1回のみ開催となった。本年度は3回の開催が予定されているだけであり、今後開催についても積極的な開催を期待しているところである。

- (広島市) A大学広島キャンパスを設置することにより、学生が大学と資格学校の両方に通ういわゆる「ダブルスクール」を解消し、当該大学の提供するカリキュラムに沿った、資格取得と職業教育を基盤とした教育及び人材育成により、即戦力を持った人材養成が実施されており、地域のニーズに応えることが可能となっていると考えられる。
- (松山市) 資格取得と大学のダブルスクールを解消する大学が設置されたことにより、選択肢が増えた。
- (福岡県) 地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることにより、地域全体の教育の質の向上が期待できる。今後、事業主体のネットワークを活かしたインターンシップなどを行うことで、学生が理論と実践の両面を学ぶことのできる機会を得られるものとする。

### 学校種の相違（小学校、中学校、高等学校、大学など学校の種類の違い）や義務教育とそれ以外などの観点から異なる点があるか（地方公共団体の回答）

#### <ポイント>

- 学校種等の相違による違いとしては、違いがあるとは思わないとする回答も見られるが、義務教育とそれ以外では、特に大学では、社会人をも対象に、独自性を発揮した多様な専門教育が行えることから、株式会社のノウハウが活かしやすい旨の回答が多い。

#### ◆「思う」と回答した自治体：10件

- (札幌市) 現在、各大学でそれぞれの特徴を活かした運営を通して生き残りを図っていると認識しており、大学教育において、独自性を発揮した専門教育を行う学校が認められることは意義があると考えている。
- (千葉市) 大学では専門的教育が行われることから、その内容や教育方法等多岐にわたるため。
- (千代田区) 義務教育とそれ以外を比べた場合、義務教育では教育内容の基本部分が定まっており、創意工夫の活かせる部分が小さい一方で、それ以外では就業に結び付けた多様な教育を行いやすいという特色がある。この特色は高等学校より大学の方が強く、株式会社のノウハウを活かしやすいと思う。
- (立川市) 専門職大学院大学は、社会人を含めた学生を対象とし、インターネットのみによる高度な専門教育を行うことから、義務教育や高等学校教育とは目的や性格を異にしている。
- (杉並区) 現行の教育にとどまらず、学校設置会社の視点により教育の分野が幅広くなると思われる。
- (八王子市) 学校法人が経営する大学だけでなく、株式会社が民間の知恵と行動力を活用した大学が運営されることにより、受験生にとって学校の選択肢が広がるという効果がある。
- (横浜市) 大学は、社会人に対しても、実践的で高度なキャリア教育を受ける機会を拡大することも目的としており、高校などの学校種の違いによって効果は異なる。
- (静岡市) 株式会社が設置する学校は、採算性や効率性の観点から、一定の資格取得を目的とする専修学校や予備校的なスタンスに効果を発揮すると思われる。一方、義務教育は国や地方自治体の責任と義務により実施されており、教育の目標である人造りの場である。両者は主たる目的の観点が異なっている。
- (松山市) 義務教育であれば、学習指導要領に関し緩和されなければ、通常の学校との差異が生じないと思われる。
- (福岡県) 義務教育とそれ以外の教育とでは、異なると思われる。高等学校、大学などの高等教育では、選択する側の意向が反映されるため、様々の形で競争原理がいかされると考える。

#### ◆「思わない」と回答した自治体：4件

- (大阪市) これまでの制度では出来なかった教育やサービスが受けられるという点、地域に必要な人材を育成し、地域活性化に役立terるという効果においても相違はなく、学校設置会社による事業効果とし

ては本質的に異ならないと考えている。

- (神戸市) 本市では大学設置を前提とした検討を行っており、質問にある学校種の相違や義務教育とそれ以外等の観点についての検討は行っていない。そのため、具体的な相違点等についての回答はできかねるが、地域の特性を生かした教育の実施や、地域産業を担う人材の育成などの効果自体についてはそう相違はないと思われる。
- (岡山市) 小学校と大学、高校など種類の違う学校に関しては、それぞれの設置のための法令の違い、カリキュラム編成の自由度の違い等、学校運営の背景が違うため、計画を立てて学校を設置する際には、当然にその学校設置の効果やセーフティネットの要件の考え方に違いはでてくるものとする。しかしながら、「株式会社が学校を設置すること」という特定事業だけを捉えてその効果を考えるなら、効果は資金調達の方法の幅が広がる等ということであり、学校による違いというものはないとする。

#### その他、地元住民の反応等 (地方公共団体の回答)

- (千代田区) 大学によって、成功しているところと、生徒が集まらずにうまくいっていないところに二分されている。学校経営が立ち行かなくなった場合の処理方法を、検討すべきではないかと考える。
- (松山市) 中心市街地の商店街にキャンパスを設置いただいたこと、専門学校が併設されたことから、地域経済の活性化が図られ、また、キャリアアップの一助となっている。

#### 設備投資額、物品購入額、雇用創出額 (年額、見込みを含む) (学校設置会社の回答)

地方公共団体	設備投資額	物品購入額	雇用創出額
札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県 (A大学)	3,668 万円	212 万円	—
千代田区、八王子市、大阪市 (B大学)	3,316 万円		—
千代田区 (C大学)	700 万円	4,500 万円	1 億 3,800 万円
千代田区 (D大学)	5,229 万円	8,694 万円	—
立川市	100 万円	10 万円	740 万円
大阪市 (E大学)	3,823 万円	1,185 万円	1,004 万円
福岡県 (F大学)	1 億 2,359 万円	758 万円	7 億 9,747 万円

**事業収入及び経費（人件費、施設維持費、消耗品等の区分で）の年間額（見込みを含む）（学校設置会社の回答）**

地方公共団体	対象年度 (決算年度または 予算年度)	収入	支出	収支差 (収入－支出)
札幌市、千葉市、千代田区、 横浜市、静岡市、大阪市、神 戸市、岡山市、広島市、松山 市、福岡県（A大学）	平成21年度予算	4億3,130万円	8億6,438万円	△4億3,308万円
千代田区、八王子市、大阪市 （B大学）	平成20年度	15億810万円	15億5,304万円	△4,494万円
千代田区（C大学）	平成20年度	3億5,500万円	2億6,300万円	9,100万円
千代田区（D大学）	平成21年度予算	9,614万円	28,065万円	△1億8,451万円
大阪市（E大学）	平成20年度	2,927万円	1億8,739万円	△1億5,812万円
福岡県（F大学）	平成21年度予算	5億6,717万円	10億2,573万円	△4億5,856万円

**資金調達と効率的な学校運営のための工夫（学校設置会社の回答）**
**<ポイント>**

- 資金調達は、学費収入等で賄えているとの回答もあるが、親会社からの出資等によっているところが多い
- 効率的な学校運営のための工夫としては、教員と事務局スタッフの連携・意見交換への注力、グループ会社のコンサルティングノウハウの活用等が挙げられている。

**<個別の回答>**

- （札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県【A大学】）学校運営部門の資金調達については、主に①学生からの学納金、②学校設置会社からの寄附金による。また、①職員の業務場所の集中化によるオペレーションの効率化と質的向上を同時に実現するとともに、②専任教員がより深く大学運営に関わる体制を構築することにより、効率的な学校運営を行っている。株主等からの意見は特になし。
- （千代田区、八王子市、大阪市【B大学】）学校設置会社の資金により設置した。効率的な学校運営のために、学生の教育や生活のサポートを円滑に行うための教員と事務局スタッフの連携・意見交換に注力している。株主等からの意見は特になし。
- （千代田区【C大学】）学費収益と入学金にて現状十分に運営できている。キャリア教育の多様な学習ニーズに応えるため、新しい教員やカリキュラムの拡充や講義コンテンツの制作に投資を行っている。株主等からはネガティブな意見はなく、逆に人材育成効果に期待を持たれている。
- （千代田区【D大学】）二部上場の企業（学校設置会社）であり、収入から積立てられた余剰金（現金預金）の中から大学院を設置し、運営にあたっては毎年の利益の中から資金調達している。
- （立川市）学校設置に向け、事業に賛同する株主等関係者から出資を募り、資金調達を行っている。株主等利害関係者からは賛同の意見を得ている。
- （大阪市【E大学】）親会社からの出資および借入により運営。親会社および運営会社で行うコンサルティングノウハウ等の活用や親会社の管理部門の活用等で管理コストの削減を図っている。株主（親会社）からの経営に関する意見は特になし。

### 学校経営上懸念される問題（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 学校経営上懸念される問題としては、私学助成の対象外であることなど資金面での懸念が多く見られるほか、株式会社立の大学を一括りにした批判的報道・世間の風評への懸念や、株式公開会社が運営する大学に係る留意事項の公表について配慮を求める声などもある。

#### <個別の回答>

- （千代田区、八王子市、大阪市【B大学】）私学助成金の給付など、株式会社立の学校では受けられない制度が存在している。より高度な教育・研究体制の整備や学生サービスの充実を図るために、必要な制度と認識しているので、法制度の改定等の措置を検討してもらいたい。
- （千代田区【C大学】）特定の株式会社立の大学が問題を起こすことにより、株式会社立の大学を一括りにした批判的な報道のあり方及び世間の風評を懸念している。また、文部科学省が留意事項を一方向的に通告・公表することは、本学への応募や弊社の業績に影響を与えることになり、問題が多い。特に株式市場に公開している株式会社が運営する大学に対して公の場で留意事項を公表する場合は、一方向的な通告ではなく、両者合意の上、公表するようにしてもらいたい。
- （千代田区【D大学】）学校設置会社からの支援が年間2億円を超えているので、平成22年度にはこの額を1億円となるようなプロジェクトを遂行する。学校法人と違って一切補助金がないのに、学校法人と同様の運営上の制約があるので、もう少し自由度を上げてほしい。寄附行為関係の手続きの手引きが学校法人用なので、株式会社立用のものもあるとよい。
- （杉並区）行政の協力の下、特区による学校設置に向けての新規参入のチャンスをもらうことができたが、文部科学省の審査基準の不明瞭さが改善されない限り、民間の教育力を学校教育力に還元するのは困難のように思う。
- （大阪市【E大学】）学校法人のような私学助成が利用できないため、仮に定員を充足しても黒字とするには、実態として厳しい。

### 教育的又は経済的社会的効果（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 教育的又は経済的社会的効果としては、学生の高度な職業能力や職業意識の醸成、産学共同での実践的な研究開発の推進等が挙げられている。

#### <個別の回答>

- （札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県【A大学】）教育・研究上の効果としては、実社会のニーズに即した教養や実学、高度専門知識を提供することで、学生の職業能力や職業意識の醸成に役立っている。また、キャリア開発の観点からカリキュラムや教材開発に関する研究発展に役立っている。経済的社会的効果としては、株式会社大学に対する社会的認知度の向上。本学における教育研究活動や公開講座活動等を通じて社会にキャリア開発学を広めることに貢献している。
- （千代田区、八王子市、大阪市【B大学】）教育・研究上の観点としては、産学共同での研究開発やコンテンツ制作において、産業界の標準的な規範や習慣で契約や実際の業務が行えることは、案件発生時からのスムーズな移行を可能にしており、良い効果がある。経済的社会的観点では、株式会社設立のハードルが下がったことによって、国民の誰でも文部科学省認可の教育機関を設立し得るチャンスがあるようになったという効果がある。また経済的には、ビジネスとして学校経営を捉える事により、学校法人による経営には見られなかった手法が見出されることが期待できる。
- （千代田区【C大学】）実学のニーズにこたえられる多様化した教育を提供できること。高度に専門的な知的サービスの提供を通じて、高度なキャリア教育を受けた人材が育成され、企業に即戦力として就業することができる。学生の消費活動とスタッフの雇用創出により経済的な効果が生まれている。
- （千代田区【D大学】）学校設置会社としてはブランド向上の利点があり、社員の意識向上にも寄与している。株式会社立であるために、事務局組織は少数精鋭体制による運営が可能である。顧客（学生）中心主義に徹し、教育研究の活性化を図ることができる。地域貢献も小回りがきき、全学一体で取り組むことが可能である。

- (大阪市【E大学】) 大学を設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人や遠方より通勤、通学される人々が、就業時間後でも通学できる専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることが可能と考えられる。その他、修了者の中で新規に起業する人材や新しいビジネスを立ち上げるものや、在學生にも新規のビジネスをテーマとするものもあり、これらの事業を通じ社会にも還元できる人材の創出につながっていると考えられる。
- (福岡市【F大学】) 学校設置の門戸が広がったことで、多様な大学が設立され、互いに競い合い、それぞれ特色ある教育研究(本学においては「高等教育におけるeラーニングの底上げ」等)を展開できる。学校設置会社の強みの一例を挙げれば、就業体験を伴うインターンシップ等において企業とのマッチングが他大学に比べ容易である。今年度も、通信業界を目指すIT総合学部の学生が、筆頭株主のソフトバンクグループにおいてインターンシップ制度を使い、就業体験を行っている。

### 学校種の相違(小学校、中学校、高等学校、大学など学校の種類の違い)や義務教育とそれ以外などの観点から異なる点があるか(学校設置会社の回答)

#### <ポイント>

- 学校種等の相違による違いとしては、特に違いはないとの回答も多いが、大学や遠隔教育では、社会人等にも公平な学習機会を提供できることや、地域の企業等との協働によりレベルの高い専門教育が可能となるといった回答も見られる。

#### ◆「思う」と回答した学校設置会社：3件

- (千代田区【C大学】) 本事業の社会への教育理念及び目的に変更はないが、学校種の相違並びに教育対象により、事業の効果は異なるものと思われる。遠隔教育は学校種の相違に対応した教育機会を提供できるものであり、障害のある者、留学生、社会人等に対する公平な学習機会を提供できる。
- (立川市) 本事業では、株式会社が地域の企業や自治体、研究機関等と協働し、ネットによる教育を専門的な職に就労している社会人に対して提供することができる。
- (杉並区) 専門学校での教育内容では、制作をするための作業スキルを養成している場合が多い。これからのコンテンツ産業における業界規模の拡大のためには、作品づくりのクオリティが世界水準まで高めるための研究(監督、演出の養成)や権利ビジネスの研究(プロデューサー養成)など、メタレベルでの考察が必要とする教育が必要である。その人材育成には、大学(大学院)という教育機関が適していると考えられる。

#### ◆「思わない」と回答した学校設置会社：5件

- (札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県【A大学】) 学校運営に関して、国や自治体からの財政的支援を受けず、税制優遇もない点では学校種によって相違があるわけではない。地域に必要な人材を育成し、地域活性化に役立てるという効果においても相違はないと考える。
- (千代田区、八王子市、大阪市) 【B大学】株式会社という設置形態においても、設置にあたっては文部科学省の審査と設置認可が必要。どのような学校種であっても、その審査段階において、学校事業を運営するに適切か否かが判断されることから、設置形態ではなく、各学校の掲げる教育理念・目標などが重要になってくると思われる。
- (千代田区【D大学】) 特に学校の種類の違いなどで異なるとは思えない。
- (大阪市【E大学】) 基本的には違いはないと考えている。
- (福岡【F大学】) 学校法人、学校設置会社では法人の形態は違うが、学校教育法に定められている目的を果たすことについては同じである。



## 株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果（学校設置会社の回答）

### <ポイント>

- 株式会社という設置形態によるメリットとして、事業者としては、新たな事業展開を行えたことや、多様な資金調達の容易さ、ノウハウ・最新情報や人脈などの活用も含め、運営を機動的、柔軟に行えることなどが挙げられている。
- 実践的な観点からの高度専門教育が学生にとっての大きなメリットとして挙げられている。

### <個別の回答>

- （札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県【A大学】）株式会社である当社が一貫として展開してきた高度専門職養成の経営方針が、文部科学省の大学認可の指導の下で、新たな展開を図ることが出来るに至ったことが、最大のメリットと考えております。当社のメリットは取りも直さず、学生・保護者の利益であると思料しております。規制改革会議(旧規制改革・民間開放会議)では、教育分野は民営化の対象であり、法人税・地方税の納入・補助金の削減が可能となり、国・自治体の財政改善に資するものとされており、その点で、株式会社の教育への参画はメリットがあるものと考えます。そのため、株式会社による学校設置・運営が望ましいと考えます。
- （千代田区、八王子市、大阪市【B大学】）ITを活用したコンテンツ産業は変化も進化も非常に早いので、自由度が高い運営や組織を持ち素早い意思決定が可能な株式会社が大学経営を行うことにはメリットがあると思われる。現状、本学は完成年度を経て、既に安定的な学校運営が出来ている。しかし、高等教育への社会の期待に依って行くためには、更なる教育研究基盤の充実と継続性の担保が必要であり、そのためには各種法制度により確立されている学校法人への転換も視野にいれるべきかを含め、検討段階にある。
- （千代田区【C大学】）専門職大学院としてより実践的な観点から高度専門教育を施す観点では、株式会社立の設置・運営形態の方が本学の教育理念を実現する上でより適しており、学生にとってのメリットが大きいと考えている。学校法人と違い、株式会社立の大学は補助金の援助や及び税制免除を受けられないので、会社の財務上は不利な点がデメリットであるが、教育の質を維持しつつ学校運営の効率を上げることで、より一層の経営努力を重ねて行きたいと考えている。
- （千代田区【D大学】）メリットは株式会社立なので運営を機動的に、かつ柔軟に行なえることであり、デメリットは補助金がないために経営に支障をきたすことである。教育権及び学習権の保障という観点と、教育の公共性、あるいは学校の継続性、安定性、中立性という観点のバランスを取る制度設計が必要であろう。費用対効果を鑑み、学校法人として行った場合の方がより良い教育をより低いコストで展開できる可能性があるならば、学校法人として運営することに意義はあると思われるが、そうではない場合、一概にどちらが望ましいとは言えない。
- （立川市）多くの投資家から資金調達が行えるとともに、株主等（シェアホルダーズ）が出資者としての機能に加え、学生の機関派遣や紹介、事業提携など多角的に連携することにより、十分な経営基盤を築くことができる。株式会社の独自性を活かした学校運営により、学校の選択の幅を増やすとともに、競争原理による教育の質向上や低料金による教育の提供を行うことができる。
- （杉並区）財政面においては、助成金や税金等の優遇措置のある学校法人の方にメリットがあり、株式会社によるメリットはほとんど無い。しかし、当社が目指していた大学院は、実践型の研究（ビジネス化できる作品づくり）であるため、その研究費を将来の新規事業開発費として公開市場から資金調達をすることは可能であった。また、大学院運営を事業部の1つとしてとらえ、製作会社と教育ビジネスで培ったノウハウと人脈を一法人内で効率よく運用し、研究活動と人材育成の両輪を視野に入れていた活動を考えていた。
- （大阪市【E大学】）産学がより密接な関係となる株式会社立であることで、本学のような経営に関する内容を取り扱う学校としてはスピーディーな最新情報の活用が可能となり、効果的であると思われる。但し助成金等が活用できないという点に関してはデメリットであると考えられる。
- （福岡県【F大学】）学校法人も株式会社立も、あくまで目的は「学校の適切な運営」でありいわば外形的な差異は本質的な問題ではない。ただし、学校設立までのスピードや資金調達の容易さは、株式会社立のほうがメリットが多いと思われる。一方、行政からの補助金や、出資者の税務上のメリットを考え

れば学校法人も魅力は多く、是々非々で検討すべき問題である。学校法人設置時の標準設置経費ならびに標準経常経費の規制が緩和されれば前向きに検討すべき問題と認識している。

### 学校制度法人の見直しによる株式会社による学校法人格の取得とその上での大学・大学院等の設置（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 株式会社による学校法人格の取得については、制度改正により、私学助成等が受けられるようになることが望ましいとする回答が多いが、なお株式会社立ゆえのメリットの方を評価する回答も見られる。

#### <個別の回答>

- （札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県【A大学】）望ましいとは思わない。教育分野の民営化は、法人税・地方税の納入・補助金の削減が可能となり、国・自治体の財政改善に資するものとされており、その点で、学校法人格を取得しての運営により、財政改善が鈍化することが危惧されるのではないかと考える。
- （千代田区、八王子市、大阪市【B大学】）株式会社による学校設置という形態のまま、制度改正がなされ、私学助成金や各種補助金の助成を受けられることになれば、教育・研究の更なる質の向上を図ることが容易になり、望ましい。
- （千代田区【D大学】）社団・財団の別を考えれば、株式会社が学校法人格を取得することは理論的に不可能である。質問の意図が、学校設置会社と学校法人が税制上の優遇などについて区別（差別）されないという意味ならば、それは望ましいことであると考え。
- （立川市）新たな制度が導入される際には、その制度の目的や効果等、詳細を理解したうえで、熟慮して検討したい。
- （杉並区）学校法人制度の、どの部分が見直されるかによる。資金面においては、現在の学校法人は、内部留保を除けば寄付によるしか資金を集める方法はない。しかし、株式会社は増資や株式公開によって機動的に資金を調達できるメリットがある。また、組織としての意思決定においては、学校法人は理事会が最高意思決定機関で、理事は血縁関係者や利害関係者が多く占めることを禁止している。一方、株式会社は株主総会が最高意思決定機関なのだが、株数に応じて議決権があるので、51%を一人が出資していれば、一人で意思決定が可能となってしまうが、これもそもそも学校が設立者の強い教育観で作られたことを考えると、学校運営の基本方針を考えれば、望ましいと考える。
- （大阪市【E大学】）現状、株式会社立学校に対する制度上や運営上のメリットが感じられない状況にある。特に経営専門職大学院という点で言えば、当初は自由度の高い実践的な教育カリキュラムや教育方法が可能だと聞いていたが、実際は制約が多く、学校法人の運営する学校に対し大きな特徴を出しづらい点があげられる。この点を是正することが重要であると考えており、法人格上の問題は重要ではないと考えている。
- （福岡市【F大学】）それぞれメリット・デメリットが存在する問題である。学校法人化した場合の特に初期費用に関するデメリットが緩和される余地があるのであれば、前向きに検討できる問題と認識している。

### 学校の卒業生の進学・就職状況（学校設置会社の回答）

#### <ポイント>

- 社会人が対象である大学も少なくないが、卒業生の進学・就職状況としては、厳しい雇用情勢の中、一定の就職率にあると回答している。

#### <個別の回答>

- （札幌市、千葉市、千代田区、横浜市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、松山市、福岡県【A大学】）2009年3月に、本学の第2期生235名が卒業した。激動の時代の中、94.5%の就職決定率を出すことができた。その要因の一つは、卒業生の多くが、キャリア形成の授業をはじめ、インターンシップ、資格取得など積極的かつ主体的な多岐にわたる学生生活活動を通して自信をつけたこと、自らキャ

リア教育を切り開き、さまざまな分野で専門性を生かす力を養ったことにある。この成果は、次に続く学生の活力になっている。

- (千代田区、八王子市、大阪市【B大学】) <大学>就職: 85名 起業: 2名、進学: 16名、フリーランス(アーティスト): 6名 その他: 49名、<大学院>起業: 18名 就職: 13名 転職: 28名 進学: 3名 在職: 49名、フリーランス: 7名 その他: 26名
- (千代田区【C大学】) 本学の入学条件として社会人経験を義務付けており、学生は原則社会人である。
- (千代田区【D大学】) 教育機関に16名が就職している。
- (大阪市【E大学】) 本学の場合、社会人を対象としているため、全員が就職している状況にある。

### 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果 (学生からの回答)

#### <ポイント>

- 資格取得を目的に入学している学生がほとんどであり、ダブルスクールの負担軽減のためといった理由が多い。特に株式会社だからという理由で入学したわけではないという声が少なくないが、株式会社ゆえのサポートの良さを期待する向きもある。
- 実際に入学してからの感想としては、カリキュラム変更の多さや募集停止に不安を感じている学生もいる一方、実務的知識の取得に適したカリキュラムを評価する声や、株式会社による運営の柔軟性を評価する声もある。

#### <個別の回答>

- (札幌市) 資格の勉強がしやすいので選んだ/ダブルスクールをする必要がない/この大学が資格を取得するのが目的の大学であるのに授業で資格に直結する授業がない。主に学ぼうとした資格についてのカリキュラムが少ないと思った/実際に入学してみると、度重なるカリキュラムの変更やキャンパスの新入生受入れ停止などあまり充実した学生生活は送れなかった気がする/株式会社であることについては特に何も考えていなかった/入学してからキャンパスがなくなったり、入学前と話が違うなどと思った/認められて設立されたはずなのに、次から次へと問題が起きて変だと思ふ/政治的圧力が強すぎて国は日本の子どものことを考えているとは思えなく、政治不信になった。
- (千葉市) 資格の勉強ができるから/資格を取りやすそうだったから/特定事業者が母体の大学だから/普通の大学にはない独自のカリキュラム(キャリア授業など)や資格取得のサポートをしてもらえるため/普通の大学とは違い、学生に対するサポートをしっかりとってくれるから/株式会社立の大学であることが、入学した理由ではない/格取得の為のカリキュラムが単位として認められていたことは、良かったと思う/大学と専門学校が1つになっている所にメリットを感じたから/多少の資格が取れた/学費が安いから。
- (千代田区) 無駄な設備がなくて、必要最低限のものはちゃんとそろっているし、学費も安いし、経済的だと思う。実務家の先生が多くいるので、とても勉強になる/特に株式会社立だから選んだわけではない/今の世の中のビジネス・トレンドなどを把握できる/特別講師として有名なプロデューサーや社長の話を招いている/産学連携がしやすい/株式会社による運営の柔軟性のおかげで、よく学生のニーズに応えてくれている。補助金が付与されていない分、真剣に取り組まないと学生が集まらないことが学校側も緊張感を持って対処してくれると思う/株式会社という事でお客である学生の要望には迅速に対応している/ステークホルダーに対する責任があるので、教授陣に遠慮することがなく学校の運営ができていていると感じる/教授の熱意がまちまち/株式会社立の初めての学校なので、関心があった。良くも悪くも営業成績を大切にするので、入学した以上は客として丁寧に扱い、卒業したら進路を確保するために力を注ぐから/独自の理念やカリキュラムがあり、個性に合ったものを選べるから/公的資金の投入がないことで、「経営悪化の際にはすぐに閉校になるのでは」という不安はある/普段、授業を受けていて、株式会社と学校法人との違いを実感することはほとんどない。
- (八王子市) 講師は実務家が多いので、現場にいる人の声を聞くことができるとともに、世の中のトレンドを把握できる/人脈が作りやすい/他の大学には無いような新しい授業がある/設備の更新が遅い。学生の意見が反映されやすい反面、設立後間もないためか手探り状態で負の面も多いと思う。
- (静岡市) 資格取得に力を入れているから/資格試験に関する勉強が充分にできたので、目標を定めて計画的に勉強を進めることができた/株式会社であることが意識しなかった/資格取得やビジネスにお

ける実務的知識の取得に適したカリキュラムは非常に効果があった／A大学の教育目標は非常に意義のあるものだったと感じている／赤字によって学校が存続できなくなる点が寂しい／不便なところの具体的な内容は、教授陣との対話が電話や回線によるものでしかないので、表情など対面してしか伝わらないニュアンスが伝わりにくいので、相談や質問がしにくかった／入学してからは途中で単位取得の変更があったので、戸惑った。

- (大阪市) 資格が取れる学校ということでも有名だったので入学した／大学の生徒とライセンスの授業を受けている人たちが一緒の階の近くの教室で授業を受けるのはおかしい／株式会社であるということ意識することなく、普通の大学と同じように学んでいる／中継授業は中断等が多くて困る／身近に社会を体験できる／生徒と先生の割合が他の大学よりも良い／資格取得に特化したカリキュラムが薄いと思った／具体的・実践的な指導を受けられる／ビジネスに直結することをテーマとすることができ、実践的だから／学生と教員、学生と学校の距離が近く、コミュニケーションが取りやすい／特に株式会社立ということで入学したわけではない／分野に興味があったので／授業レベルは高いのもあれば低いのもある／まだまだ大学の知名度や認知度が低いので、就職活動が難しい／留学生の方がたくさんいて、国際色豊かである／株式会社立ということで、サービス精神が旺盛である／学生の要望にも瞬時に応えもらえる。
- (岡山市) 株式会社立の学校ということ意識せず入学したので特にない／学費が安かったので／大卒資格がもらえて資格も勉強できる／全く情報が回ってこないで、どうにかしてほしい。
- (広島市) 公務員試験の勉強のため／(予備校の)講座が無料で受講できるため／自由に大学の特色を出すことができるため／大学卒業資格が取得できるため／資格試験の勉強ができるため／マイナス部分が多い。
- (松山市) 在学中に資格取得と大卒資格を同時に手にしたかった／カリキュラム変更が多く苦労する／度々の改変で当初の学習目標との食い違いが出てきた。
- (福岡県) ダブルスクールをしないのでよから／大学の授業と資格ライセンスが一緒になっていたため／資格取得のため／株式会社立という理由で本学を選んだわけではなく、インターネットによるオンデマンド方式で、通学する必要がなく、空き時間を利用していつでも受講できるというスタイルがメリットで入学したという意見が大多数を占めた。実際に入学をしても、仕事と学業の両立もでき、時間を有効活用できるため、満足しているとの回答が得られたが、株式会社立としての効果としては現状感じていないとの意見が多かった。

### 学校設置会社が備えるべき書類(貸借対照表、業務状況書類等)の情報公開(生徒・保護者からの回答)

#### <ポイント>

- 学校設置会社が備えるべき書類の情報公開については、「情報公開が行われていることを知っているが、活用したことはない」が最も多く、情報公開の事実を知らなかったとの回答も少なくない。

#### <個別の回答>

- ① 情報公開が行われていることを知っており、活用したことがある。
- ② 情報公開が行われていることを知っているが、活用したことはない。
- ③ 情報公開が行われていることを知らなかった。

地方公共団体	情報公開について
札幌市 (A大学)	【学生】①1名、②8名、③2名 【保護者】①0名、②4名、③7名 ・活用はしていないが、貸借対照表はネットで見たことがある。
千葉市 (B大学)	【生徒】①0名、②1名、③9名 【保護者】①0名、②10名、③0名

千代田区 (A大学、B大学、C大学、D大学)	<p>②7名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット等で請求できるとありがたい。</li> <li>・きめ細かな対応をしていただいているので感謝している。</li> <li>・利用したことはないが、今回の募集停止の件で情報公開の必要性は感じた。</li> <li>・普通の財務諸表ではなく、理解しやすいものにするとういと思う。</li> <li>・学校設置会社の運営状況については、興味がある。今後も情報公開は色々な点で行ってほしい。</li> <li>・運営が株式会社であること自体に本質的な課題はない。情報公開はされており、長期の運営に問題がないことが明らかであれば問題はないと考える。</li> <li>・情報公開が行われていることは知っていたが、今までは必要性もなく、閲覧したことがなかった。しかし、自分の支払った授業料の使い道には興味があるので今後は活用していきたい。</li> </ul> <p>③2名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何の情報公開が行われているのか知らないから、活用しようがない。</li> <li>・もっとアピールした方がよい。全く知らなかった。</li> </ul>
八王子市 (B大学)	<p>① 4% (学生)、4% (保護者)</p> <p>② 40% (学生)、38% (保護者)</p> <p>③ 56% (学生)、58% (保護者)</p>
静岡市 (A大学)	<p>【学生】①1名、②6名、③1名 【保護者】 ①0名、②8名、③0名</p>
大阪市 (A大学)	<p>【学生】①1名、②2名、③6名 【保護者】 ①0名、②5名、③1名</p>
大阪市 (E大学)	<p>①0名 ②5名 ③0名</p>
大阪市 (B大学)	<p>【学生】①0名、②4名、③4名 【保護者】 ①0名、②3名、③1名</p>
岡山市 (A大学)	<p>【学生】①0名、②6名、③1名 全く情報が回ってこないのので、どうかしてほしい。</p>
広島市 (A大学)	<p>&lt;学生アンケート&gt;①0名、②2名、③5名</p> <p>・手続きが面倒、開示を求めたが無理だと言われた</p> <p>&lt;保護者アンケート&gt;①0名、②3名、③0名</p>
松山市 (A大学)	<p>【学生】①0名、②2名、③3名 【保護者】 ①0名、②3名、③2名</p>
福岡県 (A大学)	<p>情報公開の実施については、11名の保護者が知っており、その内1名は活用したことがあると回答。情報公開制度を知らなかったと回答したのは1名であった。学校に対する保護者の意見としては、大学は色々な意味でよく努力されていると感じる。定期的に父兄に対し、教育目標などについて懇談会などが実施され説明があり安心してほしいとの意見が寄せられている。</p>
福岡県 (F大学)	<p>公開されていることを知らない学生が約半数を占めたことにより、学生が確認しやすいところに情報公開をするか、定期的に掲示板等で大学側からの案内が必要だとの意見が上がった。</p> <p>一方で、特に財務状況を確認する必要性が感じられないとの意見もあった。</p> <p>《集計結果》</p> <p>①3.91% ②54.69%③40.63%</p>

# 規制所管省庁による調査結果

## 平成21年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	文部科学省
2. 特定事業の番号	816
3. 特定事業名	学校設置会社による学校設置事業

### 4. 弊害の発生に関する調査

4-1. 調査(その1) ※複数の弊害を想定して調査を行った場合は、弊害ごとに4-2以降同様の様式を用いて記述すること。

①	調査内容	学校設置会社による学校設置事業の実施状況、株式会社のメリット、株式会社立であることによる課題・問題、学校設置会社によって設置された小学校、中学校、高等学校、大学(大学院)における教育活動等について
②	調査方法	書面による調査(アンケート及びデータ収集)(なお、学校への実地調査を別途実施)
③	調査対象	平成16~21年度中に「学校設置会社による学校設置事業」を開始した学校設置会社(学校設置会社が設置する小学校、中学校、高等学校、大学(大学院を含む))、認定地方公共団体及び当該認定地方公共団体が所在する都道府県
④	実施スケジュール	①アンケートの配布時期:10月中旬 ② " " 回収時期:11月上旬
⑤	調査結果	<p>(1)学校経営面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校設置会社の資金調達については、株式発行よりも、特定の株主からの借入れや業績の好調な他事業部門からの融通に頼っている例が見られる。</li> <li>・過半の学校で大幅な定員割れの状態にあり、過半の学校設置会社で学校部門の収支状況が赤字の状態にある。</li> <li>・ある学校(大学)設置会社においては、当該株主であり借入れ先であった親会社の財政事情の悪化を受け、開校3年目に学校の経営を断念し、平成21年度からの学生募集を停止。</li> <li>・ある大学においては、学部のキャンパスを段階的に閉鎖し、開校6年目に学生募集停止を決定。</li> <li>・ある学校においては、設置者形態を株式会社から学校法人へ変更し学校を継承するため、所轄庁に申請中。</li> <li>・親会社である株主の経営悪化を受けて、学生募集の停止に至った経営困難な学校について、株主が当該設置会社の持株を売却することも想定され、株主の意向や株主変動によって、学校教育の安定性・継続性に問題が起こることが具体的に心配される事態が生じている。</li> <li>・教員の人件費について、①他事業部門や別会社の出向社員を教員に充てることにより、非常に低く抑えている事例が複数ある、②学校長の人脈や理念により教員の給与が著しく低く抑えられているなど、学校運営の適性が懸念される事例や固有の事情が見受けられた。</li> <li>・3分の1の学校が、学校法人化を視野に入れ、今後の経営方針を検討している。</li> </ul> <p>(2)教育研究面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校については、一部に不適切な指導体制や法令上疑義のある運用が確認されるとともに、法令上必要とされている施設を備えていない例が確認された。また、指導方法を簡略化するなど通信による教育の指導方法について問題のある事例が見られた。</li> <li>・通信制の高等学校については、学習センターやサポート校での活動について、高等学校での教育活動と混然一体となっているかのような事例が見られることから、今後、高等学校の教育活動や運営が適正に行われているかという観点から十分注視する必要がある。</li> </ul>

	<p>・大学については、単に資格取得に必要な知識や実務上のノウハウを習得するための教育だけではなく、大学の目的に沿った深く専門の学芸を教授研究するための教育を総合的・体系的に展開しているかどうか、引き続き十分検証する必要がある。</p> <p>・廃止を決定した学校では、廃止するまでの経費を節約する観点から、今まで借りていた校舎から狭い校舎に移転したことから、教育体制に影響はないか引き続き注視する必要がある。</p> <p>・大学等においては、研究活動に係る環境整備がハード面・ソフト面とも十分とは言えないものが多い、という教員からの声が複数ある。研究室も研究のための予算もなく、大学独自の研究を行う仕組み自体が存在しない例もある。</p> <p>・通学キャンパスの変更を強いられた学生は、通学の時間的・肉体的負担に対する不満や、今後の学生生活への不安の声が聞かれた。</p> <p>・現在のところ、オーナー株主など特定の株主に占められているため、学校経営に見識や知見を欠く株主が多くを占めた場合の状況は検討材料を欠いている状況である。</p> <p>(3) 認定地方公共団体の責務</p> <p>・セーフティネットの整備事務を事実上学校に委ねることとなっているなど、ほとんどの認定地方公共団体においてその責務が十分に認識されておらず、具体的な対策が講じられていない。</p> <p>・ある学校設置会社の学校経営存続の危機局面(結果として経営断念)における校舎の賃貸借契約の更新が行えないという事態に対して、認定地方公共団体は、財政支援や認定地方公共団体の施設の提供、代替校舎の確保の協力などは行わず、学生の教育環境の確保という面での積極的な対応をとらなかった。</p> <p>・特区法で義務付けられた認定地方公共団体による評価及び評価結果の公表(高等学校以下)については、評価を未だに実施していない例や、評価結果の積極的な公表を行っていない例があった。</p> <p>・認定地方公共団体による設置認可が、手続きや基準等が不明瞭なまま行われてるケースが一部に見られた。また、認定地方公共団体において、企業の誘致という観点が重視される一方で、学校に対する教育面からの指導についての体制や取組が十分とは言えない事例が見られた。</p> <p>(4) その他</p> <p>・本特例措置の全国化については、回答のあった認定地方公共団体の意見としては、「引き続き検証が必要」「わからない」の合計が大半を占めた。</p> <p>・特例措置の全国化の是非に関しては、「全国化が野放図な過当競争に繋がった場合、公教育の意義や質の維持が懸念される」、「全国展開されると自治体のセーフティネットを敷かない状態で学校が設置されることになる」との考えから「全国化すべきでない」とする意見もあった。</p>
<p>⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無</p>	<p>以上のように、学校設置会社による学校設置事業については、経営面及び教育研究面等において多くの問題点が認識されているものの、以下の理由により現段階では引き続き弊害の有無の検討に必要な情報の収集に努める必要があると考える。</p> <p>○義務教育段階については、小学校・中学校各1校しか事例がなく、小学校については平成20年4月に開校したばかりであり、また、中学校については累積赤字が増加傾向にあるとともに学校法人化を強く希望しているところであり、弊害の有無及びその原因について分析する材料を欠く状態にある。</p>

		<p>○ 高等学校については、現在23校の事例がある。しかしながら、収支赤字の事例が4割あり、人件費を抑えている一方で、入学者数の減少傾向も見られることから、今後の経営動向を引き続き注視することが必要。また、経営の観点が重視され、教育の質の向上の観点から適切とは言い難い事例も確認されるなど、教育面についても課題が多く、引き続き検証を行うための情報の収集に努める必要がある。</p> <p>○ 大学等については、6校という数少ない事例中、1校は学校事業から撤退を、1校は学部の14キャンパスすべての閉鎖を、それぞれ、いずれも開校後数年内に決定している(この他にも既に株式会社による経営を断念し学校法人化した事例もある。)。また、①6校中5校において収支が赤字であること、②2校が学校法人化も視野に入れて経営改善策を検討中であること、③教育面については、単に資格取得に必要な知識や実務上のノウハウを習得するための教育内容に偏っている事例や、教室等の整備が不十分な事例が見られたこと、④研究面については、継続的な活動の蓄積や環境整備の上に成り立つ面があり、設立後数年間でその評価を行うことは極めて難しい上、ほとんどの大学で体制整備がない、又は不十分と考えられ、研究活動の成果を評価できる段階にないこと、⑤地方自治体にセーフティネットを講じることを義務づけている現状でさえ、キャンパス閉鎖等によって新幹線通学を余儀なくされるなど、学生への重大な不利益が生じていること、⑥これまで学校設置会社が設立している大学で認証評価機関の認証評価を受けたものはなく、客観的にその教育研究の質を把握できる段階にはないこと、という状況等に照らしてみても、株式会社による学校運営の不安定性及び教育研究上の諸問題を効果的に防ぐ方法の有無も含め、引き続き検証・分析を行う必要がある。</p>
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	<p>いずれの学校種についても前述のとおり検討材料を欠き、株式会社本来の流動的かつ不特定多数の株主の利益追求に基づく意思決定と、学校経営に求められる継続性・安定性の確保とをいかに両立させるかという本質的な検証ができない状況にある。したがって、本特例措置については、依然、全国化の是非を判断する段階には至っていないと考える。</p>